

平成 27 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成 27(2015)年 6 月
美作大学

1

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	16
基準 3 経営・管理と財務	58
基準 4 自己点検・評価	76
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	83
基準 A 本学が使命とする「地域社会の生活を支える専門的職業人の育成」 の適切性	83
V. エビデンス集一覧	92
エビデンス集（データ編）一覧	92
エビデンス集（資料編）一覧	93

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学校法人美作学園の建学の精神と目的

大正 4(1915)年創立の学校法人美作学園は、今年(平成 27(2015)年)が大きな節目である創立 100 周年の年であり、5 月 7 日には岡山県知事をはじめとし地元自治体の市町村長等多くの関係者の出席の下、創立 100 周年記念式典を執り行ったところである。周年行事には、「美作の DNA 100 年の輝き」というサブタイトルをつけ、本学園が創立時から一貫して目的とし、その達成に取り組んできた「地域の暮らしをささえる人づくり」を、「美作の DNA」の文言で表現することとした。

津山高等裁縫学校として発足した本学園は、当時から小学校裁縫専科正教員を養成、数年後には尋常小学校准教員の養成を始めている。その目指すところは、知識・技能を身に付けた専門性をもった人材育成、それによる女性の自立であった。

そのような本学園の建学の理念を示すことにする。

<建学の理念>

本学園は豊かな情操と知性とを育むことにより、人としての道を培い、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的とする。

あわせて本学園は、寒さに耐え凜として薫り高い花を咲かせる白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴とする。

戦後、昭和 26(1951)年には美作短期大学(現美作大学短期大学部)を開学し、順次教学体制を整備する中で、栄養士養成、中学校家庭科教諭、保育士及び幼稚園教諭養成、次いで昭和 42(1967)年には美作女子大学(平成 15(2003)年の共学化により美作大学と改称)を開学し、中・高等学校家庭科教諭及び管理栄養士養成、昭和 56(1981)年からは小学校及び幼稚園教諭養成を開始、そして現在大学ではこれらに加え保育士及び栄養教諭の養成、更に平成 12(2000)年福祉環境デザイン学科(現社会福祉学科)を開設し、社会福祉士及び建築士の養成(建築士養成については平成 22(2010)年募集停止)を開始し、現在、食・子ども・福祉の分野で地域社会の生活を支える人材養成に専心している。また多様化・複雑化する地方社会の諸課題への解明の要請に応えるべく、平成 17(2005)年からは大学院を設置し、より高度な知見と技術を身に付けた高度専門職業人の養成を開始し、現在にいたっている。

このように、長い歴史の中で本学園は社会の変化・要請に対応して一貫して地域社会に貢献する人材育成を行ってきた。学園のこういった理念・目的に即して美作大学は次に示す理念・目的を掲げ、その達成へ向けた教育研究を展開している。

2. 美作大学の理念・目的、使命

美作大学は、学園の「建学の理念」に則り、教育研究の研鑽に真摯に取り組む教職員による高等教育・学術の拠点としてその社会的使命を果たしていくため、次の 4 点を未来に向けた本学の目的とする。

1. 専門教育と教養教育の充実、及び両者の調和を図ることにより、新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成を目指す。
2. 小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し能力を向上させ、創造的で自立した

人間の育成を目指す。

3. 地域社会の課題を反映させた教育研究への取り組みにより、社会の発展に寄与することを旨とする。

4. 地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与することを旨とする。

本学は岡山県北唯一の大学院を備えた大学である。それだけに本学の重要な使命は、急速に進む人口減少の中で「多様化し、複雑さを増す生活問題の解明・解決に取組み、地域社会で求められる人材の育成に努め、生活の質向上に寄与」することである。

今一つの本学の使命は、「地域社会に開かれた大学として、文化・産業そして行政等の面での貢献」である。平成 15(2003)年設置の「地域生活科学研究所」では、地域の課題を反映させた研究、産官学民共同の研究・商品開発・産業振興の取組みを展開し、地域の要請に答えている。

3. 大学の個性・特色

食と子どもと福祉の分野で「地域の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の育成」という本学の使命、岡山県内の高等教育機関が県の南部に集中する中、県北唯一の大学院を備えた四年制大学という地理的条件を踏まえ、次の諸点に力を傾注してきており、それは創立 101 年以降も変わることがない、言わば本学の DNA とも言えるものである。

①地域をキャンパスとした学び・教育

取組みの詳細については、本報告書の「IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価」で述べることにするが、教員と学生が一体となりそれぞれの学科がその専門分野において、自治体・教育委員会や社会福祉協議会等と協働で地域の課題に取り組んでいる。地域社会の在り様に深く関わる専門職人材育成を目的とする本学にとり、「学修 ⇒ 体験 ⇒ 気づき」の循環の中で地域社会の課題を直接肌で感じ取り、課題への取組み手法、各世代の人々との関わりの中でコミュニケーション能力、人間関係形成力を育てる上で不可欠なものとして、大学あげて取り組んでいる。

②専門職への高い就職実績

かつて女子大時代(平成 13(2001)年)本学は女子大として全国一の就職率を上げ、マスコミで紹介されたが、共学化後においても景気に左右されることなく常に 90%台後半の高い就職実績をあげてきている。特筆すべきはその多くが資格を生かした専門職、しかも出身地で就職し、地域社会の生活の質の向上に重要な役割を果たしていることである。それは全教員による就職先開拓の取組みも一因ではあるが、上記①で述べた地域社会をフィールドとした取組みが重要な要因となっている。

③地方都市機能の一翼を担う地方社会貢献

地方小都市(津山市の人口は約 10 万 5 千人)にあっては、産業・教育・福祉更にはまちづくり等の点で、大学に期待する所が極めて大きい。①で述べた地域をキャンパスとした取組みは、一面では学生の効果的な学びを目的としているが、他面からみるとそれらの活動を通じた地域社会への貢献である。地域生活科学研究所による各種の地域の課題解決へ向けた取組みや、産官学民の連携による地元産の農産物の成分・機能分析、食品開発やブランド化、バリアフリーデザイン研究等はその一端である。また、周辺自治体の各種審議会にも実に多数の教職員を委員として派遣している。このように本学は、岡山県北において

不可欠な高等教育機関としての機能を十分に果たしている。

折しも人口減少の中で地方創生の取組みが重要課題として浮上している。創立 100 周年を機に、本学がこれまで実践してきたことに思いを致す中で、地方創生に関連した諸要請に真摯に対峙し、本学の使命・目的の達成に向け新たな一歩を踏み出すこととしている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大正 4 年 4 月	苫田郡教育会が津山市に津山高等裁縫学校を創設
昭和 23 年 4 月	学制改革により岡山県美作高等学校を設置
昭和 26 年 4 月	美作短期大学（家政科）を創設
昭和 42 年 4 月	美作女子大学（家政学部家政学科、入学定員：80 人）を創設 美作女子大学附属幼稚園を創設
昭和 44 年 4 月	家政学部家政学科を家政学専攻（入学定員：30 人）と管理栄養士専攻（入学定員：50 人）に専攻分離
昭和 53 年 4 月	美作短期大学を大学のある現北園校地に移転し、美作女子大学短期大学部と改称
昭和 56 年 4 月	家政学部 に 食物学科 と 児童学科 の 2 学科を設置、 家政学科は募集停止（食物学科入学定員：40 人 児童学科入学定員：60 人 計 100 人）
平成 12 年 4 月	学部名称を生活科学部に改称 短期大学部の定員の一部を大学へ移し、大学に福祉環境デザイン学科（社会福祉コースと福祉建築コースの 2 コース制、入学定員：80 人）を設置、また、食物学科を管理栄養士養成課程とし入学定員を 80 人へ増の改組
平成 14 年 4 月	短期大学部に専攻科介護福祉専攻を設置
平成 15 年 4 月	児童学科が保育士養成施設指定（入学定員 60 人の内 30 人の指定） 大学、短期大学部共に男女共学とし、大学名を美作大学、美作大学短期大学部と改称 地域生活科学研究所を設置
平成 17 年 4 月	大学院生活科学研究科生活科学専攻修士課程（食生活安全学、児童心理学及び居住環境計画学の 3 分野で構成、入学定員：8 人）を設置
平成 18 年 4 月	大学コンソーシアム岡山加盟

- 平成 19 年 4 月 児童学科の入学定員を 80 人へ増
これにより生活科学部入学定員は 220 人⇒240 人
大学院生活科学研究科生活科学専攻博士後期課程（食生活安全学・機能食材開発及び居住環境計画の 2 分野で構成、入学定員：3 人）を設置
津山市立図書館との相互利用協定の締結
- 平成 20 年 4 月 福祉環境デザイン学科を福祉のまちづくり学科に改称し、社会福祉専攻（入学定員：50 人）と建築・まちづくり専攻（入学定員：30 人）の 2 専攻に分離
大学院人間発達学研究科人間発達学専攻修士課程（発達支援及び学校・教育課程開発の 2 分野で構成、入学定員：5 人）を設置、これに伴い、生活科学研究科博士前期課程の入学定員を 3 人へ減
津山市、美作大学（美作大学短期大学部を含む）、国立津山工業高等専門学校との三者間の包括協定を締結
- 平成 22 年 4 月 児童学科の保育士養成施設としての認定数を 30 人から 50 人に増（入学定員 80 人のうち 50 人）
- 平成 23 年 4 月 福祉のまちづくり学科を建築・まちづくり専攻の募集停止に伴い、社会福祉学科へ名称変更（入学定員：50 人）
- 平成 24 年 4 月 美作大学大学院生活科学研究科博士後期課程を募集停止。それに伴い、生活科学研究科博士前期課程を修士課程とする
- 平成 27 年 5 月 美作学園 100 周年記念式典を挙行（5/7）

注：太字の箇所が主に大学及び大学院の沿革に係るものである。

2. 本学の現況

- ・ 大学名
美作大学
- ・ 所在地
岡山県津山市北園町 5 0
- ・ 学部構成

○学部・学科等及び大学院の構成

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学 部 等	学 科 等
生活科学部	食物学科
	児童学科
	社会福祉学科
生活科学研究科	生活科学専攻（修士課程）(*)
	生活科学専攻（博士後期課程）

人間発達学研究科	人間発達学専攻（修士課程）
----------	---------------

注：生活科学専攻（博士後期課程）は平成 24 年度より募集停止（平成 27 年 5 月 1 日現在、学生が在籍するため表に記載）。それに伴い生活科学専攻（博士前期課程）は生活科学専攻（修士課程）とする。

○短期大学の学科等の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学 科 等
栄養学科
幼児教育学科
専攻科介護福祉専攻

・学生数、教員数、職員数

○学部 of 学生数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学科等	入学定員	編入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在学学生総数
食物学科	80	若干名	320	93	97	92	95	377
児童学科	80	若干名	320	92	90	103	95	380
社会福祉学科	50	若干名	200	48	44	62	56	210
合 計	210	若干名	840	233	231	257	246	967

○大学院 of 学生数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

研究科等	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	在学学生総数
生活科学研究科生活科学専攻（修士）	3	6	0	1	—	1
生活科学研究科生活科学専攻（博士後期）*H24年度より募集停止	—	—	—	—	3	3
人間発達学研究科人間発達学専攻（修士）	5	10	0	2	—	2
合 計	8	16	0	3	3	6

注：①生活科学専攻（博士後期課程）は平成 24 年度より募集停止（平成 27 年 5 月 1 日現在、学生が在籍するため表に記載）。

それに伴い生活科学専攻（博士前期課程）は生活科学専攻（修士課程）とする。

○短期大学の学生数（平成 27 年 5 月 1 日現在）

学 科 等	入学定員	収容定員	1年次	2年次	在学学生総数
栄養学科	40	80	48	36	84
幼児教育学科	70	140	64	72	136

美作大学

専攻科介護福祉専攻	20	20	18	—	18
合 計	130	240	130	108	238

注：専攻科介護福祉専攻は1年課程である。

○附属幼稚園の園児数 (平成27年5月1日現在)

入学定員	収容定員	年少児	年中児	年長児	在園児数総数
65	205	64	72	66	202

○同一法人 岡山県美作高校の生徒数 (平成27年5月1日現在)

	全 日 制				通信制	合 計
	1年次	2年次	3年次	計		
入学定員	250	250	250	750	300	1,050
在学生	263	297	230	790	140	930

○教員数 (平成27年5月1日現在)

学科・専攻・研究科 研究所等	専任教員数					助手	兼任 教員数	兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計			
食物学科	6	9	3	0	18	5	15	27
児童学科	7	6	7	0	20	0	7	44
社会福祉学科	5	5	2	0	12	0	13	35
生活科学専攻(修士課程)	0	0	0	0	0	0	8	1
人間発達学専攻(修士課程)	0	0	0	0	0	0	8	2
地域生活科学研究所	0	0	0	0	0	0	17	0
合 計	18	20	12	0	50	5	68	109

注：学長は専任教員数に含まれていない。

○職員数 (平成27年5月1日現在)

	事務・技術職員等
正職員	20人
契約職員等	18人
パート	7人
計	45人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

平成 12(2000)年の大幅な改組、そして平成 15 (2003)年の共学化を踏まえ、その不易の精神を生かしつつも、新たに美作学園の建学の理念を、そしてそれを受けて大学の理念・目的の制定を行った。大学の使命・目的については、箇条書きで 4 点列挙している。いずれも具体的且つ平易な表現で、内最初の 2 点は本学の教育目的を、後の 2 点は本学が果たすべき社会的使命を謳っている。

学部にあつては、この大学の使命・目的とりわけ本学が目指す人材養成については当然のことであるが、その核となる内容を大学学則第 1 条に次のように組み込み、「生活の質の向上に貢献できる、人間性豊かな専門的職業人の養成」、「小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し、能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成」と明確に述べている。

人材養成の目的については、大学学則第 4 条の 2 で各学科毎に明確に謳っており、その目的達成へ向けた教育目標についても、各学科毎にそれぞれ箇条書きで具体的に定めている。

大学院についても、大学の理念・目的の精神を踏まえ、学則第 1 条で「高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、人格を陶冶し、文化の進展及び生活の向上に寄与する」と述べている。人材養成の目的についても、学則第 10 条の 2 において、研究科・専攻のそれぞれ分野毎に具体的且つ明確に表明している。

本学は、生活科学部 1 学部であり、その中に食物学科、児童学科及び社会福祉学科を設置、そして大学院にあつては食に関する生活科学研究科と子どもの発達・教育に関する人間発達学研究科を設置している。加えて同一キャンパス内にある美作大学短期大学部においても、栄養学科と幼児教育学科、そして 1 年課程の専攻科介護福祉専攻を設置し、教育研究を一体的に推進している。そのため、本学の目的をできるだけ端的かつ平易に発信するべく、「食、子どもそして福祉の分野で地域の生活を支える専門的職業人の養成」と表現し、ホームページ、テレビコマーシャル、入学・卒業式式辞やオープンキャンパス等、各種の媒体、行事等の機会を活用し、周知を図っている。

本学の使命、目的に対する思いが強く、理念・目的、人材養成の目的等に関する記述は詳細になっているが、学則ではその核となる部分を中心に簡略且つ具体的に表明、また社

会に対しては、1 回耳にしたら記憶に残るよう簡にして要を得た表現で周知を図っている。

[エビデンス集・資料編]

【資料 1-1-1】 大学履修要項 (p.2、3)「理念・目的、教育目標」【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-2】 大学学則第 1 条【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-3】 大学学則第 4 条の 2【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-4】 大学履修要項(p.16、21、26)「各学科の教育目標」【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】 大学院学則第 1 条【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-6】 大学院学則第 10 条の 2【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-7】 大学院履修要項(p.2)「大学院の教育目標」【資料 F-5】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

本学を設置する学校法人美作学園の建学の理念は、「豊かな情操と知性を育むことにより、一人の自立した人間として国際的な視点から社会に貢献できる、自由で創造的な人格の育成を目的」とし、「白梅を学花に定め、これを目指す人間像の象徴」とすることを簡潔に宣言している。大学においてはこれを具体化すべく、大学の理念・目的において 4 つの視点から簡潔に箇条書きで文章化している。即ち「新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成」、「創造的で自立した人間の育成」、「地域社会の課題を反映させた教育研究への取組みにより、社会の発展に寄与」、「地域社会の人々に対し広く学習の機会を提供し、文化の進展に寄与」の 4 つを目的として表明している。

このように、本学では使命・目的等が学内外の人に十分伝わるよう詳しい記述を行うと同時に、その核となる部分については簡略且つ適格に表現している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 1-1-8】 大学履修要項 (p.2、3)「理念・目的、教育目標」【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-9】 大学学則第 1 条・4 条の 2【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-10】 平成 27(2015)年度入学式式辞 (学長)

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学を設置する学校法人美作学園は、平成 27(2015)年が創立 100 周年の節目の年に当たる。本学園は創立時から、技術を身に付けた自立した女性の育成を目指してきた。その精神は、昭和 26(1951)年の短大設置、昭和 42(1967)年の大学設置、更に平成 12(2000)年の改組においても発展的に受け継がれ、地域社会において「食、子ども、福祉の分野で生活を支えることのできる専門的職業人の育成」を目的・使命とし、それを果たすための教育研究に注力し、国家試験合格、教員採用、保育士養成で高い実績をあげてきた。

本学は、岡山県北の大学院を有する唯一の大学である。学園創立 100 周年を機に、教育目的・目標とその到達点を今一度確認するとともに、これまで培ってきた本学の教育研究の更なる質の向上を目指し、大学での学修(学問知)と「地域をキャンパスとした教育・学

修」(実践知)を組合せ、その循環による教育力向上を図り、少子高齢化とそれに伴う人口減少という困難な課題に直面している地方社会の在り様を常に直視し、「地(知)の拠点」として、専門性を生かして地域に貢献できる人材の養成と、地域社会と連携したまちづくりと生活の向上に一層邁進していく。そのような取組みの推進の中で、急速に変貌する地域社会の課題を的確に捉え、本学の使命・目的の点検と表現等の一層の明確化について継続的に検討していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

1-1 で示したように「新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の育成」、「地域社会の課題を反映させた教育研究への取組み」という本学の掲げる使命・目的は、中山間地の小都市に位置している本学の地理的条件の中から、言わば必然的・自覚的に生み出されてきたものである。

地方社会が直面している深刻で複雑化している様々な課題に対し、学部に加え大学院における教育研究により、食の分野では、食の教育研究を通じた地域の人々の健康の維持・増進に貢献できる職業人、子育て・教育の分野では、発達と教育・支援に関する教育研究を通して、教育・子育て支援に貢献できる職業人、福祉の分野では、生活者の立場・住民の視点からその人の思いや暮らしに寄り添った支援・まちづくりに貢献できる職業人の育成の真摯な取組みは、本学が最も重視しているものである。

そのためいずれの分野でも、単なる知識・理論でなく、それぞれの分野で地域との連携・共同の中で現場と関わり、課題を肌で感じ取り、それを教育研究に反映させていく、その繰り返しの中で、地域の人々の思いに寄り添い職業人としての強い使命感と実践力を備えた職業人の育成を使命としているところに本学の個性・特色がある。

加えて今一つの特色として地域貢献をあげることができる。岡山県北唯一の大学院を備えた本学に寄せる地域社会の期待は極めて大きい。附置する地域生活科学研究所を中心とした産官学民による地域の課題の解明・解決の取組み、公開講座、更には貴重な人的資源である学生も加えた教育・地域コミュニティづくり等、多岐にわたり地域の要請に積極的に応えている。

本学の使命・目的は、地方社会が直面している諸課題の解明・解決へ向けた取組に適切に対応しており、真摯に取り組んでいる。また、そのような本学の使命・目的とその達成へ

向けた取組みを、各種の媒体を通じ学内外に発信している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 大学学則第 1 条・4 条の 2 及び大学院学則第 1 条・10 条の 2

【資料 F-3】 と同じ

【資料 1-2-2】 大学案内 (p.19~74)「各学科の紹介」【資料 F-2】 と同じ

【資料 1-2-3】 大学院の案内・募集要項 (p.1~18)「各研究科の案内及び教育研究の概要と特色」【資料 F-4】 と同じ

【資料 1-2-4】 ホームページ「教育研究の目的」

【資料 1-2-5】 地域生活科学研究所規程 (規程集 p.441)【資料 F-9】 と同じ

【資料 1-2-6】 地域生活科学研究所所報第 11 号(2014)

1-2-② 法令への適合

大学設置基準第 2 条では、「学部、学科又は課程毎に、人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を学則等に定める」ことを規定している。また同様に「大学院設置基準」第 1 条の 2 で「研究科又は専攻毎に人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を学則等に定める」と規定しているが、本学はそれら法令に則り、学部においては大学学則第 4 条において、大学院においては大学院学則第 10 条の 2 においてそれらを明確に定めている。

既に紹介した本学の理念・目的と、それに基づき学部及び大学院の学則に定めた本学の目的と各学科・研究科の人材養成の目的は、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という学校教育法に定める大学の目的、更には大学及び大学院の設置基準の規定に合致している。

また、平成 17(2005)年の中央教育審議会答申で、大学を 7 つのタイプに分ける、いわゆる「機能別分化」の提言がなされたが、本学はそれに先駆けて「専門的職業人の育成」と「社会貢献機能」の 2 つの機能を本学の目的と定め、その達成に取り組んでいる。

このように、本学は法令に基づき大学・大学院共に人材養成の目的は勿論、学科・研究科専攻毎に教育目的や目標を定めており、それらは内容面においても関係法令に適合している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-7】 大学学則第 1 条・4 条の 2 及び大学院学則第 1 条・10 条の 2

【F-3】 と同じ

【資料 1-2-8】 平成 20(2008)年度の日本高等教育評価機構による認証評価の結果

1-2-③ 変化への対応

大学は社会に対する使命を持ち、目的をもった教育研究活動を通じ、文化の進展や産業振興更には生活の質の向上に貢献すべき高等教育研究機関であることは今更言うまでもないことである。

既に述べたように、本学は「地域社会の人々の生活を支える職業人の育成」を目的とし

ている。その地域社会は、少子高齢化それに伴う人口減、山間地の集落の消滅や地域社会の機能が危機に瀕した限界集落の出現に加え、大規模店の進出による中心市街地の空洞化や高齢化と、数え上げればきりが無い程の深刻な課題に直面している。しかもそれらの課題は、個々バラバラに出現しているのではなく、それぞれが複雑に絡み合っているだけに解決の糸口すら見出しにくい状況になっている。

そういった状況の変化に対応すべく、本学では平成 12(2000)年度から福祉の視点に立ったまちづくりの教育研究のための福祉環境デザイン学科(現在の社会福祉学科)の設置、食物学科を管理栄養士養成課程へ変更、平成 15(2003)年には地域への貢献と地域の課題を反映させた教育研究の充実を図るため地域生活科学研究所を設置、また同年から児童学科で保育士養成を開始、更には平成 17(2005)年に大学院生活科学研究科を、そして平成 20(2008)年には大学院人間発達学研究科を設置し、地域社会の極めて複雑化してきている課題に対応できるように学科等の整備充実を図ってきた。

平成 14(2002)年には、同一法人が設置している短期大学部に、専攻科介護福祉専攻も設置し、時代の要請に応えるようにしたことも付け加えておきたい。

このような学科等の整備充実に当たっては、地域社会が直面している課題の分析、これから先新たに出てくる課題は何かといったことを検討し、それに対応していける知識・技能や応用力を身に付けた専門職育成の目的について慎重に検討を重ね、その目的を達成できる学科や研究科の設置、拡充を進めてきている。

本学の使命・目的及び教育目的、更にはその達成のため設置している学科等は、社会変化に十全に対応している。

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

急激な人口減少の中で、多くの地方社会は今存立基盤そのものが危うくなってきている。そういった中で打ち出されている地方創生、そのために地方に立地する高等教育機関に求められ、また、果たすべき役割について、平成 27(2015)年度の学園創立 100 周年を好機とし、改めて教職員全体で考えるための周年行事を企画している。そして、不断の見直しをそれ以降も継続し、必要な対応を図っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

平成 12(2000)年の大幅な改組、平成 15(2003)年の男女共学化を契機に、理事会の下に「建学の理念起草委員会」を設置し、長い伝統の中で受け継ぎ・培ってきた本学園の建学の理念について、その不易の精神を生かしつつ、現代の状況に見合うべく新たに起草した。その新たに起草した建学の理念に基づいて、大学の理念・目的及び教育目標についても同年に部科(課)長会議、教授会、大学院にあっては研究科委員会の審議を経た上で、評議員会の意見を求め、理事会で承認を得て制定した。各学科の人材養成の目的についても、それより数年遅れる(平成 24(2012)年度)が、同様の手続きを経て学則に明記した。

このように、建学の理念、大学の理念・目的、教育目標更には各学科及び大学院各研究科の人材養成の目的については、理事・監事及び評議員の理解と支持を得ている。

上述のように、大学の理念・目的等については、教授会等での審議を経て、理事会の承認を得て策定したものであり、「履修要項」の冒頭に掲載、初任者研修等で説明し、理解を図っている。

本学の各学科で行っている人材養成、即ち管理栄養士・社会福祉士の国家試験における継続的な全国トップレベルの合格実績や教員採用試験合格者数、更には専門職への高い就職率といった実績は、教職員が大学の理念・目的等を十分に理解し、それに基づいて教育研究活動や学生支援を行ってきている結果であり、このことから、建学の理念、大学の理念・目的、教育目標等がよく理解され、支持されていることが分かる。

本学園の建学の理念、大学の理念・目的、教育目標更には各学科・研究科の人材養成の目的等は、役員、教職員の理解と支持を得ている。

[エビデンス集・資料編]

【資料 1-3-1】平成 15(2003)年度の建学の理念制定時の理事会議題

【資料 1-3-2】平成 23(2011)年度の各学科の人材養成の目的制定時の教授会議題

【資料 1-3-3】平成 26(2014)年度「管理栄養士・社会福祉士の国家試験、教員採用試験の合格実績」

【資料 1-3-4】大学案内 (p.13、14)「就職実績 (過去 4 年間)」【資料 F-2】と同じ

1-3-② 学内外への周知

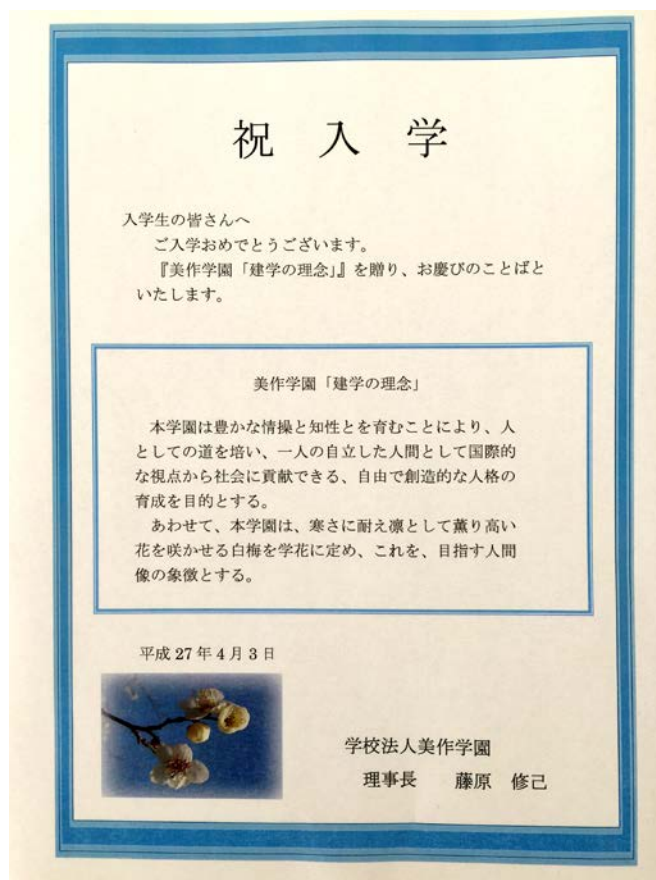
学内外に配布する「大学案内」、学生・教職員用の「履修要項」、広報誌「学報みまさか」に掲載する本学の人材養成の目的に沿って活躍している卒業生についての記事、ホームページ等、各種の媒体・機会を利用して学内外への周知を図っている。年間 5 回実施しているオープンキャンパスにおいても、高校生と同伴の保護者に対し、時間をとって本学の使命、育成しようとする人材像について説明している。本学が目指す食、子どもそして福祉の分野の専門職の育成を志望の理由に挙げている学生が 7 割を超えているのは、周知が十分に行われている証しであると理解している。

なお、入学式では入学生とその保護者、来賓等に建学の理念の資料を配布し、読みあげており、更には入学直後の宿泊を伴うオリエンテーションセミナーや、1 年次必修の「1 年次セミナー」の中でも説明することとしている。

既述のように、本学園の建学の理念、大学の理念・目的、教育目標更には各学科・研究

科の人材養成の目的等は、各種の媒体により学内外に周知している。

図 1-3-1 入学式で配布する建学の理念の資料（写真）



[エビデンス集・資料編]

- 【資料 1-3-5】 大学案内 (p.7)「大学の理念・目的」【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-3-6】 大学履修要項 (p.2、3)「理念・目的、教育目標」【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-3-7】 ホームページ (各学科・研究科トップページ)「大学・学科・研究科の理念・目的」【資料 1-2-4】と同じ
- 【資料 1-3-8】 ホームページ「美作大学のテレビ CM」
- 【資料 1-3-9】 入学生への志望理由調査結果
- 【資料 1-3-10】 平成 27(2015)年度入学式式辞【資料 1-1-10】と同じ

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

学園としての中期的教育計画としては、①地域の教育のレベルアップを目的とした附属小学校、中学校の設置を検討 ②「地域をキャンパスとした教育・学び」を標語に、地域との各種連携により教育成果を生み出す仕組みの構築 ③同一法人の高校との接続による高校 3 年間＋大学 4 年間の 7 年間の一貫した教育による地域人材の養成といったことを掲げ、また、大学としてはそれを受け①「地域をキャンパスとした教育・学び」の組織的な推進 ②児童学科の教育改善の取組み推進 ③大学院への入学促進を図り、複雑化している地域社

会の課題に的確に対応できる高度な実践力を有する専門的職業人の養成 ④学内にサテライト教室を設け、同一法人下の高校との高大接続教育の徹底といった事項を計画している。これらはいずれも本学の使命・目的及び教育目標を色濃く反映したものであることは言うまでもない。

学部としての3つの方針及びそれを踏まえた各学科それぞれの3つの方針、また大学院の研究科毎のそれについても、当然のことながら本学の使命・目的及び教育目標を反映したものとなっていると判断した。

[エビデンス集・資料編]

【資料 1-3-11】 将来計画検討委員会議題

【資料 1-3-12】 平成 24～27(2012～2015)年度美作大学・美作大学短期大学部経営指針

【資料 1-3-13】 大学履修要項(p.3)「美作大学の3つの方針」【資料 F-5】と同じ

【資料 1-3-14】 大学院履修要項(p.2、3)「美作大学大学院の3つの方針」

【資料 F-5】と同じ

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、学部としては生活科学部 1 学部であり、その中に食物学科・児童学科及び社会福祉学科の 3 学科を置いている。食物学科では管理栄養士、中・高校教諭(家庭)及び栄養教諭の養成、児童学科では小学校・幼稚園教諭及び保育士の養成、社会福祉学科では社会福祉士及び高校教諭(福祉)の養成をそれぞれ行っている。これらの本学が養成する専門的職業人は、いずれも本学が目的としている地域社会の人々の生活の向上に欠かすことのできないものであることは言うまでもない。

大学院には、生活科学研究科生活科学専攻と人間発達学研究科人間発達学専攻を置いている。生活科学専攻には食健康科学・機能食材開発分野と栄養管理実践分野の 2 分野を設け、食品開発の専門家あるいは栄養管理についての深い知識と応用・実践力を身に付けた管理栄養士の養成を行い、人間発達学専攻では発達支援分野と学校・教育課程開発分野を設け、心理学的発達理論に裏付けられた発達支援実践力を有する保育士あるいは深い教育理論を身に付けた専修免許を有する教員の養成を行っており、これらはいずれも本学の教育目的に即したものである。

また附置する地域生活科学研究所は、産官学民連携により地域社会の課題を反映した教育研究に取組み、地域社会に貢献するのは勿論、その成果を教育の中に生かしている。この他、キャンパスに隣接して附属幼稚園を設置しており、地域の幼児教育施設としての役割は勿論であるが、学生たちにとっては教育実習施設であると同時に、種々の機会を通して幼児と接することにより、幼児理解・関わり方を体験する重要な場である。

学部の学科構成や大学院研究科の構成、更には附置する研究所の組織は、本学の使命・目的及び教育目的と適切に対応していると判断した。

[エビデンス集・資料編]

【資料 1-3-15】 大学学則第 6 条【資料 F-3】と同じ

【資料 1-3-16】 大学院学則第 9 条【資料 F-3】と同じ

【資料 1-3-17】 大学学則第 62 条「附属幼稚園に関する条」【資料 F-3】と同じ

【資料 1-3-18】 地域生活科学研究所規程（規程集 p.441）【資料 F-9】と同じ

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画については、継続性は持たせてきたが、これまでは単年度単位で学園及び大学の「経営指針」として理事会に諮り、承認の上でその実現に取り組んできた。平成 27(2015)年度からは中期教育計画として整え、年次を追って PDCA サイクルの仕組みに基づいてその実現に取り組んでいく。

また、「地域をキャンパスとした教育・学び」については、岡山県北唯一の大学院を備えた大学ということもあり、これまで実に様々な取り組みを行ってきたが、それらを全体的に統括する部署を設けていなかった。できるだけ早くそのような役割を担う部署（「地域連携推進室」・・・仮称）を設け、一層組織的に取り組んでいく計画である。

【基準 1 の自己評価】

本学園の建学の理念、大学の理念・目的を踏まえた使命・各学科等の人材養成の目的・教育目標は明確である。そして、多くの課題に直面している地方社会の人々の生活を支える専門的職業人の育成という本学の使命・目的は、本学の立地する地理的条件を踏まえたもので、平成 17(2005)年の中央教育審議会答申に先駆けこれまで一貫して追求してきたものであり、個性的であり、特色あるものと確信している。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、食・子ども・福祉の分野で地域の人々の生活の向上に貢献できる人材を養成するという本学の目的を踏まえて、表 2-1-1 のように分かりやすく表現している。大学全体及び各学科については「学生募集要項」に、大学院については「大学院の案内・募集要項」に明示し、本学ホームページにディプロマポリシー等とともに公表している。また、「大学案内」においては、アドミッションポリシーが、各学科・大学院における入学後の学びの内容やそこで取得可能な免許・資格、将来の就職分野などと共に一覧できる紹介頁を設け、入学から卒業・就職に至る過程をイメージしやすいよう配慮している。

表 2-1-1 各学科・研究科のアドミッションポリシー

食物学科	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、福祉、教育、特定給食施設、行政等の場で、管理栄養士として地域社会に貢献しようとする人 ○管理栄養士の資格を生かして、栄養教諭や高等学校または中学校の家庭科教員として活躍しようとする人 ○上記の目標を持ち、学習意欲が高く、学生生活全般への積極性があり、人間的成長を図ろうとする人 ○高校までの基礎的学力とコミュニケーション能力を身につけ、医療や健康への関心の深い人
児童学科	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの教育や発達支援を通して、地域社会に貢献したいという夢を持っている人 ○子どもの現在と未来に興味・関心を持っている人 ○子どもや子どもを取りまく人々との協働をめざし、皆とコミュニケーションのとれる人 ○高校までの基礎的学力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人
社会福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉の視点に立って、暮らしの支援や地域づくりに貢献したい人 ○社会福祉士として、人々の生活の質の向上に貢献したい人 ○ボランティア活動等による人とのふれあいなどを通して、積極的に自己

	<p>研鑽できる人</p> <p>○高校までの基礎的学力とコミュニケーション能力を身につけ、幅広い視点から物事を考える人</p>
<p>生活科学研究科</p> <p>生活科学専攻</p>	<p>○食の分野の教育研究を通じ、人々の健康の維持・増進に貢献したいという熱意のある人</p> <p>○食品学・栄養学そして栄養生理学等についての専門的知見を有し、食に関する健康科学や機能食材に関する清深な知見と研究能力を身に付けたい人</p> <p>○管理栄養士の資格を有し、長期にわたる臨地実習を通じ栄養教育や栄養管理に関する課題発見と解決能力、高度な実践的力量を身に付けたい人</p>
<p>人間発達学研究科</p> <p>人間発達学専攻</p>	<p>○子どもの健全な成長に強い関心があり、教育学や心理学の分野についての教育研究を希望する人</p> <p>○心理学についての幅広い専門的知見を有し、子どもの心理・発達のメカニズムの研究をベースに、発達支援の実践的力量を身に付けたい人</p> <p>○教育学や学校教育についての幅広い専門的知見を有し、生徒指導・支援の実践的教育研究と教授法や教育課程開発の理論的教育研究を通じ、教育の現場において指導的な力量を身に付けたい人</p>

アドミッションポリシーの周知については、「学生募集要項」は毎年5月上旬には完成するよう作成し、高等学校の進路指導者向けの入試説明会等で配布している。「学生募集要項」と「大学案内」は、中国・四国及び沖縄地域を中心とする高等学校にも、学生募集活動で訪問する際に持参・配布している。また、オープンキャンパスは本学を会場に年5回、さらに出張オープンキャンパスを四万十市と那覇市を会場に各1回実施している。オープンキャンパスでは、学科毎のイベントにおいて学科説明の中で触れている。

これらの学生募集活動と入学試験に関わる広報については、「学生募集委員会規程」に基づき「学生募集委員会」が年度毎の基本方針、年間を通じた学生募集活動計画等、学生募集に関する重要事項について審議する。事務組織としては学生募集広報室が、学生募集に係る各種のデータの収集・分析・整理に加え、入試相談会・説明会、オープンキャンパス、高校訪問の準備等を担当する。また、受験生や高校からの問い合わせに、入試事務室と連携しつつ、窓口として対応している。

事務組織図は基準3-5に記載することとする。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料2-1-1】学生募集要項(p.1)【資料F-4】と同じ
- 【資料2-1-2】大学院の案内・募集要項(p.19)【資料F-4】と同じ
- 【資料2-1-3】ホームページ「美作大学3つのポリシー」【資料1-2-4】と同じ
- 【資料2-1-4】大学案内 (p.15~16)【資料F-2】と同じ
- 【資料2-1-5】進学説明会、学生募集訪問関係実績表
- 【資料2-1-6】オープンキャンパス関係資料
- 【資料2-1-7】学生募集委員会規程 (規程集 p.201)【資料F-9】と同じ

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者の受け入れについては、「入学試験委員会規程」に基づき「入学試験委員会」を設置し、アドミッションポリシーに沿った入学試験の適正な実施のため、試験の方法、実施・運営に関する事項、その他入学試験に関することについて審議している。本委員会の定める基本方針の下、「入学者選考規程」に基づき、学長は試験の実施・運営に関わる各種業務を学内教職員に委嘱する。

試験問題は入試問題作成委員（各教科複数名で構成）が作成し、別に委嘱される入試問題点検・校正委員が3人1組となり検討会において問題原稿を点検し、その後の校正作業にも当たっている。入学者の決定にあたっては、「入学者選考規程」に基づき設置される「入学者選考会議」が、調査書等を含む判定資料を総合判定し、学長が教授会に諮る合格者等の原案を作成する。本学が実施している入試種別は表2-1-2のとおりである。多様な観点から本学の求める能力をもった人物を選考できるよう各種入試を複数期に分けて実施し、適切な入学者数を確保できるよう工夫している。

表 2-1-2 本学が実施している入試種別

選抜方法	平成 28 年度入試試験期・試験日
AO 入試 (児童学科・社会福祉学科)	面接日 1 平成 27 年 8 月 11 日 面接日 2 平成 27 年 9 月 12 日 面接日 3 平成 27 年 12 月 19 日
特別入学指定校推薦入試	平成 27 年 10 月 31 日
一般公募推薦入試	推薦 A 平成 27 年 11 月 1 日 推薦 B 平成 27 年 12 月 13 日
一般入試	一般 I 期 平成 28 年 1 月 31 日 一般 II 期 平成 28 年 2 月 22 日
大学入試センター試験利用入試	一般 I 期 平成 28 年 1 月 31 日 一般 II 期 平成 28 年 2 月 22 日 一般 III 期 平成 28 年 3 月 11 日

備考：食物学科では AO 入試は実施していない。

この他に、社会人特別選抜入試、外国人留学生入学試験も実施しているが、利用者は少数である。

また、大学院については、9月期、1月期、2月期の3回、推薦選考と一般選考を設けている。学部同様、社会人特別選抜入試、外国人留学生入学試験も設けている。

アドミッションポリシーにおいて求めている基礎学力等の把握・評価は、各入試で実施する筆記試験や面接等を通して行っている。入学者選抜の方法によりウェイトの置き方は異なるが、いずれの入学試験においても、アドミッションポリシーに基づいて各学科に適性のある者を選抜している。入試毎の選抜方法は以下のとおりである。

- ・ AO 入試（児童学科・社会福祉学科）

アドミッションポリシーに基づき、大学及び学科の教育目的を理解し、志望動機・将

来の展望等が志望学科の内容と合致しており、勉学意欲が高く、志望学科の教育課程を修める学力があることを、面接や作文、評定平均値を得点化したものを総合することによって確認する選抜方法をとっている。特に面接については志望動機、適性等確認のため、時間をかけて丁寧に行っている。

- ・ 特別入学指定校推薦入試
基準とする評定平均値以上であり、学校長が志望学科への進学が明確な者として推薦する者の中から、提出書類や面接等により志望学科への適性について確認する選抜方法をとっている。
- ・ 一般公募推薦入試
学校長が推薦する者の中から、面接、基礎学力テスト（基本的な国語力を問う内容）、特技点（高校での課外活動等を得点化したもの）、評定平均値を得点化したものを総合することにより、志望学科への適性のある人物を選抜する方法をとっている。
- ・ 一般入試
筆記試験により、アドミッションポリシーに示した基礎学力を有する者を選抜している。
- ・ 大学入試センター試験利用入試
大学入試センター試験受験者の中から、アドミッションポリシーに示した基礎学力を有する者を選抜している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-1-8】 入学試験委員会規程(規程集 p.131)【資料 F-9】と同じ

【資料 2-1-9】 入学者選考規程(規程集 p.141)【資料 F-9】と同じ

【資料 2-1-10】 指定校への送付文書

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員を上記の各試験期の募集人員に割り当て、定員に沿った学生受入れ数を維持するよう努めている。生活科学部のここ5年間の入学定員に対する超過率は、下の表 2-1-3 に示す通りである。年により変動はあるが、食物・児童の両学科が入学定員の1.2弱の入学者数を続けているのに対し、社会福祉学科は定員に若干満たないことがあり、恒常的な定員確保が第一目標である。学部全体としては、ここ数年の平均では在籍者数が収容定員に対し約1.14倍となっている。

大学院については、博士課程は平成24(2012)年度に募集を停止したが、まだ3人の在籍者がいる。修士課程については、両研究科共志願者が少なく厳しい状況が続いている。学部学生や地域の現職教員への広報を徹底し、入学者増に努めていく。

表 2-1-3 生活科学部の入学定員に対する超過率（過去 5 年）

学科（入学定員）	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
食物学科（80）	1.09	1.24	1.14	1.23	1.16
児童学科（80）	1.21	1.16	1.22	1.14	1.15
社会福祉学科（50）	1.04	1.20	1.22	0.82	0.96
学部合計（210）	1.12	1.20	1.19	1.09	1.10

（エビデンス集・データ編 表 2-1 より作成）

以上述べてきたように、本学では、大学・大学院の各学科・研究科の人材養成の目的を踏まえてアドミッションポリシーを明確に定めている。それらを募集要項に掲載するだけでなく、大学案内やオープンキャンパス、テレビCM等の様々なチャンネルを通じて分かりやすく伝えることに努め、国家試験の高い合格実績とそれを生かした専門職への就職実績等の周知を図っている。この努力と複数種類の入試方法を組み合わせることで、ここ数年、大学全体では入学定員の 1.1 強の入学者数を維持し続けることができています。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

定員充足のためには学生募集広報活動が大切なことは言うまでもないが、そのためのコンテンツである学生の教育、その成果としての国家試験合格・就職実績を継続的にあげることが極めて重要である。本学はこれまでそれらにおいて高い実績を上げてきたことと、効果的な学生募集活動の展開により、厳しい環境にある地方大学でありながら継続的に定員充足を果たしてきている。これからも志願状況の変化等に常に注意を払いながら効果的な学生募集を実施していくことで、各学科のアドミッションポリシーに即した入試を行い、定員確保に努めていく。

大学院については、教育研究体制の充実と広報の徹底により、入学者増に努めることとする。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

（1）2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

美作学園「建学の理念」を受けて制定された美作大学・美作大学短期大学部「理念・目的」において、本学の教育目的として「新しい時代の生活の向上に寄与できる、人間性豊かな専門的職業人の養成」、「小規模大学の特性を生かし、学生の個性を尊重し、能力を向上させ、創造的で自立した人間の育成」の2点を謳っている。この目的を踏まえて、大学全体の教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を定めるとともに、学科毎に教育目標と、それに対応してカリキュラムポリシーを明確に示している。

大学院についても、大学の理念・目的の精神を踏まえつつ、各分野の「高度の専門性が求められる職業人の養成」を研究科毎の人材目標の目的及び教育目標に定め、それに対応したカリキュラムポリシーを定めている。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-2-1】 大学履修要項(p.2、3、16、21、26)「各学科のカリキュラムポリシー」【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-2】 大学院履修要項(p.2、3)「各学科のカリキュラムポリシー」【資料 F-5】と同じ

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

[生活科学部]では、カリキュラムポリシーに基づき、全学科に共通の教養教育科目と、各学科の教育目標に即した食と子どもと福祉の各分野の専門教育科目、及び専門教育に備えるための基礎教育科目を柱に教育課程を編成している。教育課程の全体構成は下の表 2-2-1 に示す通りである。なお、各学科の専門科目のうち、「自由選択科目」に指定された数科目については、他学科学生の履修を認めている。

表 2-2-1 生活科学部の教育課程概要

食物学科	児童学科	社会福祉学科
教 養 ・ 基 礎 教 育 科 目		
導入科目／共通教養科目／キャリア科目／情報リテラシー科目／外国語科目 スポーツ健康科目／単位互換科目／学科基礎科目		
専 門 教 育 科 目		
社会・環境と健康 人体の構造と機能及び疾病 食べ物と健康 基礎栄養学 応用栄養学 栄養教育論 臨床栄養学 公衆栄養学	児童文化領域 心理学領域 教育学領域 教科関連領域 教職関連領域 子育て支援領域 卒業研究	専門基幹科目 専門展開科目 その他の専門科目 ・デザイン分野科目 ・情報処理分野科目 卒業研究系

給食経営管理論 総合演習 臨地実習 その他の専門科目 栄養教諭分野科目 家庭科教諭分野科目		
資格関連科目		資格関連科目
教職に関する科目		教職に関する科目

教養・基礎教育科目は主に1・2年次に開講される科目群である。表に示すように、教養教育科目は広い視野と豊かな人間性を備えた社会人としての基礎的能力を養成する科目群、さらに「ボランティア実習」や「インターンシップ実習」等の積極的な社会参加を促すための科目群を設け、全学科共通の方針の下に教育を行っている。基礎教育科目は、各学科の専門教育に必要な基礎力を養うための科目群であり、学科毎に5科目を目安に設けている。学科基礎教育科目については、学科の専門分野や教育目標と関連するため、教授会の審議を経て学長が決定することになっているが、科目の見直し等は各学科の意見を十分尊重して行う。

「1年次セミナー」は、大学での学びの基礎・基本を身につけることや大学生活への適応とともに、社会人としての基礎的能力の育成を目的に、全学共通の必修科目として設置している。授業に当たっては、各学科の専任教員が10人前後の学生グループを受け持って1年間指導する体制を取っており、平成23(2011)年度からは指導内容の基本部分の統一のため本学独自の共通テキストを作成し使用している。このような少人数の学習グループを学科スタッフが担当・指導する科目は、専門教育科目にも「食物学演習」、「児童学特講」・「心理学特講」、社会福祉学科「特別演習Ⅰ～Ⅲ」など、各学科で多数設けられており、学生と教員との「距離が近い」小規模大学の良さを生かした教育とすることができる。

学科毎の教育内容の概要は以下のとおりである。

〔食物学科〕は、管理栄養士の養成を通して地域社会の人々の生活の質の向上に貢献できる人材の養成を目指していることから、管理栄養士養成校の指定基準に基づく教育課程を主体として、地域社会の医療、福祉、教育現場に対応する力量の育成に力を注いでいる。表2-2-1に示したように、管理栄養士養成課程における各分野の科目群によって編成している。講義・演習及び実習・実験のそれぞれ所定の単位数以上の科目を開講し、各科目の教育内容の関連性、専門性を考慮して年次配当を定めている。また、現場への対応能力、実践力のある管理栄養士の養成のために、「福祉臨床栄養学」「福祉臨床栄養学実習」「小児栄養学実習」「高齢期栄養学演習」「給食調理学実習」などの科目を設けている。

管理栄養士養成の教育課程には生物や化学の基礎知識が必要となるが、入学時の習得度が学生個々により異なることから、1年次に学科基礎教育科目として「基礎化学Ⅰ・Ⅱ」「栄養基礎化学」「基礎生物学Ⅰ・Ⅱ」を開講している。さらに、本学科は、栄養教諭、高等学校及び中学校の家庭科教諭の養成課程を設けているが、関連科目は主として3年次以降に配置し、管理栄養士専門科目の修得状況から教職履修の有無を3年次までに判断するよう

指導している。また、専門的職業人への高い意識付けのため、4年間を通してキャリア教育を重視し、「食物学演習」「キャリアデザイン論」「ボランティア実習」「インターンシップ実習」「臨地実習」などの科目に加え、課外における指導（キャリアデザインプランづくり、卒業生や先輩による講話会、就職講座等）にも力を入れている。

〔児童学科〕では、学科の人材養成の目的に合わせて、保育士資格、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、認定心理士等、多様な資格を取得することができる教育課程を編成している。そのため、教職に関する科目及び保育士資格に関する科目は、いずれも学科の専門教育科目に位置付けられている。これらの資格については2年次以降、希望により2つのコースに分かれて必要科目を履修する。平成22(2010)年度入学生より、「小学校教員養成コース」と「保育士・幼稚園教員養成コース」に再編し、コース名称と学生が目指す取得資格・専門職の関係を明確にしている。1年次の「実践力基礎演習」から始まり、4年次の「教職実践演習」まで、体系的な実践力養成ができるよう各年次に現場での実践と関わる科目を配置している。「教職関連領域」の科目群によって、幼稚園・小学校教諭としての資質の向上や実践的・応用的能力の養成に努め、「教職実践演習（幼・小）」及び「保育・教職実践演習（幼稚園）」では、現場と連携しながら課題を探求し、保育・教育技術の向上を目指すことを意図している。「子育て支援領域」には保育士必修科目が含まれており、子育て支援についての優れた知見と実践力を持った保育者を養成する。「心理学領域」は、子どもの発達理解に加え、発達支援や臨床場面に対応する際の基礎となる能力を養うために設けられている。論理的思考などのスキルを養うための「卒業研究」では、演習によって自らのテーマで取り寄せ、全員が「卒業論文」を提出することとしている。

〔社会福祉学科〕は、福祉サービス利用者や家族、地域住民のいきいきとした暮らしを支援できる社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）としての専門力を養うことを目的として教育課程を編成している。専門基幹科目と専門展開科目は、本学科が養成する専門職として中心となる社会福祉士の国家試験受験資格が得られる科目群を基軸として構成し、その学修に意欲を持たせるために、1年次から少人数のグループ学習や社会福祉現場の職員による講義、現場見学などを組み込んでいる。社会福祉士国家試験の指定科目のほかにも、住み慣れた地域（コミュニティ）での生活支援ができる人材を養成するための科目として「地域社会理解・まちづくり系科目」などを加えている。本学科は、地方都市出身者が多いことから、過疎地でのまちづくりに関心を持たせるために「地域社会理解・まちづくり系科目」として、「中山間地福祉のまちづくり」「地域づくりと住民参加」など特色ある科目を設定している。また、情報機器を活用した福祉実践ができるようICT（情報通信技術）活用能力を修得させる科目、さらに高等学校福祉科教諭一種免許が取得可能な科目を設けている。

〔大学院〕では、研究科・専攻毎の教育目標と人材養成の目的を達成するため、各分野の高度な専門的知見修得のための科目、高度な専門職として必要な実践的スキルや応用的能力修得のための科目、課題解決へ向けた研究遂行能力を涵養するための科目により教育課程を編成している。科目構成の概要は下の表の通りである。

表2-2-2 大学院の科目構成

課程	分野	共通	科目領域
生活科学研究科 生活科学専攻	食健康科学・機能食 材開発分野	食科学論ゼミナール 公衆衛生科学特論 公衆栄養学特論 代謝栄養学特論	健康の維持・増進 機能食材開発 特別研究
	栄養管理実践分野	実践栄養管理特論 インターンシップ科目 単位互換科目	栄養管理 特別臨地実習 課題研究演習
人間発達学研究科 人間発達学専攻	発達支援分野	インターンシップ科目 特別研究（または特定課 題研究）	発達心理 発達支援
	学校・教育課程開発 分野		教育臨床 教授法・教育課程開発

〔生活科学研究科生活科学専攻〕は、食の科学や栄養に関する幅広い知識や課題の発見・探究を目的とした「食科学論ゼミナール」「公衆衛生科学特論」「公衆栄養学特論」「代謝栄養学特論」「実践栄養管理特論」等を共通科目とし、2つの分野に分かれている。食健康科学・機能食材開発分野では、基礎理論・方法論などの専門基礎科目に加え、「機能食材科学特論」「食品栄養科学特論」等の「健康の維持・増進」に関連した開発や栄養学的な課題の解明を目的とする専門科目、さらに、自らの課題意識に即して研究を遂行する能力の育成を目的とした特別研究と修士論文によって教育課程を編成している。栄養管理実践分野では、栄養教育・栄養管理の領域で実践的・応用的能力を育成することを目的として、この分野の専門基礎科目及び「応用栄養学特論」「特別臨地実習」等の専門科目、さらに課題研究演習と特定課題研究によって編成している。なおこの分野については、高度な実践力養成を目指していることもあって、修士論文にかえて特定課題研究での修了も認めている。

〔人間発達学研究科人間発達学専攻〕は、発達支援と学校・教育課程開発の2つの分野に分かれている。発達支援分野では、研究法や基礎理論等の専門基礎科目、「発達支援特論」「認知心理学特論」等の支援方法に関する専門科目、研究遂行能力の育成を目的とした特別研究と修士論文によって教育課程を編成している。心理学研究法を基礎として、人間発達のメカニズム及び保育・児童福祉に関する専門的な知見を修得し、子育て支援及び発達支援の能力を育成するよう体系性をもたせている。

学校・教育課程開発分野では、教育の基礎理論や教育関連の幅広い問題に関する専門基礎科目、教育臨床研究や生徒指導・生活指導、教育課程・方法の研究に関する専門科目、特別研究と修士論文または特定課題研究によって編成している。教育に関する専門的な知見の基礎の上に、教育臨床及び生徒指導・支援能力を育成し、また、教育内容及び指導技術に関する専門的知見の上に、教授法・教育課程開発能力を育成するよう体系性をもたせ

ている。なおこの分野については、高度な実践力養成を目指していることもあって、修士論文にかえて特定課題研究での修了も認めている。

授業内容や方法等に関する工夫・改善のために、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」の下に全学でFD(Faculty Development)活動に取り組んでいる。継続的なものとしては、学生による授業評価アンケートと授業の相互参観が挙げられる。各教員は、数値的な評価と自由記述式のコメントを踏まえて、これに対するコメントと授業改善策を記した報告書を提出する。また、「授業見学週間」では、専任教員を対象に授業の公開と相互参観を実施しており、これを教員個人の授業改善や学生の様子の把握等に生かしている。この他、平成26(2014)年11月には全教員を対象に「シラバス改善のための研修会」を実施した。これはシラバスの様式を改訂し、授業外の学修の指示等について記述の明確化を図ったためである。研修については基準2-8-②にて記述する。授業や学生指導へのICT活用としては、平成24(2012)年度には学内で運用しているeラーニングシステム、CEASについて理解と利用の促進を目的に研修会を実施した。これを機にCEASを利用する科目が一段と増えたが、その後も職員会議での連絡の際に、学修・学術情報センター員による活用法関連のガイダンスを毎回続けている。ICT活用に関しては平成27(2015)年度に教員対象のアンケートも計画している。

単位の履修状況はエビデンス集(データ篇)【表2-7】に示す通りである。どの学科も1・2年次で多く、4年次で少ない修得状況になっている。1年次は教養科目で半期2単位の講義科目が多いこともあり修得単位数も増える傾向にあるのに対し、4年次は国家試験や採用試験のための勉強時間が必要であり、これらを含む就職活動や卒業研究に時間を充てられるよう元々科目配当を少なくしている。生活科学部の平均修得単位数は4年間で約140~150単位であり、卒業要件の124単位よりかなり多目になっている。各学科で養成する専門的職業人として社会で活躍する上では、その専門職に就くための資格が不可欠である。本学の学生はそのほとんどが何らかの資格を取得することを希望して入学してきており、各資格の指定基準の要件を満たす必要から、卒業要件以上の単位数を修得する傾向がある。複数の資格・免許を取得しようとするればさらに修得単位数は多くなる。このように、修得しなければならない単位数は、学科・学年によって、また学生の希望する資格によって大きく異なっているため、一律の履修制限を設けることが難しい事情があったが、単位制度の実質化に向けて教務委員会を中心に議論を重ねてきた結果、平成26(2014)年度入学生から年間の履修登録単位数に上限を設けることとし、上限単位数についてはエビデンス集(データ篇)【表2-8】に示す数値を学科毎に内規で定めた。ただし、同年度は上限の導入を優先し、各学科の資格取得の支障とならないことを考慮したため、現状の数値は(特に食物学科及び社会福祉学科1・2年次で)非常に大きくなっている。平成26(2014)年12月に行った調査によると、本学学生の自主学習時間は平均すると1日当たり1.3時間であった。1時間未満の自主学習を行っていると回答した者が6割を占め、自主学習が十分できていないと感じている者が7割近くいることも判っている。調査内容の本格的分析はこれからであるが、学習時間が少ないと答えた者の多くに、自主学修の内容について知らない、あるいは何をしても良いか分からない状況が窺えるのに対して、全般に興味・関心の幅が広く学修意欲も高い学生ほど積極的に多くの科目を履修しようとする傾向があり、予習・復習に

も相応の時間をかけている様子が窺える。これについては、FD研修会に関して述べたように、平成27(2015)年度からシラバスの様式を改め、学修時間を確保するために必ず授業外の予習・復習について指示を記述することを確認した。現在はまだGPAによる履修条件の緩和等の調整措置は行っていないが、これも検討課題となっている。

[エビデンス集・資料編]

【資料2-2-3】1年次セミナー関係資料

【資料2-2-4】大学履修要項(p.50)履修規程2条の2及び各学科の内規「履修登録単位数の上限」【資料F-5】と同じ

【資料2-2-5】平成26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

単位制度の実質化に関しては、学生たちの自学・自修を促す工夫が必要である。自主学習に関する調査結果の分析を教務委員会等で進め、次年度以降の授業内容やシラバスの改善に利用できるデータを提供していく。2年程先には改めて同様の自主学習時間調査を実施し、改善を図ったシラバスの効果についての確認も行うこととする。また、上限の数値については、実際に限度いっぱいの履修登録をする学生はごく少数であり、平成26(2014)年度の運用状況を踏まえ、教務委員会中心に学科毎に平成27(2015)年度中に可能な範囲で引き下げを検討する。また、GPAを利用した緩和措置等についても教務委員会で検討する。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

本学では担任制をとっており、個々の学生に対する支援ではクラス担任の役割が大きい。各学科とも1学年2クラスの編成であり、担任1人の受け持つ学生は多くても45人前後である。担任は学期毎に全員の個別面談を行っており、GPA一覧等の成績データも手元に持ち、GPAの低い学生や成績が急に悪くなった学生に必要な指導を行っている。また、学科会議での情報交換や授業担当教員などからの情報によって個々の学生の履修状況を把握するよう努めている。出席状況については、3・4回欠席した時点で各授業担当者から教務課に報告し、その情報が学科長・教務委員とともに担任に伝えられる体制になっ

ている。担任は、何らかの問題を抱えていそうな学生に対しては随時呼び出して面談を重ね、学科長をはじめとする他の学科教職員と協力して対応に当たる。また、問題の内容に応じて、授業・成績関係では教務課、メンタルな面も含めた学生生活に関わる問題については学生相談室「ことりの森」や学生課、学費の問題では経理課等の各部署と連携しながら、適切な指導助言ができるよう努めている。一応全学的にオフィスアワーを設けているが、本学では元々学生と教職員の間に日常的な交流があり、どの教員も用務に支障のない限りいつでも学生の相談に応じるのが慣行となっている。このような「面倒見のよさ」は本学の特長の1つであり、この伝統は教職員が教育目的・目標を共有する中で各自の職務遂行に関わって互いに協働することで醸成されてきた。平成 20(2008)年度からは、本学で従来行われてきた担任を中心とする指導の手法を集約・整理した「学生支援の手引き」を作成し、全学の教職員に配布して、それをベースとした学生支援を行ってきている。しかし学生たちの抱える困難等も変化してきていることから、学生部において現在改訂中である。なお、学生相談室や経済面での修学支援制度等については 2-7 で詳細に述べることとする。

入学当初の時期には、教務課や学生課などの各課ガイダンスに加え、新入生研修会として「オリエンテーション・セミナー」(通称オリゼミ)を実施している。オリゼミは、学科単位で、学内外の施設を利用し、宿泊を含む3日間の日程で行われている。この研修会では様々なイベントが企画され、それらを通じて教職員や学生の間で親睦を深めるとともに、各学科の教育目的・目標、卒業要件や取得可能な資格、授業の内容について学科教員や上級生スタッフが解説し、学修方法や科目の選択について丁寧なアドバイスをしている。

また、すでに述べた「1年次セミナー」では、新入生が大学での学びに適應できるように、個別ゼミを担当する学科教員が、早い段階で授業選択の指導や高校までとは異なる授業スタイルに合わせた勉強方法についてのアドバイスを行っている。その後の段階では、各教員が工夫してスタディスキルの養成に力を入れることになるが、前期末や後期開始時には、必要に応じて履修に関する個別指導も行っている。

ICT関係の支援については、情報処理教育で使用する教室を空き時間や放課後に開放し学生の利便を図ってきた。最近では、図書館にPCの配置を増やし、学修・学術情報センター員が定期的に図書館に常駐して機器トラブルや操作等の不明点の相談に応じる「ヘルプデスク」等のサービスを拡充してきている。また、学内無線LANの整備とグループ学習や自習エリアの設置を進めてきた。これらの設備やサービスについては、100周年記念館の建設に際し図書館と情報処理教育センターが学修・学術情報センターに再編されることで、平成 27(2015)年度から一層の拡充が図られる予定である。なおこの件について詳しくは 2-9-①で述べることとする。

各学科で養成する専門職の資格取得のためには、いずれの場合も学外実習が必須である。実習期間中は各学科の実習担当教員をはじめとするスタッフが実習先を巡回し、学生を指導・激励するとともに、実習先の担当者と面談を行い、そこで得られた情報を活用して実習の改善に役立っている。本学の学生たちは地元である岡山県以外の出身者が過半数を占めているが、沖縄県等の遠隔地であっても可能な限りほぼ全ての実習先を巡回するよう努めている。

また、専門職に就くために必要な国家試験や採用試験対策にも各学科で力を入れている。食物学科では、管理栄養士の各分野の基礎知識を系統的・統合的な理解に高めるための総まとめ的な科目として4年次に「管理栄養特別演習Ⅰ～Ⅷ」を置き、国試模擬試験により学習到達点を確認しつつ、弱点科目の克服に努めている。また、学科助手がチューターとして学生グループを受け持ち指導に当たっている。児童学科では、小学校教員や公立幼稚園・保育所の採用試験対策として、学科教員がそれぞれの担当分野で、集団討論・面接、模擬授業、音楽等の実技、教職教養等の対策講座を正規の授業外に開講するとともに、学習グループのチューターとして指導に当たっている。社会福祉学科においても、3年次から自分たちでテーマを選んでの自主ゼミ作りの機運の醸成に加え、4年次には社会福祉士国家試験科目に関わる担当教員による個別指導、合宿による指導を盛り込んだ国家試験対策を行っている。これらの対策講座等については、学生が履修計画を立て易くなるように、単位化されていなくても一部は時間割に組み込んでいる。

大学院生については、学生数が少ないこともあり、入学当初は研究科長がガイダンスを行い、その後はそれぞれの研究指導教員が1対1の緊密な関係の下に、履修指導・研究指導を行っている。指導教員の決定については、(特に他大学等からの受験生の場合)受験前に研究科長が面談し、希望を聞いた上で指導教員の候補を相談し、候補に挙がった教員とも面談する等の配慮をしている。また、教員の教育活動を支援するためにTA(Teaching Assistant)を設けているが、院生数が少ないため活用できる授業は一部である。本学では、SA(Student Assistant)は設けていない。

生活科学部の退学者数は、エビデンス集(データ篇)【表2-4】に示すように、平成24(2012)年度23人(退学率2.4%)、平成25(2013)年度15人(退学率1.5%)、平成26(2014)年度11人(退学率1.1%)である。退学の理由の主なものとしては、家計の急変、心身の問題、そして進路変更等があげられる。

本学の退学率は3年間を平均すると1.7%であり、全国平均よりは低い数値であるが、退学だけでなく、退学につながりやすい休学・留年も含め、その抑制が課題である。これについては、上に述べたように、担任をはじめとする教職員が日常的に学生と身近に接する中で学生の学修・生活状況をこまめに把握し早期に対応するよう努めている。

学生の意見等を汲み上げる仕組みとしては、次のようなものを挙げることができる。上述のように、クラス担任は毎学期、クラス全員に個別面談を行いそれぞれの学生の学修状況に見合った支援を行っている。個々の授業担当者については、毎学期末に授業評価アンケートを実施している。このうち特に自由記述式の評価用紙に記す感想や意見は、教員に対する学生の具体的な要望を汲み取るためのものということができる。

これまで学生生活に関連する面については定期的にアンケート調査を実施してきた(2-7-②を参照)が、学修状況の把握の面ではデータが不足していた。そこで、平成26(2014)年には、本学の教育目的の達成状況の点検・評価を行うとともに、今後の教育の改善に役立てるため、本学学生の教室内外での学修状況、教育内容に関する満足度、学生生活全般に関する満足度等についてアンケートを実施した。

また、1年おきくらいの頻度で、学長と学生との懇談会を開いている。この会には、学長をはじめ、事務局長、教務部長、学生部長、教務課長、学生課長等が出席し、学友会執行部等からの代表者たち十数人から意見を聞いている。ここで出される意見は学生生活に

少し前のことにはなるが、平成 23(2011)年 9 月 11 日号の『サンデー毎日』に掲載された、同誌と大学通信が合同で実施した調査結果(全国約 2,000 の進学校の進路指導者を対象として、・面倒見が良い大学 ・就職に力を入れている大学 ・教育力が高い大学等全部で 9 項目について該当すると思う大学名を上げてもらう形の調査)で、本学は「面倒見がよい大学」で全国 30 位、「小規模だが評価できる大学」で 16 位、更に「偏差値や地理的、経済的制約がない場合、生徒に勧めたい大学」の私立大学中 29 位と、9 項目中 3 項目で 30 位以内と高評価を受けている。これは、本学がこれまで学生支援、教育に力を傾注してきたその証左と考えている。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 2-3-1】 学生支援の手引き
- 【資料 2-3-2】 オフィスアワー一覧
- 【資料 2-3-3】 新入生履修ガイダンス及びオリエンテーション・セミナー資料
- 【資料 2-3-4】 1 年次セミナー関係資料【資料 2-2-3】と同じ
- 【資料 2-3-5】 実習の巡回指導等の計画(例)
- 【資料 2-3-6】 平成 27(2015)年度時間割表(前期)
- 【資料 2-3-7】 生活科学研究科ガイダンス資料
- 【資料 2-3-8】 大学院の案内・募集要項【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-3-9】 大学院履修要項(p.30、31)「TA 規程」【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-3-10】 平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査【資料 2-2-5】と同じ
- 【資料 2-3-11】 平成 26(2014)年度学長と学生の懇談会資料
- 【資料 2-3-12】 平成 23(2011)年 9 月の『サンデー毎日』記事

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

教職員が一体となって行ってきた各種支援は、本学の質の高い教育を維持する上で不可欠のものとなっており、今後も引き続いて実施していくが、さらに、平成 27(2015)年度には、2-2 で述べた勉学に関する学生アンケートの結果について分析を進め、教務委員会と各学科が協力して学修面の支援に活用していく。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

[生活科学部]における単位の認定と卒業の基準については、大学学則第3章と第4章において定め、厳正に運用している。第3章では、履修すべき授業科目の種類と単位数を定めるとともに、本学以外で修得した単位の取り扱いについても定めている。第4章では、単位の認定方法と成績評価基準及び卒業について定めている。

成績評価基準の内訳はエビデンス集（データ篇）【表2-6】に示す通りである。成績評価の方法とその基準については、各教員がシラバスに記載し明示しており、これに則り厳正な評価を行っている。履修要項では、履修手続き、試験・レポート、成績評価の情報について詳しく解説している。これらに関しては、さらに前期・後期の開始時期に教務課職員がガイダンスを行い、その時に授業時間割等を配布している。

本学のGPA (Grade Point Average) は、各科目の評価で優を5、良を3、可を1、不可を0とする合計点数を単位数の合計で割る方式で算出している。この数値は、「成績指標」として従来から成績通知書に記載してきたものであるが、平成25(2013)年度から、個々の学生向けに、成績状況の推移を示す年次別のGPA値一覧と同学年内での成績位置の目安として、度数分布の図を加えた解説資料を作成し、成績通知書とともに配布している。また、担任には履修指導に役立てるためクラス全員のGPA(学年別・通算)の一覧資料を配布している。更に、学生の指導には保護者の理解・協力が欠かせないとの観点から、同様の詳細な成績データを各期毎に送付している。このような履修状況把握の他に、GPA値は特待生等の奨学金や成績優秀者の表彰等の審査の際にも活用している。

本学では進級条件は定めていない。しかし、先にも述べたように、本学の学生はほぼ全員が所属学科で養成する専門職に関わる資格の取得を希望して入学してきている。そのため、資格取得のための要件が科目の学年配当と合わさって、一種の進級要件として作用する事情がある。特に、学外実習については各学科で詳細な履修基準を内規で設けており、クリアすべき関門として履修状況のチェックと実習に向けた学修意欲の喚起に利用されている。

卒業に必要な単位数は124単位と学則に定めている。平成20(2008)年度の教育課程の再編以降、学部全体で教養・基礎教育科目30単位以上、専門教育科目94単位以上と要件の大枠は統一しているが、必修や選択必修等の条件については各学科の事情に合わせて定めている。履修要項には、学科毎に卒業要件を示した表を、その学科の教育目的・目標、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーとともに授業科目一覧の前に掲載し、学生に周知している。卒業判定は、教務委員会において単位の修得状況と要件の充足を確認した後、部科(課)長会議、さらに教授会での審議を経て行われる。

[大学院]については、大学院学則第6章に定める修了要件に基づき、修了の判定は各研究科委員会において行う。

各学科・研究科では、下の表のように学位授与の方針を定めている。また、学位規程において、所定の単位を修得し卒業・修了を認められ、所属の学科・研究科のディプロマポリシーで定める能力を身につけた者に学士または修士の学位を授与すると定めている。

[大学院]では、学位規程に基づく学位論文の提出から審査に至る一連のプロセスについて、年度当初の各研究科委員会で学位授与プログラムを決定し、実施している。

表 2-4-1 各学科・研究科のディプロマポリシー

<p>食物学科</p>	<p>食物学科の教育目標を踏まえ、授業毎の到達目標に基づいた成績評価を行い、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。卒業までに身に付けるべきこととして、以下のことが求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健、医療、福祉、特定給食施設等の現場において、個々の身体状況・栄養状態等に応じた栄養サポートや給食管理、傷病者に対する栄養サポートや給食管理を担うための専門知識や技能を修得すること。 2. それぞれの現場において専門的知識や技能を活かすために、深い教養や思考力、職業意識、協働力、コミュニケーション力等を身に付けること。 3. 管理栄養士、専門的職業人として使命感、倫理観を有すること。
<p>児童学科</p>	<p>児童学科では、保育・教育・子育て支援の分野において、子どもについての深い知見、現場で求められる社会人としての基礎的能力、職務に対する使命感や責任感など職業人としての資質、現場体験に基づく実践的・応用的能力を養うことを目的とした教育課程について、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p>
<p>社会福祉学科</p>	<p>社会福祉学科は、様々な社会福祉分野において、生活者の立場や地域住民の視点から、いきいきとした暮らしの実現に向け、以下の能力を身につけ、実践していくことのできる社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の養成を目的とし、学則に定める所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソーシャルワークに関する基礎的知識と専門知識、さらにこれらに基づく社会福祉援助方法と社会福祉政策について理解している。 2. 個人や家族、地域社会における様々な生活課題・問題に深い関心と問題意識を持ち、その解決に向けて取り組む強い意欲と豊かな人間性を有している。 3. 人権尊重の価値と倫理に基づく社会福祉の援助観を理解し、福祉ニーズを有する人の立場に立ち、その想いや暮らしに寄り添いながら援助を組み立て、実践できる。
<p>生活科学研究科 生活科学専攻</p>	<p>生活科学専攻は、食品の機能や臨床栄養等の健康の維持・増進に関連した開発や栄養学的な課題の解明、そして臨床栄養指導の優れた実践力を備え、それぞれの分野で活躍できる高度な専門的職業人の養成を目指す。従って、本専攻では次の能力を身に付け、かつ学則及び学位規程に定める修了要件を充たした者に修了を認定し、学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品・栄養学領域における清深な学識と技術 2. 課題探求・応用的能力を身に付けた管理栄養士のリーダーとして、社会で活躍できる課題探求・応用的能力 3. 健康の維持・増進に関する栄養学的な諸課題の解明、また栄養管理のための専門性や研究能力
<p>人間発達学研</p>	<p>人間発達学専攻は、心理・発達のメカニズムの解明や発達支援のための</p>

究科 人間発達学専攻	優れた実践力を備え、また、生徒指導や教育方法・教育課程開発に関し高度な知見と見識を備え、それぞれの分野で活躍できる高度な専門的職業人の養成を目指す。従って、本専攻では次の能力を身に付け、かつ学則及び学位規程に定める修了要件を充たした者に修了を認定し、学位を授与する。 1. 心理・発達のメカニズムについての清深な学識と発達支援の実践的力量 2. 生徒指導・生活指導や教育方法・教育課程開発に関する高度な知見と見識 3. 発達支援や教育上の諸課題の解明のための専門性や研究能力
---------------	--

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 2-4-1】 大学学則第 12 条【資料 F-3】と同じ
- 【資料 2-4-2】 大学履修要項 (p.8~12)「履修登録」【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-3】 履修ガイダンス資料(例)【資料 2-3-3】と同じ
- 【資料 2-4-4】 成績通知書解説資料(保護者宛、学生宛)
- 【資料 2-4-5】 学科実習の履修基準(参考)
- 【資料 2-4-6】 大学院学則第 6 条【資料 F-3】と同じ
- 【資料 2-4-7】 大学履修要項 (p.49~51)「大学学位規程」【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-8】 生活科学研究科学位判定運営プログラム資料

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

シラバス様式の改定に伴い実施した研修会において、成績評価の基準について評価の内訳を必ず明示することを再確認したところであるが、今後は追加の研修会やシラバスの点検作業等を通して、到達目標に対応してより適切な学修成果を測定できる評価方法の組み合わせを各教員が工夫していくことを促す。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【教育課程内における体制の整備】

食物、児童、社会福祉の 3 学科は、平成 20(2008)年度の教育課程の改正・整備で、3 学科共通の「教養・基礎教育科目」群を置き、今日にいたっている。この科目群は、現在、8 つの区分で構成され、その区分の 1 つが「キャリア科目」である。「キャリア科目」には、「キャリアデザイン論」、「ボランティア論 (教育系)」、「ボランティア論 (福祉系)」、「イ

ンターンシップ実習」、「ボランティア実習」の5科目が置かれている。

これらの科目は社会的・職業的自立に関する知識と技能・技術の修得、自己課題の自覚と就業意識の醸成を目指すものであるが、とくに「インターンシップ実習」は、それぞれの学科の教育目標に照らし、自己の将来像の確認やキャリア意識の形成など、教育上有意義と認められる就業体験について単位を認定するものである。事前に学科毎に行われるオリエンテーションの受講を必須とし、長期休暇や授業外時間を利用しての通算1週間(45時間)程度の就業体験と、事後に提出する「活動記録」やレポート、体験報告等が単位認定審議の対象とされる。3学科とも資格や免許取得に必要な実習科目を置いているが、「インターンシップ実習」は、選択科目でありながら、実習先の施設の職員に準じる社会人として扱われる度合いもより強いため、教育効果も大きい。なお、この科目での就業体験は就職活動とも関わるので、事前に就職支援室に連絡するとともに、同支援室が実施するガイダンスに参加するようにさせている。

【教育課程外における体制の整備】

本学では、「就職委員会規程」に基づき、就職支援充実・促進のため、「就職委員会」を組織している。委員構成は次表のとおりである。

表 2-5-1 就職委員会の構成

教 員	学長、副学長*、学部長*、短期大学部長*、就職部長、学生部長、広報部長、各学科長、各学科から選出された委員各1人、その他学長の委嘱した者
事務職員	事務局長、総務課長、就職支援室長、学生募集広報室長、大学広報室長、就職支援室総括参与、その他学長の委嘱した者

注：*は、これらの職を置く場合に限る。

就職委員会では、①学生の就職指導、②求人開拓、③就職斡旋、④就職対策、⑤その他、就職支援に関することの企画研究及びその適正な運営方法について審議し、その決定に基づいて教職員が業務を遂行している。

本学学生の就職状況の第一の特徴は、食物・児童・社会福祉の各分野で学んだ知識や資格を活かした就職(専門職)の割合が8~9割と高いことである。この資格職(=専門職)への就職は、一般企業とは異なり、定期採用や大量採用が望めないため、就職委員、クラス担任そして就職支援室が連携を図り、個々の学生の動向を把握し、個別指導を行うよう努めている。そのため、学生への就職情報提供を強化することとし、平成14(2002)年度から求人情報や就職イベント情報、個別の就職相談などの連絡を学生個々の携帯電話にメールで配信し、速やかな情報提供を行っている。同時に就職委員と卒業年次のクラス担任へも、メール等によって、学生に提供した情報を配信し、求人票のコピーの配付を行い、就職支援体制の強化を図っている。

本学学生の就職状況の第二の特徴は、地方出身生の割合が約7割と高く、そのほとんどが、取得した資格を持って地元へUターンすることを希望している点である。そこで、求

人情報と学生とのマッチングを図るための取り組みに注力している。一つ目は必要な県・地域に就職支援室参与を置き（島根・高知及び沖縄県に配置）、現地での就職先の開拓や情報収集、現地での学生の就職活動のフォロー、当該県に特化した学生との個別面談を行っている。二つ目は、夏季就職先開拓訪問で得られた事業所の最新の求人動向や就職先が求めている人材像などの情報を、食物・児童・社会福祉の分野ならびに県別に分け、学生に分かりやすく情報提供し、Uターン就職の支援を行っている。三つ目は、本学会場に加え、必要な県・地域（高知・沖縄ほか）で就職懇談会を開催し、地元関係機関や卒業生の協力を得ながら出身県の実情を理解し、学生の就職希望の実現を図るための取り組みを行っている。

就職支援室及び就職資料室は、学生の利便性を考慮し、就職支援室を 8:30～18:00（月～金曜日）、就職資料室を 8:30～20:00（年中無休）の間開放し、求人情報ファイル、就職試験の受験報告書、情報収集のためのパソコン等を備え、学生が自由に活用できるようにしている。また、就職関連書籍では就職活動の指導書、就職活動マニュアル、問題集等を自由に閲覧できるようにしている。なお、本学の学生は各学科の教育課程に応じた専門職種に就く割合が多いことを考慮し、求人情報は学科の専門職種毎に分類し、学生が検索し易いようにファイリングしている。

また、就職支援室では全卒業年次生の個人面談を少なくとも年 2 回実施している。その結果をもとに、夏の就職開拓訪問については、学生の就職希望地域・職種の事業所を中心に訪問し、学生の就職希望の実現を図ることを目的に実施している。また、訪問先に在職している卒業生へのフォロー・励ましとともに現場からの要望を聴取して就職指導に役立てている。この就職開拓訪問で収集できた生の情報は、就職開拓報告会や就職懇談会において、実際に訪問した教職員から報告され、全学の共有する情報になるとともに、学生への就職指導へとフィードバックされている。

就職懇談会は、学生の保護者に対する就職関連の情報提供や就職支援サポートについての理解と協力を得ることを目的として行っている。自由参加で学生が同席する場合には、就職に向けての学生本人と保護者との意思一致・確認・決意の場としても機能している。就職懇談会は 3 年次の冬（2 月中旬～下旬）に開催している。

なお、各県で実施される福祉就職フェアには、教職員が手分けをして学生と共に参加し、当日及びその後の学生のフォローにあたっている。特に参加者の多い岡山市で開催される岡山県福祉フェアにはバスをチャーターし、教職員複数が同行している。

学生への就職指導としては、このほか、3 年生の 4 月より就職ガイダンスを年間で 9 回行なっている。実施時期と内訳回数は、前期 3 回、後期 6 回である。内容は次表のとおりであり、実施に際しては各回とも満足度アンケートと出欠確認を行ない、ガイダンス内容の改善と欠席者のフォローなどに役立てている。

表 2-5-2 就職ガイダンスの講座と内容

	講 座 名
前期	就職オリエンテーション
前期	手紙・ハガキ、封書の書き方講座

後期	長期休暇中の就職活動
	自己分析講座
後期	①進路希望調査 ②就職資料コーナーの使い方および配架資料の見方 ③就職情報収集におけるインターネット活用講座
	履歴書・エントリーシート対策講座
	電話対応・ビジネスマナー講座
	面接対策講座
	直前総まとめ講座

大学院進学希望者に対しては、その数が少ないことから組織的な指導体制ではなく、担任や学科長とともに、とくに進学希望の専門領域関係教員（多くの場合、卒業論文指導教員）による個別指導の力が大きい。

大学院学生については、学生数が少ないこともあり、現在のところ研究指導教員が研究科長と連携して、就職支援を行っている。

以上のように、本学では教育課程の内外を通じて教職員が協働しながら、学生の職業的・社会的自立に向け、各種の支援を提供できる体制が整っている。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 2-5-1】 大学履修要項及びシラバス（該当科目抜粋）【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-5-2】 就職委員会規程（規程集 p.211）【資料 F-9】 と同じ
- 【資料 2-5-3】 キャンパスガイド（p.64、65）「就職支援室」【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-5-4】 大学案内(p.11～14)「各学科就職実績ページ」【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 2-5-5】 就職ガイダンス関係資料

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

キャリアガイダンスは、学生をとにかくどこへでも就職させることを目的とするものではない。勤務を続ける中で専門職としての十分な力を身につけていけるような職場に就かせること、近年問題となっているブラック企業対策のための情報の収集と学生への周知等に力を入れていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

- 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発
- 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の教育目的・目標とする「地域生活を支える専門的職業人の育成」については、後述する関連資格の取得率と専門職への就職率の高さが目的達成の指標の1つとなるであろうが、それ以外にも、各学科や教員が不断に行っている点検・評価の方法としては次のようなものを挙げるができる。

個々の授業については、担当教員が学生による授業評価アンケートから点検・評価することが可能である。評価項目の中には、学生自身の授業に取り組む姿勢や満足度を問う項目も設けており、学生自らが学修の成果を振り返ることができるよう配慮している。さらに、2-3 において述べたように、こうした授業毎の評価だけでなく、大学全体について教育目的の達成状況を点検・評価し改善に生かすため、本学学生の教室内外での学修状況、教育内容に関する満足度、学生生活全般に関する満足度等についてアンケートも実施している（【資料 2-3-7】を参照）。この他、GPA による成績状況の把握、学外実習の履修基準による定期的チェック、教職関係では「教職実践演習」に向けた履修カルテによる指導、管理栄養士や社会福祉士の国家試験対策、教員採用試験対策の指導を通じた個々の学生の到達度の把握などの手段がある。

資格取得率と専門職への就職比率は、各学科で目指している人材養成の目的と深く関わるものであるため、どの学科においても教育成果の達成状況の目安として重視している。本学では教職員一丸となったきめ細かな指導・支援により、資格取得率及びその資格を活かした専門職への就職比率については、どちらも高い数値を維持し続けることができている。平成 26(2014)年度卒業生の場合、食物学科は、管理栄養士国家試験合格率 95.0% (80 人受験/76 人合格)、社会福祉学科は、社会福祉士国家試験合格率 65.5% (29 人受験/19 人合格)であった。管理栄養士と社会福祉士の国家試験の現役合格率は、養成課程を有する全国の私大中ではここ数年続けて上位にランクインしている。また、児童学科については、卒業者のうち、小学校教諭免許取得者 34 人（小学校教員養成コース 38 人中）、保育士資格取得者 51 人（保育士養成コース 51 人中）であり、小学校採用試験にも現役で 7 人が合格している。

過去 4 年間の専門職への就職比率は、大学では 80% 台半ばとなっている。食物学科では、管理栄養士・栄養士・栄養教諭・学校栄養職員・家庭科教諭等、児童学科では、小学校教諭・幼稚園教諭・保育士・児童指導員等、社会福祉学科では、ソーシャルワーカー・医療ソーシャルワーカー・ケアワーカー等が専門職に該当する。これらの職への求人数がどの地域においても比較的安定して存在することが本学の高い就職率を維持できる背景にある。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-6-1】 大学案内(p.11~14)「各学科就職実績ページ」【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-6-2】 平成 26 年度卒業生の就職・進路等の動向

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

授業毎の評価については、各教員がそれを踏まえて授業改善報告書を作成し次期の授業内容の改善にフィードバックしている（2-8-②を参照）。全学的に実施する学生アンケートについては、その内容に応じて学生委員会等、関連の委員会を中心に改善に向けてのフィードバックを検討し、必要な改善策や教職員に対する研修会を企画している。学科毎には、国家試験や教員採用試験等の結果を踏まえて対策検討会議が行われている。

卒業生に対する評価に関して就職先へのアンケートはとくに実施していないが、本学の教育内容の性格上、資格取得のための学外実習等で現場との連携は不可欠であり、学外者から本学の実習生や卒業生に対する評価を直接的・間接的に聞く機会は少なくない。2-3-①で述べたように、学外実習に際しては、学科の専任教員が手分けしてほとんどの実習先を巡回している。実習の巡回指導等で得られた情報は、実習担当者が集約するとどまらず、学科会議において報告され、その場で教育内容や指導に関わる課題が話し合われるのがふつうである。また、2-5でも述べたように、毎年夏に学科の全ての専任教員が分担して就職先開拓訪問を行っている。その際には、卒業生の就職先をできるだけ出身学科の教員が訪問するよう、各学科の就職委員が就職支援室と連携して計画を立てている。訪問時には可能な限り卒業生の動向や評価について話を聴くようにしており、情報収集に努めている。これらの情報の活用については、出身学科の教員が訪問していることから、学科会議にもフィードバックしやすく、訪問の際に明らかになった課題についてもその場で議論できるメリットがある。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-6-3】 実習の巡回指導等の計画（例）【資料 2-3-5】 と同じ

【資料 2-6-4】 就職開拓訪問資料

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価及び各学科における教育成果の検討結果等を継続的にフィードバックしていくのは当然であるが、全学的に実施した学生アンケート、特に昨年度（平成 26(2014)年度）の「勉学及び学生生活に関する調査」の内容について、平成 27(2015)年度中に教務委員会と学生委員会を中心に分析を進め、教育内容の改善や学修指導に役立てていく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

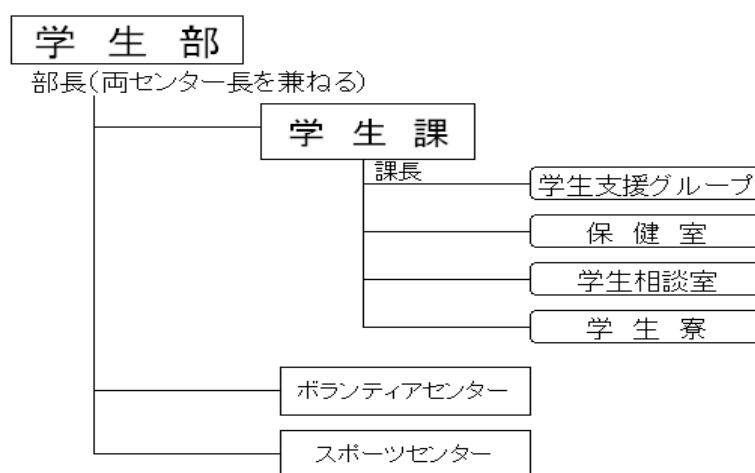
(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活安定のための支援

◇学生サービス、厚生補導のための組織の設置・実施

本学の学生支援のための組織としては、学生部と学生委員会がある。学生部は、下の図に示すように学生課、ボランティアセンター、スポーツセンターから成っている。学生部長は、ボランティアセンター長及びスポーツセンター長を兼ねるとともに、「学生委員会規程」に基づき、「学生委員会」の委員長を務める。委員会の幹事は学生課長である。同委員会はこの他、各学科から推薦された委員各1名で構成され、全学的な学生支援に関わる案件について協議する。

図 2-7-1 学生支援組織



学生指導、厚生補導については、学生支援グループが中心となって取り組んでいる。その所掌領域は、学生生活の安定・安全確保に関わる支援全般にわたっている。学生生活に関する相談、各種学生団体への支援と連絡・調整、奨学金・傷害・災害保険関係事務、アルバイトの斡旋・紹介、学生寮・学生食堂・購買との連絡・調整、駐車場・駐輪場・ロッカー利用の指導、下宿・アパートの紹介・家主・不動産業者との連絡・調整、学内諸施設の利用マナー等に関する指導、その他学内外における学生生活全般の相談・指導等に当たる。さらに、平成 27 (2015) 年度から、主に発達障害系の分野に対応する「発達支援アドバイザー」という新たな分掌を設けた。

◇学生食堂、売店等、キャンパス・アメニティについて

本学では、学生の休息のための施設・空間として、学生ホール、ジュネスホール、学生ロビー等が設置されている。これらの施設・空間は、学生間の活発な交流の場となっており、学友会やクラブ・サークルなど自主的な活動を支える場ともなっている。以下、主なものの概要を記す。

○学生ホール (5号館1階・東側)

食事、語り、学習、待ち合わせ、休憩など、憩い・学習・自主活動の場として利用されている。

○ジュネスホール（3号館1階）

学生ホールと同じく、憩いと学習の場として利用されている。

○学生ロビー（本館入口）

学生ロビーは、本館の玄関および事務室に隣接し、学生への大学からの連絡事項の掲示スペースであり、また学友会やクラブ・サークルの連絡板、ボランティアセンターからの連絡板が配置されている。ベンチが設置されており、学生の待ち合わせ場所としても使われている。

○トレーニングルーム（体育館1階）

スポーツセンター付設のトレーニングルームには、トレッドミル、サイクルマシン等のトレーニングマシンを設置しており、使用方法について体育系教員の指導を受けた後は、随時、ストレッチや有酸素トレーニング、筋力トレーニング等が行える。

○学生食堂（5号館1階・西側）

営業時間：11：00～19：00（14:00～15:00は清掃時間）

休業日：土・日曜日・祝祭日・長期休業中

座席数：160席

○売店（学生ホール内）

おにぎり、パン、お菓子、アイスクリーム、飲料などの食品のほか、ノート、筆記用具等の文房具類の販売を行っている。

営業時間：8：30～17：30

休業日：土・日曜日・祝祭日・長期休業中

○ベンダーショップ

学生ホールとジュネスホールの2個所に合計11台の自動販売機を設置している。

○バーベキューコーナー（6号館と図書館の間）

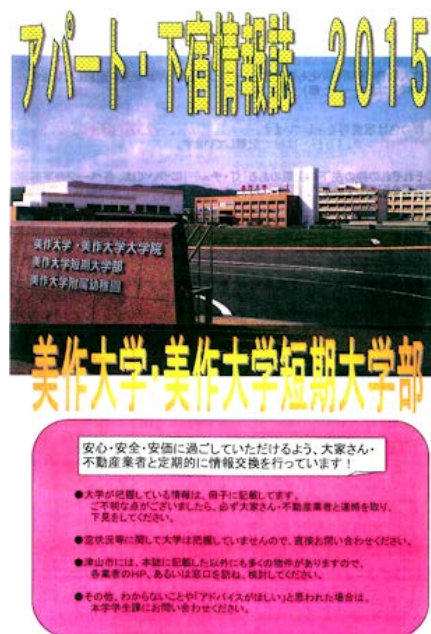
美作大学のアットホームな雰囲気を良く表しているスペースである。20～60人分程度のバーベキューができる炉が2基設置されている。放課後や土日に、クラスやゼミ単位、クラブ・サークル、学友会など、学生同士や学生と教職員との交歓に頻りに利用されている。

◇学生寮、宿舎の斡旋等について

本学では、大学から自転車で10分以内の場所に楓寮（女子のみ、定員120名）を設置しており、平日の朝食および夕食を提供し、常駐の寮職員が生活上の相談等に対応している。平成27（2015）年度の入寮生は90名（大学生の9.3%）である。

本学学生の約半数が下宿・アパートで生活をしており、その約9割以上が大学から半径1km以内の地域に住んでいる。入試合格者には、大学から、入学案内書類とともに、学生課が作成した冊子「アパート・下宿情報」を送付している。なお、平成14（2002）年度から指定アパート制度（安い敷金・礼金、家電家具付）を設けているほか、大学と下宿・アパート管理人との懇談の機会を持ち、学生の生活状況や安全対策、入居状況についての情報交換を行っている。

図 2-7-2 小冊子「アパート・下宿情報」(写真)



◇スクールバス、駐輪場・駐車場について

本学ではJR津山駅・大学間でスクールバスを運行している。授業時間に合わせて、午前には津山駅 → 大学を2便（津山駅発 8:05、9:55）、午後には大学 → 津山駅を3便（大学発 16:00、16:50、17:40）運行している。

また、自転車、バイク通学者が多いので、800台分の駐輪場、40台分のバイク置場を設置している。遠距離から通学している学生には自家用自動車での通学を認めており、学生駐車場（219台分・一部教職員と共用）を用意している。駐輪場・駐車場の利用は無料であるが、登録を義務付けている。

◇奨学金等、経済的支援のための制度

経済的な支援策として、日本学生支援機構や都道府県育英会の外部奨学金制度の利用に加え、本学独自の奨学金制度として、美作学園特別奨学金制度、進学支援特待生制度、美作学園育英会一般奨学金制度、美作学園教育ローン奨学金制度を設けている。

平成26（2014）年度の利用者数の概要は、下の表2-7-1の通りである。日本学生支援機構の受給学生は本学学生の63.82%を占めている。また、美作学園特別奨学金給付者が9.49%となっている。詳細はエビデンス集データ編の表2-13に記載している。

この他、学生寮を利用する学生のうち、沖縄県等の遠隔地出身者には寮費を減免し、希望しながら入寮できなかった遠隔地出身学生には月額10,000円の遠隔地奨学金を給付している。また、廉価で安全な民間のアパートや下宿の斡旋・紹介や、リスクの少ない、学生に相応しいアルバイトの情報提供等を間接的支援として行っている。

表 2-7-1 奨学金制度の利用(取得)者数

	奨学金制度名	取得学生数(平成26年度)
外部	日本学生支援機構	612件：一種258人/二種354人/内併用65人
	その他	7人
本学独自	美作学園学業成績特待生	35人
	美作学園育英会一般奨学金	1人
	美作学園教育ローン奨学金	14人
	授業料奨学融資制度	0人
	進学支援特待生(一般)	45人
	進学支援特待生(S)	43人

◇健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制

本学では、保健室で学生の健康管理、健康相談活動を、また学生相談室「ことりの森」で、メンタルヘルスケア・カウンセリングの心的支援を行っている。

保健室には職員1人(看護師、保健師、日本学校教育相談学会認定カウンセラー及び養護教諭資格の取得者)を配置し、学生の健康管理、健康相談及びケガや病気の簡単な応急処置を行う他、必要に応じて医療機関や専門機関等の紹介を行っている。毎年4月には、全学生を対象にした定期健康診断で、身体測定・視力及び聴力検査・血圧測定・尿検査・胸部X線撮影検査(新入生及び希望者)・内科検診を実施している。定期健康診断結果に基づいて、実習・ボランティア活動・就職活動等のために「健康診断証明書」を発行している。入学前より「健康調査票」「感染症・予防接種記録票」の提出を受け、心身両面の問題を事前に把握し、入学後の健康的な学生生活の支援が適切に行えるよう配慮している。

学生相談室は、愛称で「ことりの森」と呼ばれ、常勤の臨床心理士が相談に対応している。相談内容は学業・進路に関すること、休学・復学・退学に関すること、自己探求や人間関係(学内・学外・家族)に関すること、学生生活に関すること、精神保健・心身の不調に関すること、経済的問題に関すること、セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメントに関すること等、多岐にわたっている。平成14(2002)年度以降、個別の学生の悩み相談だけでなく、学科や学生課との連携を強化し、学生指導の事例検討会、精神科医師コンサルテーション制度の設置、学生課職員の全国学生相談研修会(日本学生相談学会主催)の受講を行っている。(保健室・「ことりの森」利用状況については、エビデンス集データ編：表2-12を参照)

2-3でも述べたように、本学では担任制をとっており、日常的に学生の動向を把握し、必要に応じて学生課や保健室、学生相談室と連携を取りながら、問題を抱えた学生に対応している。具体的な学生支援に際しては、全学的に作成した「学生支援の手引き」に基づいて対応に当たっている。なお「学生支援の手引き」については、学生の抱える問題の変化等に対応すべく、現在改訂作業中である。また、緊急性の高い事案の場合には、学生部長・学生課長や学科長も入ったチームで支援を行い、保護者とも連携しながら学生のサポ

ートを行っている。

また、平成 27 (2015) 年 4 月より、事務所とは別の場所に学生課相談室を設けた。担当者を所定の時間に配置し、定期的にクラブ・サークル活動、一人暮らし、奨学金など学生生活にかかわる様々な相談を自由に受け付ける企画や、先輩との交流ができるピアサポートサロンの実施を行っている。

各学科においても、毎回の学科会議で何らかの問題を抱えている学生について検討し、必要な場合はチーム（構成員：学科長・担任・学生部長・学生課長・「ことりの森」職員の臨床心理士・その他必要と思われる教職員）で対応する等、きめの細かな指導を心がけている。

社会人、編入、転入学生は、個人的にカリキュラムや学生生活について不安が生じないよう、担任や教務委員がほぼマンツーマンで細部にわたって相談、指導に当たっている。また、学外実習に出るにあたって履修基準を満たす必要のある科目の履修に関しても、担任、教務委員らが授業担当者と綿密な連絡を取り合い、不利益が生じないように留意している。食物学科には 2 名の留学生が在籍しているが、語学指導ができる教員に依頼し、課外での上級アカデミック日本語の指導を行い、意思の疎通に齟齬が生じないよう配慮している。

◇クラブ活動、学園行事、学友会などへの支援体制

学生の課外活動は、クラブ・サークル活動などの日常的なものから、浴衣登校（七夕祭）、白梅祭（大学祭）、ハロウィン登校、イルミネーション点灯式（短大幼児教育学科主催）等の半ば学園行事となっている周年的なもの、さらには学外からの依頼に応じての不定形・イベント的なものなど様々である。学生の全学的組織である学友会傘下のものについては、学友会の意見を受けて学生課が中心となって支援している。また、不定形・イベント的なものについても、可能な限り学生課への情報提供を呼びかけ、活動に対応した支援態勢を心がけている。問題が生じたり、課題が提出されたときには学生委員会で協議し、必要な場合には部科(課)長会議や教授会での協議を要請する。

学友会は平成 19 (2007) 年度から大学と短大の組織が統合され、クラブ・サークルも統合されて、平成 27 (2015) 年 5 月 1 日現在、全学のクラブ・サークル数は 55 となっている（クラブ、同好会、県人会等を含む）。当然ながら、クラブ・サークルは、活動が活発で実績も大きいものから、発足間もないものまで、状況は様々である。本学では、学友会と学生委員会との間での申し合わせによる内規を設け、ランクづけに基づく活動支援費の配分を行っている。ランクは固定したものではなく、活動実績に応ずる可変的なものである。なお、平成 18 (2006) 年度に、「課外活動において活躍、または活動を支える努力を惜しまず、かつ人物的にも優れた 20 人程度の学生を広く表彰する」という趣旨による「MAS 賞 (Most Active Student)」を制定し、課外活動の更なる奨励・支援に努めている。大学と短大を合わせた受賞学生（写真）は、初年度の 13 人以来、累積で 142 人となっている。

図 2-7-3 MAS 賞受賞学生 (写真)



◇学生の社会的活動に対する評価

本学は、平成 17 (2005) 年に、学生の主体性、自発性に基づく様々なボランティアへの意欲、活動を組織的、体系的に支援し、地域社会と学生との橋渡しの役割を果たすべく、「ボランティアセンター」を開設し、活動を続けている。平成 19 (2007) 年度に規程を整備したことで、運営をめぐる諸業務が合理化されるとともに、学内における位置づけが明確になり、大学の付置センターとしての体裁と機能が整えられた。規程整備の 3 年後、平成 22 年度においてボランティアセンターを経由してボランティア活動に参加・登録した学生数は、併設短大の学生を合わせて延べ 233 人に上り、平成 26 (2014) 年度は 340 人となっている。平成 23 (2011) 年度からは、東日本大震災に対するボランティア活動も活発に行われ、ボランティアセンターと津山市社会福祉協議会、つやま NPO センターとの共催による東日本大震災被災地の復興支援としてのチャリティーマーケット開催（本学体育館を会場）は、単年度に 2 回（春と秋）これまでに計 8 回を数えている。平成 26 (2014) 年には実際に福島の実地へ赴き、仮設住宅の方々との交流会も行った。また、毎年「新入生歓迎冊子」を作成し、新入生への周知活動にも力を入れている。

ボランティアセンターを経由しないクラブや同好会によるボランティア活動も活発であり、本学の学生に対する近隣の幼稚園や保育所からの、あるいは市町村や県等からの特定のクラブ・サークルや団体への行事協力のボランティア要請が数多く寄せられ、学科や学生課の呼びかけのもと、多くの学生が地域への貢献活動を行っている。これらのボランティア活動や地域への貢献活動等に対しては、本学広報室が可能な限り学生の活動を拾い上げ、ホームページその他の媒体によって学内外への周知に努めるとともに、前述の「MAS 賞」授賞を含めた報奨の機会を設けている。

以上述べてきたように、学生部の組織については、分掌の見直しをしながら改善してきており、平成 27 年度には「発達支援アドバイザー」を新設した。

クラブ・サークル活動は、以前にも増して活発に活動するようになってきた。実際、団体数もここ数年 50 団体を超え、全日本レベルの大会へも出場を果たすクラブも出てきている。平成 27 年度から稼働をはじめめる学生課相談室を使い、新入生への入部相談会など

の周知活動を行っている。また、ボランティア活動等も含めた、学生の課外活動は、「MAS賞」等の方策によって後押ししている。

学内アメニティについては、大学の規模から考えると、必要不可欠なものはそろっていると考える。各種奨学金は十分に活用している。中でも日本学生支援機構の奨学金は学生にとって死活問題となるほど重要なものである。延滞率も全国平均を下回っており、卒業後も本学の指導が活着していると考える。

健康管理、メンタルヘルスの分野においては、場合によっては当該学生に対してチームを組み、その学生にとって最善の道を模索する、という取り組みは以前から行っており、一定の成果が得られていると自負している。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 2-7-1】 学生委員会規程(規程集 p.231)【資料 F-9】と同じ
- 【資料 2-7-2】 大学案内(p.80~98)「キャンパスライフ関係」【資料 F-2】と同じ
- 【資料 2-7-3】 キャンパスガイド(p.45)「事務局 MAP」【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-7-4】 キャンパスガイド(p.52~56)「学内施設、寮・下宿での生活」
- 【資料 2-7-5】 キャンパスガイド(p.76、77)「通学に関して」
- 【資料 2-7-6】 キャンパスガイド(p.73、74)「奨学金等」
- 【資料 2-7-7】 キャンパスガイド(p.66~68)「困った時は…」(保健室・学生相談室)
- 【資料 2-7-8】 「MAS賞」推薦者募集要項及び平成26年度受賞者一覧
- 【資料 2-7-9】 キャンパスガイド(p.72)「ボランティアセンター」【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-7-10】 ボランティアセンター規程(規程集 p.471)【資料 F-9】と同じ
- 【資料 2-7-11】 ボランティアセンター資料
- 【資料 2-7-12】 スポーツセンター規程(規程集 p.481)【資料 F-9】と同じ

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見や要望は、日常的な事項については学生課窓口でも対応しているが、全学的な関わりを有するような事柄は、担任 → 学科 → 学科の学生委員 → 学生委員会のルートを取ることが多い。担任は日常的に学生と身近に接することで、常に学生の意識や心のあり方を推し量れる状態にあるため、内容の如何に関わらず親身に相談を受けることができる。担任に発し、学生委員会での協議を得て改善策が実行に移される場合と、重要度に応じて部科(課)長会議、教授会を経て決定・実行される場合とがある。

学生からの日常生活に関わる身の回りの要望は、学友会が学生ホールに設置しているポスト、通称「ミマッ箱(みまっばこ)」に投函される。これも要望の内容に応じて、学生課で直ちに改善に着手する場合と、学生委員会で協議し対応する場合がある。

図 2-7-4 学生の要望投函ポスト「ミマッ箱」(写真)



全学学生を対象とした調査としては、平成 19 (2007) 年度の「学生生活に関するアンケート」、平成 24 (2012) 年度の「2012 キャンパスライフに関するアンケート」、平成 25 (2013) 年度の「食堂アンケート」がある。平成 25 (2013) 年度には、寮生を対象とした「寮食堂アンケート」も行っている。平成 26 (2014) 年度には、2-3 で述べた学修状況の調査と併せて、本学の教育内容に関する満足度や学生生活全般に関する満足度等についてアンケートを実施した。結果の詳細な分析はこれからであるが、上述した学生生活に関わる各種支援は、概ね学生たちに評価されていると判断している。特に、担任の指導、学生課職員の対応、奨学金等の経済的支援体制については、70%以上の者が満足していると答えている。クラブ・サークル活動や学友会の企画する行事等についても 60~70%の者が満足している一方で、クラブ・サークル活動やボランティア活動に対する支援については 40%台の数値になっており、学生たちが一層の支援充実を期待していることが窺える。

また、学生からの意見を直接聞く機会としては、2-3 で述べたように、2年に1度の頻度で学長と学生との懇談会を開いている。学長をはじめとする教職員と学生代表が集まり、学生生活に関わる要望を聴き、その場で出される疑問についても可能な限り答えている。この他にも、在学生の保護者によって組織される後援会や、不定期ではあるが下宿・アパートに関する懇談会などを通じて学生の意見を汲み上げている。

以上のように、担任や学生課を中心とする教職員の常日頃からのきめ細やかな対応によって、個々の学生の意見はある程度汲み上げることができていると考えている。また、定期的に行う学長との懇談会や全学生対象のアンケート等によって学生の意見や要望を組織的に汲み上げる体制も維持されており、改善可能な部分は積極的に改善している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-7-13】平成 19(2007)年度学生生活に関するアンケート

【資料 2-7-14】平成 24(2012)年度キャンパスライフに関するアンケート

【資料 2-7-15】平成 25 年度(2015)食堂アンケート

【資料 2-7-16】平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査【資料 2-2-5】と同じ

【資料 2-7-17】平成 26(2014)年度学長と学生の懇談会資料【資料 2-3-11】と同じ

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27（2015）年度は 100 周年記念館が建設されることから、学生のアメニティ空間は飛躍的に向上することが見込まれる。図書館機能、学修・学術情報センター機能がここに集約されるため、これまでの本学の伝統ともいえる地域に根ざした教育活動の拠点としての活用を進めていく。

クラブ・サークル連合会については、各団体が活発に活動をしていることに大学の元気さを感じる。今後の課題として、リーダーズキャンプ等を開き、リーダーの育成に力を注いでいく。

日本学生支援機構奨学金の返還率について、幸い本学の卒業生は全国平均を下回る延滞率ではあるが、奨学金の借りすぎも若干見受けられる。この点は説明会のたびに注意していることだが、今後はシステムにある「返還シミュレーション」を活用するよう工夫していく。

面倒見の良さを特色としている本学では、学生の日常的な意見や要望を個別に聴取する機会が多い。ただ、学生の感性は絶えず変化していることを踏まえ、学生全体を網羅するアンケートは定期的の実施していく必要がある。まずは学生委員会等を中心に平成 26（2014）年度のアンケート結果の分析を急ぎ、学生の意識について現状把握に努めるとともに、2 年程度先には同様の調査を実施する計画である。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学では採用人事を進めるに当たっては、あらかじめ学長・教務部長及び関係学科長とで、大学設置基準は勿論管理栄養士養成等の人材養成に関する関係法令を踏まえながら、採用の必要性の有無・専門分野・担当予定科目等について検討し、その結果を採用人事検討会議に諮った上で、募集している。応募要件には単に研究業績だけでなく、「本学の教育目的・目標を理解の上、教育・学生支援及び学科運営に熱意と意欲のある人」、「学科で養成する人材に係る資格を有する人」といった条件を付けている。

書類選考を経て候補にあがった複数人には、前記要件について面接で確認、模擬授業で教育能力の確認、更に理事長・学長等による2次面接で再度の確認を行い、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に努めている。

表2-8-1（[表F-6]を参照）に示す通り、いずれの学科・研究科においても、大学及び大学院設置基準の必要教員数(教授数又は論文指導教員数も含む)を満たすと共に、資格・免許授与のための関係法令で求められる教員数及び配置についても、エビデンス集・資料編で示しているように、いずれの要件も満たしていると判断している。

また表2-8-2は年齢構成を示している。61歳以上の教員の割合が42%と比較的高い状態になっているため、改善を図っていくこととする。

表2-8-1 教員数並びに教員の職位構成

平成27年5月1日

大 学	学 科	教員数	左記の内訳				助手	備考
			教授	准教授	講師	助教		
生活科学部	食物学科	18(9)	6(1)	9(6)	3(2)		5(4)	
	設置基準 (別表第一)	7	4					
	児童学科	20(7)	7(1)	6(1)	7(5)			
	設置基準 (別表第一)	6	3					
	社会福祉学科	12(4)	5	5(3)	2(1)			
	設置基準 (別表第一)	8	4					
	設置基準 別表第一+第二	21+13 =34	11+7 =18					
大学 (学部全体)		50(20)	18(2)	20(10)	12(8)		5(4)	
大学院 研究科	専 攻	教員数	左記の内訳				助手	備考
			教授	准教授	講師	助教		
生活科学研究科	生活科学専攻	8(3)	3	4(3)	1			MO号7
	設置基準(別表第一)	6	研究指導教員数(MO号)：4 研究指導補助教員数と合わせ6 以上(家政関係)					
人間発達学	人間発達学専攻	8(2)	5(1)	1	2(1)			MO号5

研究科	設置基準(別表第一)	6	研究指導教員数(MO号) : 3 研究指導補助教員数は研究指導教員数と同数(教育学・保育学系)		
-----	------------	---	--	--	--

備考 1 設置基準で定められている教員数は、大学にあつては学部及び学科毎に必要な教員数と教授数を記載。大学院にあつては研究科・専攻毎に必要な教員数と研究指導教員数を記載。なお、備考欄には研究科・専攻毎に配置している研究指導教員(MO号と表記)数を記載。

2 ()内は、女性を内数で記載。

表 2-8-2 専任教員の年齢構成

平成 27 年 5 月 1 日

	食物学科	児童学科	社会福祉学科	計
30 歳以下	0	2	0	2(4%)
31~40 歳	3	1	1	5(10%)
41~50 歳	4	4	5	13(26%)
51~60 歳	3	5	1	9(18%)
61 歳以上	8	8	5	21(42%)

計 : 50 人 (学長を専任教員数に含めていない)

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

教員の採用人事については、既述したように学長が中心となって、教員採用が必要な学科、専門分野、職位、更に募集方法は原則公募制であるが分野等特別な場合には他の募集方法によることもあるため、募集方法の確認も含めて、「教員選考規程」に基づいて進めている。応募者については、審査員 3 人で書類選考をまず行い、応募要件を満たした人 3 人程について面接・模擬授業を実施し、研究業績に加え教育への熱意・教育能力等総合的に選考を行い、審査員が最適任と判断した応募者について改めて学長・理事長・事務局長で面接を行い、それらを踏まえて審査員が審査結果を教授会に報告し、教授会の審議を経て、学長が理事長と協議の上採用者を決めることとしている。

昇任人事についても「教員選考規程」に基づいて、研究業績や現在の職位での勤務年数に加え、教育・学生支援への日頃の取組み更には学内諸業務への取組み等を総合的にみて、昇任候補者に該当するであろうと思われる教員について、昇任候補者選考会議で協議の上、候補者について教授会に報告し、了承の上各候補者についてそれぞれ当該学科の学科長を含む 3 人の審査員による審査を行い、その結果を教授会に報告し、教授会の議を経て、理事長と協議の上、学長が昇任人事を決定することとしている。

教員評価については特にそれに関する規程は設けていないが、小規模大学の特性を生かし、各学科単位で学科長が所属の教員の教育研究への取組み、担当しているクラスの学生支援、学科や大学の諸業務への取組み姿勢について日常的に注意を払い、必要に応じ助言等を行い、問題となる事案が生じた場合には学長に報告・相談することとしている。学長

も学科長からの相談に対応するのは勿論であるが、自らも各教員の教育研究、学生支援、勤務の状況、更には学生による授業評価にも目を通し、特に問題であると判断した場合には助言あるいは注意をしている。前述の昇任人事の説明でも触れたが、こういった日頃の教員の教育研究や勤務の状況については、当然ではあるが昇任人事にも反映させている。

FD(Faculty Development)活動については、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置し、大学全体で取り組んでいる。教員による授業改善のための継続的な取り組みとしては、学生による授業評価アンケートと授業の相互参観が挙げられる。学生による授業評価は、平成 13(2001)年度から開始し、現在は非常勤講師を含む全ての教員を対象に実施している。数値的な評価だけでなく、受講学生の具体的な感想や要望が汲み取れるよう平成 22(2010)年度からは自由記述様式も追加している。集計結果と学生のコメントは各教員に配布され、それを踏まえて各教員はアンケート結果に対するコメントと授業改善策等を記した報告書を提出する。また、平成 23(2011)年度から「授業見学週間」を設け、専任教員を対象に授業の公開と相互参観を実施している。平成 25(2013)年度からは、講義・演習系の科目は原則公開対象とし、前期・後期に約一ヶ月程度の期間を設定して専任教員は公開または見学のいずれかで最低 1 回参加するよう呼びかけている。相互参観は、教員個人の授業改善に生かすだけでなく、学科の教育課程を構成する授業科目についての共通理解、学生の様子把握、教員の相互理解等、幅広い意味でメリットがあり、FD 活動の柱の 1 つとして位置付けている。

研修会については、新規採用者に対しては初任者研修を実施している。また、各種研修会も毎年開催している。平成 26(2014)年度には、授業の目標や授業外の学修についての指示等について記述の明確化を図るために次年度用のシラバスの様式を変更した。これに伴い、全教員を対象に「シラバス改善のための研修会」を実施した。なお、シラバスについてはチェック体制を整え、必要に応じ授業内容や指導方法等についての指導・助言を行い、教員の資質・能力の向上に努めている。平成 27(2015)年度には、「研究の不正防止」(4月)、「地域をキャンパスとした学び」(5月)等のテーマで研修会を実施している。このような研修会という形を取るもの以外にも、毎月開催される職員会議において、学修・学術情報センターからの連絡の際に ICT (情報通信技術) 活用法等のガイダンスが毎回続けられている。

このように、教員の採用・昇任については、「大学設置基準」第 14~16 条の 2 の教員の資格の規定を踏まえた「教員選考規程」に基づき、適切に行っている。

教員評価については、評価に関する規程は定めていないが、小規模大学の特性を生かした教育目的に即した評価を行い、昇任人事等に反映させている。教員の資質・能力についても、授業評価・相互参観などを踏まえた改善の取り組みや各種研修会の実施により向上に努めている。特に本学のような小規模大学においては、職員会議等を活用した日常的な小研修の積み重ねが、教職員間の意思疎通や教育に関する共通理解を進める上で有効に作用していると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-8-1】 教員選考規程 (規程集 p.91~93) 【資料 F-9】 と同じ

【資料 2-8-2】 教員採用人事のガイドライン (規程集 p.101) 【資料 F-9】 と同じ

- 【資料 2-8-3】 平成 27(2015)年度へ向けた公募要領
- 【資料 2-8-4】 管理栄養士養成課程の法令による教員配置規則との対比
- 【資料 2-8-5】 社会福祉士養成課程の法令による教員配置規則との対比
- 【資料 2-8-6】 保育士養成課程の法令による教員配置規則との対比
- 【資料 2-8-7】 小学校・幼稚園教諭、家庭科中・高校教諭及び栄養教諭免許法で求められる教員との対比
- 【資料 2-8-8】 平成 27(2015)年度初任者研修に関する資料
- 【資料 2-8-9】 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（規程集 p.161）【資料 F-9】 と同じ
- 【資料 2-8-10】 授業評価アンケート用紙
- 【資料 2-8-11】 授業見学週間資料
- 【資料 2-8-12】 FD 研修・職員会議関係資料
- 【資料 2-8-13】 シラバスチェック体制のガイドライン（規定集 p.171）【資料 F-9】 と同じ

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学では大学の規模を勘案して、教養教育実施のためだけの委員会等は設けていない。教務委員会がその所掌事項として、教育課程の編成や履修方法を含めて教養教育の在り方について審議する。同委員会は、教養教育の円滑かつ適正な運営に責任を負っており、全学共通で必修としている導入科目である「1年次セミナー」の企画・運営に当たるとともに、内容によって他の委員会や組織と連携しながら教養教育の内容を検討する。すでに述べたように、「1年次セミナー」の個別ゼミ部分は各学科の専任教員が10人前後の学生グループを受け持っている。そのため、年度当初には担当者全員が集まる連絡・打ち合わせを開催し、指導内容の基本方針や留意点について確認を行っている。この会では個別ゼミの指導方法について意見交換も行い、相互にゼミの運営技術等の参考にしている。また、使用している共通テキストの編集や改訂は、教務委員以外の教員も加えたワーキンググループで内容を検討している。その他、平成 26(2014)年度には、情報処理教育センター委員会と連携して、情報リテラシー科目（「情報リテラシーⅠ～Ⅲ」）について、到達目標と指導内容を整理し直すとともに、開講時期の変更や担当者間での指導方法の統一化を図る等、教務委員会が責任をもって教養教育の実施及び充実に努めていると判断している。

[エビデンス集・資料]

- 【資料 2-8-14】 教務委員会規程（規程集 p.221）【資料 F-9】 と同じ
- 【資料 2-8-15】 1年次セミナー関係資料【資料 2-2-3】 と同じ
- 【資料 2-8-16】 情報処理教育センター委員会資料

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員評価はこれまでのところ小規模大学の特性を生かして、学長等管理職にある者が各教員についての各種の情報を入手し、それらを総合的に判断しながら行っているが、地方大学が置かれている厳しい状況を考えるとき、教育・研究・学生支援・地域貢献・学

内諸業務への取組みを評価の要素とした教員評価の基準を、できるだけ早く(平成 29(2017)年度辺りを目安)策定し、教員の業務遂行のレベルアップに活用していく。

シラバスは、平成 27(2015)年度用は新様式に従って記載はされているが、到達目標の記述等、一部の項目では様式改訂の趣旨が十分反映されていない科目が散見される。平成 27(2015)年度には、平成 26(2014)年に決めた体制に基づいて記述内容の点検を進めるとともに、ファカルティ・ディベロップメント委員会による継続的な研修を続け、定着を図ることとする。「授業見学週間」については、平成 25(2013)年度から公開授業数は増加したが、それに対応するほど見学参加者は増えていない。各教員の担当授業や学生指導の都合があり、時間割によっては見学の機会はかなり限定されることもある。参加の機会を提供するために、各学期に「授業見学週間」を設けて今後も取組みを継続する。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎等については、同一法人の短期大学部とその多くを共用しているが、いずれも大学設置基準で定められた校地及び校舎面積を十分満たしている。

校地面積は本部のある北園校地：45,415.6 m²、またこれより北約 3 kmの津山市大田に 13,149 m²の雑種地、及び本学より約 20 kmの鏡野町奥津に 29,384 m²の山林を所有している。運動場は北園町の本学敷地内に 18,582 m²のグラウンド(全天候型陸上競技トラックとフィールド)を整備している。

施設・設備を共用する併設短期大学部を含めた本学の校舎面積は平成 27(2015)年 5 月 1 日現在 16,966.86 m²であるが、本年 8 月頃には学園創立 100 周年記念館(1~3 階がラーニングcommons、グループ学修室機能を備えた図書館(席数はオープンcommonsの座席も含め 285 席)、4 階が主に情報処理教室 3 室、5 階が約 380 人収容のホールである。ワンフロアが約 800 m² 計 4,068.45 m²)が竣工予定である。記念館竣工後現図書館は、耐震補強の上普通教室や学生ホール、更には大学・短大の同窓会室として活用予定である。なお現在の図書館は、1,309 m²の面積で、約 16 万冊の図書、1,400 種の学術雑誌、約 1,100 点の視聴覚資料、電子ジャーナル約 8,800 種及びデータベース 4 種を整備している。席数は 130 席で、学生が自由に使用できるパソコンやタブレットを設置している。学生にはタブレットを貸し出すサービスを行っているが、記念館竣工後は図書館の教育研究環境は大きく改善されることになる。

図 3-9-1 100 周年記念館の完成予想図



屋内運動施設は、1階メインアリーナが 1,502.95 m²、2階のサブアリーナが 236.97 m² である。また1階には各種トレーニング機器を備えたトレーニング室(194.18 m²)やシャワールームも設置し、学生利用の利便性を高めている。

各学科のそれぞれ専門職養成のため必要な施設・設備についても、一部は併設の短期大学部と共用であるが教育に必要な要件を十分満たしている。食物学科においては栄養教育実習室・臨床栄養実習室・給食管理実習室・調理実習室・生化学等の実験室・食品加工実習室や動物飼育・実験室等を設け、それぞれに必要な機器・備品を配備している。児童学科についても音楽教育演習室・ピアノレッスン室(6室)・ピアノ練習室(16室)・理科教育演習室・美術デザイン演習室や工作室等を設け、また、社会福祉学科においても法令で求められる実習指導室や演習室を設けている。

大学院については、学部と共用で演習室を使用しており、院生研究室については十分な広さを確保し、パソコンも配備している。

情報処理教室は短期大学部と共用であるが、50人収容の教室1室、40人収容の教室1室及び17人収容の教室1室を備えているが、利便性を考え、100周年記念館完成後は同館4階のフロアーにそれらを集約し、図書館機能と情報教育機能の一体的な運用を行う(両機能を合せて「学修・学術情報センター」と命名)計画である。セキュリティー対策については、情報教育センター指導の下にファイアウォール等必要な対策を講じると共に、人為的なミスによる学内データ流出等を防止するため、毎月開催の職員会議でセンター職員がセキュリティーに関する注意事項を説明している。

教職員・学生が利用できる無線 LAN 接続サービスを提供しており、この管理・運営も情報教育センターが担当している。通信可能なエリアは全学内である。学内無線 LAN 接続サービスを利用する学生に対しては、本学指定のウイルス対策ソフトウェアを無償提供している。同様のセキュリティー対策は、教育実習等学外実習先で自分のパソコンを使用

する学生に対しても行い、実習先へのウイルス汚染防止に努めている。

研究室についても、原則専任教員 1 人 1 室とし、教育研究環境の充実を図っている。

施設・設備の管理運営については、経理課において固定資産台帳を作成し、資産の購入や除去を記録に基づき行い、施設設備、物品等の財産管理を行っている。施設設備、物品の運用及び維持管理は経理課が所管しているが、総務課を中心に各課室の協力を得ながら実施している。教室等の施設は、毎日事務担当者が交代で授業終了後に点検を行っており、専門的な保守管理が必要な施設設備（火災報知器、放送設備、エレベータ等々）は外部委託し定期点検を実施している。校舎周辺、校舎内の環境美化や小規模の修繕等は総務課の技術員 3 人（1 人は二級建築士）が対応し、教室等の施設が支障なく使用できる体制を整えている。

施設設備は減価償却期間が終了し更新の必要な老朽化した資産も多いが、従来使用可能な資産は償却後も利用を推進してきた。しかし、老朽化した資産のうち機能的価値が滅失したものを区分整理し、更新する必要があると考えている。

火災報知器等防災設備、危険物等については自主点検を行うとともに専門業者に定期点検を委託している。消防防災訓練は平成 24(2012)年 9 月に実施したが、今後は隔年で防災訓練を実施する予定である。防犯対策については、平日の 17:30 以降翌朝 8:00 までと休業日は警備会社に委託し、警備員が在駐・巡回し構内警備にあたっている。特に本学の位置する津山市を含めた岡山県北部は、犯罪や地震などの自然災害も少ない。こういった地域の性格上危機感が少ないため、対策が甘くなりがちなことから、普段より充分留意して必要な対策・訓練の計画・実施を肝に銘じている。

コンピュータシステムのセキュリティー対策は「学修・学術情報センター」で対策を検討し、ネットワーク運用室の職員が実務的に対応している。

学内の重要データ（学生の基本情報、成績情報や管理部門の機密事項データ）はインターネットに接続しない事務系 LAN サーバーに保存しているが、全教職員共通の外部ネットワークについては、「学修・学術情報センター」指導の下でファイアウォール等必要なセキュリティー対策を行っている。また、人為的なミスによる学内データ流出等を防止するために、毎月 1 回の職員会議で情報機器の操作やセキュリティーに関する注意事項を説明、研修している。また、職員会議では十分理解できない場合は、ネットワーク運用室の職員が「ヘルプデスク」サービスとして教職員や学生に対し個別に操作説明やセキュリティー対策を実施している。

施設・設備等は設置基準を含め、関係法令を満たしているが、記念館竣工後は学修環境の充実が一層図られることになる。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 2-9-1】 設置基準上必要な校地・校舎の面積と本学の校地・校舎との対比表
- 【資料 2-9-2】 栄養士法施行規則第 11 条(8)に定める管理栄養士養成課程として必要な施設と食物学科の施設との対比表
- 【資料 2-9-3】 社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条ヌで定める演習室及び実習指導室と社会福祉学科の施設との対比表
- 【資料 2-9-4】 学報みまさか 100 周年記念号「100 周年記念館の概要」

【資料 2-9-5】 情報管理に関するガイドライン

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

[事実の説明]

2-1-③で述べたように、本学食物学科と児童学科はそれぞれ入学定員 80 人、社会福祉学科は 50 人の小規模大学である。大学 3 学科全体の平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度の入学者の平均超過率は 1.14 であり、毎年定員を超過して学生を受け入れているが、ほぼ適正な範囲内におさめている。大学院については平成 25(2013)～27(2015)年度、生活科学研究科が 0.17、人間発達学研究科が 0.20 と定員に満たない状態が続いている。

食物学科は管理栄養士の養成施設ということで、児童学科は保育士養成施設(80 人の入学定員の内 50 人の認可)として、また、社会福祉学科は社会福祉士養成施設として、それぞれ関係法令により専門科目あるいは専門科目の内特定の授業科目については、受講者数については上限が定められている。そのため専門科目についてはクラス分けを行う、あるいは社会福祉演習・実習指導においては 10 人程度のグループ分けで指導を行う等適切な管理を行って教育効果を高めるように努めている。

また、児童学科では器楽(ピアノ)の授業では、4～5 人を 1 グループとしたきめ細かな指導、あるいは 1 年次必修の「1 年次セミナー」では 7～10 人程の学生に 1 人の教員が年間を通して指導、外国語(英語)については能力別のクラス編成による効果的な授業ができるよう工夫している。

授業を行う上で、栄養士法等関係法令に則り学生数の適切な管理を行っている判断した。

[エビデンス集・資料編]

【資料 2-9-6】 1 年次セミナー関係資料【資料 2-2-3】と同じ

【資料 2-9-7】 平成 27(2015)年度時間割(前期)【資料 2-3-6】と同じ

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

施設・設備等については各種の法令上の基準を満たしているが、記念館竣工に関係して現図書館については耐震化を行った上で利活用を一層進めていくこととする。また今年度から記念館竣工に関連して、今後の図書館・情報センターのあるべき機能を考え、図書館と情報処理教育センターを一体化して、「学修・学術情報センター」とすることとした。図書館機能と情報センター的機能がこの一体化で相乗効果により高い効果を発揮するよう周辺整備を図っていくこととする。

授業を行う学生数については、法令を遵守することは当然であるが、少子化の中で入学してくる学生の学力低下といったことも常に念頭に置いて、効果的な教育ができるよう今後も適切な管理に努めていく。

老朽化し建替えの必要がある施設が多くなっている。これらについては、学園の財政状況を踏まえながら、法人において改修・改築の中長期計画を立て、それに沿って整備を進めていくこととする。

【基準2の自己評価】

入学者受入れの方針であるアドミッションポリシーは、学科及び研究科の専攻毎に策定し、ホームページ、学生募集要項等で周知している。学生募集では、全学の教職員が協働でオープンキャンパス、進学説明会、大学説明会、高大連携事業を、県内外にも出張して実施し、本学の教育内容や教育成果のアピールに努めている。

入学試験は多様な形態で実施し、アドミッションポリシーに基づいた入学者の確保に努めている。過去5年間の入学定員超過率は大学全体（学部）で1.14倍を維持しているが、18歳人口が一段と減少する2018年が目前に迫っており、今後も安定的な入学者確保に向けて各種データの収集・分析を行い、対策強化を進めていく。

教育課程は、学部及び大学院の専攻課程で明確に規定する教育研究上の目的に沿い、学科及び大学院の専攻毎にカリキュラムポリシーを定め、学科等の特色を踏まえて体系的に編成している。専門教育の強化・充実はもとより、本学の人材養成の目的である専門的職業人の資質向上を図るため、現場と連携した教育を実践している。また、教員の資質向上の一環として、授業の相互参観や各種研修会の開催等、FD活動に力を入れている。

学修指導については、担任制度を活用しており、本学の伝統である「面倒見の良さ」を發揮できるよう担任指導のノウハウを集大成した手引きを作成している。各クラスの担任だけでなく、学科会議では学科教員が学生情報を共有し、担任を中心とする学科教員と教務課・学生課等の職員が連携して個別の学修指導にあたっている。教務課はWebポータルサイトを運用し、学生の履修指導、成績管理などの支援を行い、成績はWebでの確認以外に学期毎に保護者に通知するなど、保護者と連携して学修をサポートしている。TAも制度化し、大学院在学中でTAを希望する者は実験・実習科目等を中心として配置するようにしている。

単位の認定及び卒業・修了要件は、「美作大学学則」「学位規程」「履修規程」「美作大学大学院学則」「大学院履修要項」に明確に定め、厳格に運用している。成績評価は大学及び大学院とも「優」「良」「可」「不可」の4段階で評価の基準を明示し、学期毎の定期試験の結果を踏まえ評価している。また、卒業・修了は判定資料に基づき、大学教授会並びに大学院研究科会議の審議を経て厳正に判定している。

成績指標としてGPAを利用して学修状況の把握に努めており、学生・保護者への通知と担任の学修指導とともに、奨学金の審査や成績優秀者の審査にも役立てている。CAP制は全学科で設けているが、本学のように専門職をめざすために資格取得が不可欠となる教育内容の学科においては、学生の学修意欲の阻害や資格取得の観点から運用上課題を抱えている。教科目の学年配当や学外実習の履修基準等を厳格にすることで質の維持に努めているが、中教審答申及び大学設置基準の規定趣旨を踏まえ、現行の上限から適正な数値への見直しに努める。

学生の就職支援は、就職部就職支援室の職員と各学科の就職委員会の教員が協働して行っている。平成27(2015)年5月1日現在の大学全体の就職率は98.1%である。また、就職支援は、夏季就職開拓を実施し学生の出身地、希望職種を調査し、教職員が共同で求人開拓を行っている。また、学生の出身県の多い高知県、島根県、愛媛県と就職協定を締結し学生の就職をサポートしている。

教育目標の達成状況は、教員相互の授業参観及び学期毎の授業評価アンケート等で評価

している。評価結果は教員にフィードバックされ、教育内容・方法、学修指導等の改善に役立てている。

安定した学生生活の支援体制については、学生部を中心に保健室・学生相談室（カウンセラー配置）を統括する学生課が連携し、安全で安心な就学環境の構築に努めている。経済的な支援として学生支援機構や自治体等の奨学金に加え、多様な学園独自の奨学金制度も運用している。

学生の意見・要望を把握する方法としては、「ミマッ箱（みまっばこ）」の設置、学生自治組織である「学友会」を中心とする学生代表と学長との懇談会、ハラスメント相談員の配置等がある。平成 24(2012)年度は「キャンパスライフに関するアンケート」を実施し、その結果をフィードバックした改善計画を立て学内に公表した。また平成 26(2014)年度にも「勉学及び学生生活に関する調査」を実施し、現在分析を進めているところである。

専任教員は教育目的及び教育課程に即し、大学設置基準並びに養成施設指定規則等のコンプライアンスに基づき、適正な人数を確保するとともに、適宜兼任・兼任教員を採用し教育効果に配慮している。

教員は「学校法人美作学園就業規則」を踏まえ「教員採用選考規程」に基づき、原則として公募、分野によっては推薦により、選考委員会の審査を経て理事長が承認する。教員の昇任は規程に基づき、業績、教育活動、学内活動、地域貢献等を総合的に判断し審査している。

教員の資質・能力向上の取組みとして「FD 委員会」を組織し、大学全体で FD 活動に取り組み、授業評価アンケート、教員相互の授業参観、各種 FD 研修会等を定期的実施している。

教育環境については、大学設置基準、養成施設指定規則等に準拠した上で、校地、校舎を含め基準以上の施設・設備を整備している。また、各施設は充分ではないが耐震性、バリアフリーに課題を残している箇所もあるが、学生・教職員の安全性を確保することに努めている。学内 LAN、情報処理施設の設置はもとより、ソフトウェア面でも学内ポータルシステムを構築し、教育環境を整えている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の設置者である学校法人美作学園は、「学校法人美作学園 寄附行為」第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、社会に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。」としており、経営は教育基本法・学校教育法及び私立学校法を遵守し、これらの法令の趣旨に従って堅実に運営している。なお、この度の学校教育法及び同法施行規則の改正・施行に対応し、学則及び教授会規程の改正はもとより、全ての学内諸規程の点検を行い、見直しを図ったところである。

本学園の建学の理念、それに基づく大学の理念・目的に定めた教育を尊重することにより、私立学校としての自主性を確立すると共に、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っており、経営の規律と誠実性は維持されていると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-1-1】 学校法人美作学園寄附行為第 3 条【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】 大学学則及び大学院学則【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-3】 教授会規程(規程集 p.71)【資料 F-9】と同じ

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定されている最高意思決定機関として「理事会」を定期的に、また諮問機関としての「評議員会」を必要に応じて開催し、経営と財務は勿論学園及び学園設置の各教育機関の経営指針、学則改正等重要事項を中心に審議がなされている。なお、理事会の下には、財務委員会と人事委員会の両委員会を置いている。

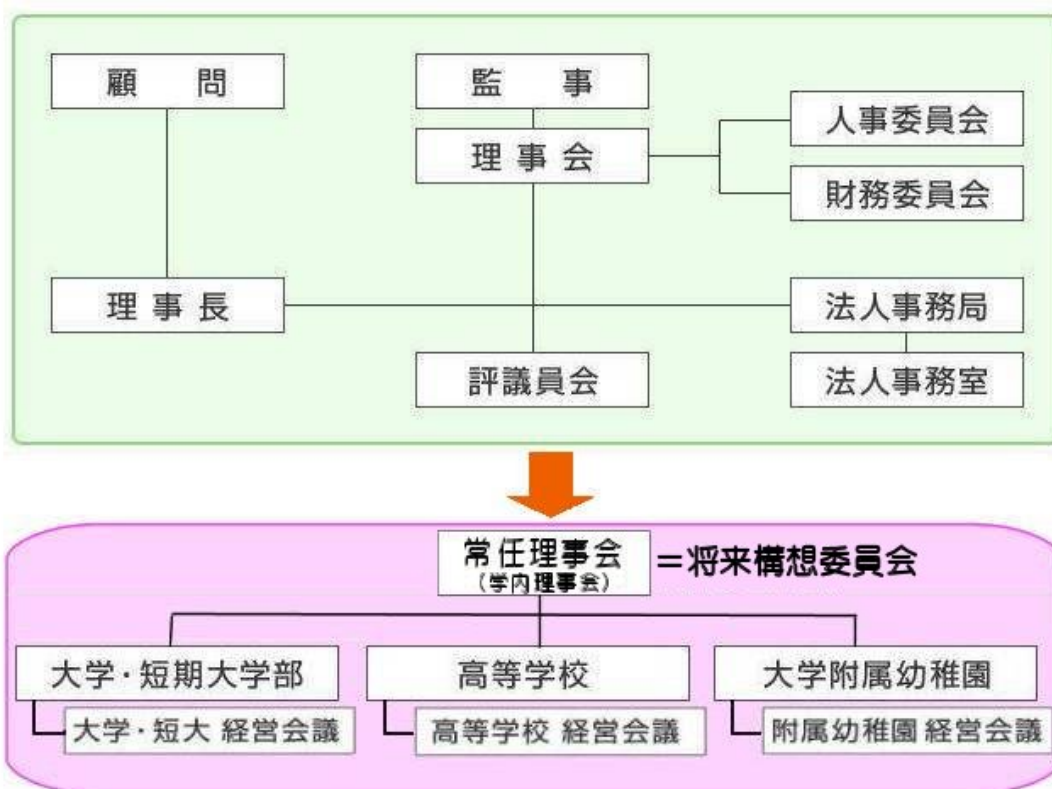
学内理事により構成され、学園全体の将来構想について検討する将来構想委員会を設置、大学及び短期大学部については理事長、学長、広報部長、学生部長及び事務局長を構成メンバーとする「経営会議」を毎週開催し、中期目標や年度毎の経営指針の検討、経営・教育研究上の課題、更には日常的な諸課題についても検討を行い、法人経営部門と本学教学

部門との円滑なコミュニケーションを図り、調整を行っている。本会議で検討された事項については、内容によっては理事会に諮り、また、事項によっては教学・事務部門の役職者で構成される部科(課)長会議に諮った上、関係部署で改善の取組みを進める、事項によっては教授会に諮った上実行に移している。

このように、使命及び目的の実現に向けて、組織的・継続的に取り組んでいると判断している。

なお、本学園の組織図を以下に示すことにする。

図 3-1-1 学校法人美作学園組織図



[エビデンス集・資料編]

【資料 3-1-4】 学校法人美作学園寄附行為第 5 条【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-5】 法人規程集(30)「経営会議規程」【資料 F-9】と同じ

【資料 3-1-6】 平成 24～27(2012～2015)年度美作大学・美作大学短期大学部経営指針【資料 1-3-12】と同じ

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令の遵守については、日頃から教学の責任者である学長、そして事務部門の責任者である事務局長が法令改正等について常に注意を払い対応しているのはもとより、本学園の監事による監査、更には本学の自己点検・評価委員会による活動において、法令に則った経営・教育研究が行われているかを確認して

いる。

「学校法人美作学園寄附行為」、「美作大学学則」、「美作大学大学院学則」等は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準及び大学院設置基準等に従って作成されており、日常の組織運営や教職員の業務遂行は、これらの諸規程はもとより、その下に制定された学内各種規程・指針等に準拠して行われている。なお、この度の学校教育法等の改正についても、学則・教授会規程の迅速な見直しはもとより、諸規程についても点検を行った。

監事は現在3人であるが、理事会には全員がほぼ毎回出席し、必要に応じて発言を行っている。また、公認会計士による会計監査報告会にも出席し、関係証拠書類等の確認を行い、理事会の席で適正な学校運営が行われていることの報告を行っている。

本学園では法人本部に「公益通報窓口」を設置し、公益通報等の適正な取り扱いに努めている。

大学の設置、運営に関連する法令を遵守して経営及び教育研究を行っている判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料3-1-7】 平成25(2013)、26(2014)年度 理事会・評議員会の開催状況【資料F-10】と同じ

【資料3-1-8】 平成25(2013)、26(2014)年度 監査会の開催状況

【資料3-1-9】 法人規程集(38)「公益通報に関する規程」【資料F-9】と同じ

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

省エネルギー、省資源等環境保全の対策については、行動計画は策定していないが、総務課・経理課が中心となって無駄な電気使用のないよう教職員への啓蒙を行っている。電力会社と電力デマンド契約を結び、日常電力のモニターを経理課が行い、デマンドピーク前に総電力消費を抑制し、デマンドピークを超過しないよう事務部門全体で管理している。職員会議ではデマンド目標の報告を行い、教職員全体に省エネルギーの取組みを喚起している。即ち、使用していない教室や不在時の研究室の照明・エアコン中断、また、夏季の一斉クールビズの実施などである。その他、計画的に省エネ型の照明器具への切り換え、事務室の南側側面をグリーンカーテンにするなど、省エネによる環境保全、更にはキャンパス内の全面禁煙を実施、喫煙者を対象とした禁煙に関する講習会を開催するなど、学内の美化に努めている。

人権擁護については、規程等の周知を図ると共に、学生に対しても全員に配布する「キャンパスガイド」にハラスメント防止に関する必要事項を掲載し、周知に努めている。また法人本部には「公益通報窓口」を設置し、公益通報者保護を図っている。

防災対策については、総務課の主幹の下火災報知器等防災設備、危険物等についての定期点検を専門業者に委託している。火災・地震等の発生した際の教職員の対応・避難経路については、図示し職員会議で周知を図っている。警報発令時の授業の取扱いについても、「キャンパスガイド」に掲載、また、ホームページでも周知を図っている。「キャンパスガイド」にはこの他災害・緊急時の対応についても記載し、学生の被害防止に努めている。AEDは体育館と本館入り口ロビーの2か所に設置し、津山消防署員を招いて定期的に講

習を実施している。

防犯対策としては、学外者の来訪に際しては事務室受付に申し出るようにし、加えて正門・西門に防犯カメラを設置し、夜間及び土・日・祝日には外部委託の警備員が警備員室のモニター画面で不審者の侵入を監視すると共に一定間隔で学内巡視をしている。午後 9 時以降の夜間は、施設使用許可申請者以外は学内の施設の使用は禁止し、門は施錠することとしている。

事実の記述のように、環境保全、人権、安全に対し配慮した取り組みを行っているとは判断している。

図 3-1-2 グリーンカーテンの写真



[エビデンス集・資料編]

【資料 3-1-10】 電力デマンド契約書

【資料 3-1-11】 ホームページ「警報発令時の授業の取扱いについて」

【資料 3-1-12】 火災・地震発生時の避難経路

【資料 3-1-13】 美作大学倫理綱領(規程集 p.1) 【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-1-14】 ハラスメントの防止等に関する規程(規程集 p.291) 【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-1-15】 ハラスメント相談員及び相談窓口対応マニュアル(規程集 p.301) 【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-1-16】 法人規程集(24)「個人情報保護規程」【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-1-17】 キャンパスガイド(p.79 ~84)「災害・緊急時の対応はどうしたらいいの」【資料 F-5】 と同じ

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則や私立学校法等の法令で求められる大学の教育等情報や財務情報の公表については、本学「広報に関する指針」に基づき、主として本学ホームページで公表している。主な公表事項は、本学の理念・目的、沿革、教育研究の目的、基本組織、教員組織・教員紹介、学生状況、授業計画や財務情報等である。平成 26(2014)年度 10 月からは「大学ポートレート」での基本情報の公開、更に本学定期刊行物「学報みまさか」によ

る財務情報の公開も行っている。

教育情報及び財務情報について、各種の媒体を通じ適切に公表されていると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-1-18】 広報に関する指針(規程集 p.601) 【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-1-19】 ホームページ「情報公開」

【資料 3-1-20】 大学ポータル「美作大学」

【資料 3-1-21】 学報みまさか第 75 号(p.13)「学校法人美作学園決算概要」

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は確実に担保されている。今後も、公共性の高い教育機関としての強い自覚の下、環境保全や人権の尊重については教職員・学生に対する啓蒙に努めていく。

今後も関係法令の改正への迅速な対応、更には情報開示の拡充等に配慮して経営することに努める。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の最高意思決定機関は理事会であり、通常年 5 回(5 月、9 月、11 月、12 月、3 月)開催される。この他、必要に応じて臨時に開催されることもある。理事の定数は、寄附行為第 5 条に規定しており、現在 12 名である。理事の選任について同第 6 条により、第一号理事 1 人、第二号理事 4 人、第三号理事 7 人で構成されており、外部理事は地元企業経営者 2 人、元県議会議員 1 人、高校同窓会長 1 人及び前職員 1 人の計 5 人である。これら学外理事はいずれも本学園の建学の理念をよく理解し、社会経験が豊かで本学園の運営に資する意見と識見を持つ者である。

理事総数の過半数の出席により理事会は成立するが、各回の理事会の出席率はおおむね 100%であり、良好な出席状況の下で適切な意思決定がなされている。理事会では、事業計画、予算、決算、財産管理、寄附行為や重要な規程の改廃、設置している大学等の重要事項についての審議・決定を行っている。

なお、理事会の諮問機関としての評議員会については年 4 回(5 月、9 月、11 月、3 月)理事会と同日に開催されている。各回の評議員会の出席率も理事会同様毎回おおむね 100%に近く、諮問事項について建設的な意見が出されている。

理事会の下に、学園全体の将来構想を検討する将来構想委員会を平成 26 (2014) 年度後半に設置して学園の総合学園化を検討することとした。現在、附属小学校及び中学校設置について検討しているところである。更に大学及び短期大学部については理事長、学長、広報部長、学生部長及び事務局長を構成メンバーとする「経営会議」を置き、原則毎週開催している。当該経営会議は各部門間の情報を共有し、あるいは課題を確認、協議し、教学・事務の各部署が連携し円滑に業務執行するための機関としての機能をもっている。本学の中期目標や年度毎の経営指針についての意見交換、自己点検・評価の中で明らかとなった教育研究・学生支援上の課題の解決へ向けた取組みの進捗状況の確認、更には日常的な諸課題についても検討を行い、迅速な対応を心がけている。このように、法人経営部門と本学教学部門とは日常的にコミュニケーションを図り、円滑な大学運営を行っている。

記述のように、本学園の理事会は、年間 5 回開催また評議員会は年間 4 回開催され、理事・監事及び評議員会の評議員の出席率もよく、その機能を十分に発揮して使命及び目的の達成へ向けて、戦略的意思決定ができる体制が整備されていると判断している。

表 3-2-1 経営会議構成員一覧

役 職 名	氏 名
理事長	藤原 修己
学長	船盛 茂
広報部長	鵜崎 実
学生部長	桐生 和幸
事務局長	片山 学

注：学生部長は規定により、理事長が指名した者であり、他の 4 人は理事(理事長を含む)である。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-2-1】 理事会・評議員会の開催状況及び理事・監事、評議員会の出席率【資料 F-10】と同じ

【資料 3-2-2】 法人規程集(30)「経営会議規程」【資料 F-9】と同じ

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も理事会は、学内の出身者に偏らず、社会経験が豊かで、本学園の使命・目的への理解が深く、本学園の運営・発展に資する意見と識見を持つ者とのバランスを勘案した理事構成に配慮し、適切に機能するよう努めていく。

経営会議については現在 5 人で構成し、議題により必要に応じてそれ以外の教職員をオブザーバーとして参加させているが、経営部門と教学部門との一層の円滑なコミュニケーションを図っていく点から、部長職等の教員を 1~2 人構成員に加えることを検討していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

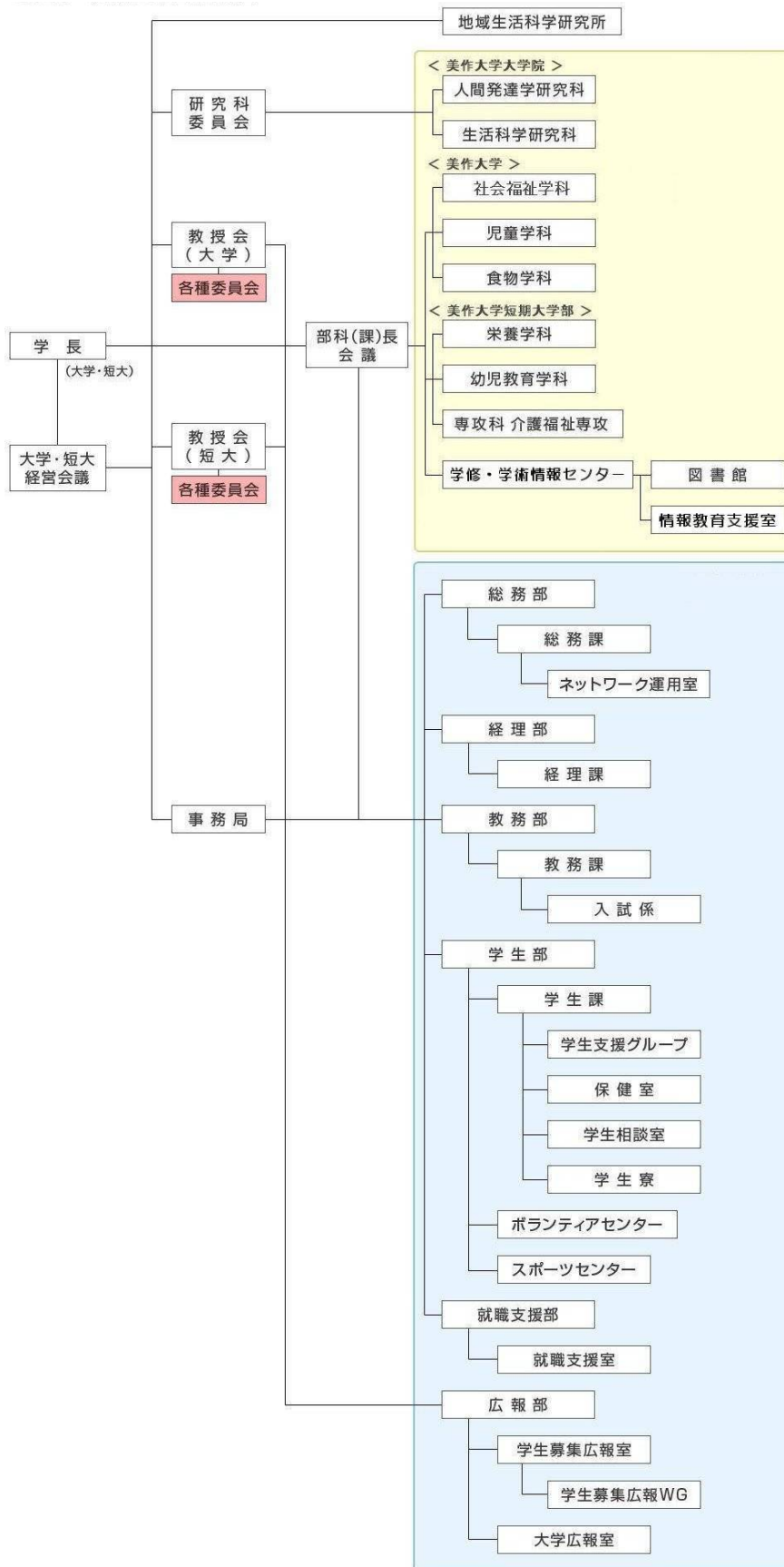
学園の意思決定機関は理事会であるが、大学及び短期大学部の諸課題等についての審議は、理事会の下にある大学経営会議(同一法人の下にある高校については高校経営会議を設置)で行っている。構成員については上記 3-2 で既述した通りであり、中期目標や経営指針の審議、各種法令改正への対応の審議、自己点検・評価の中で明らかとなった課題についての解決へ向けた取組みの関係部署への指示及び進捗状況の確認、その他日常的な諸課題についての検討を行っている。

中期目標や経営指針等重要事項については理事会に諮り決定、その他法令への対応や各種の教育研究・学生支援等の課題等については、それぞれの関係部署や各種委員会に対し改正・改善案の検討を指示、それらの案については部科(課)長会議で審議し決定する事項もあり、また、学則・教授会規程や各種委員会規程において教授会で審議することが規定されている事項については教授会に諮り、教授会の意見を参酌の上学長が決定、事項によっては理事会での承認を得ることとしている。

教授会は教授・准教授及び事務局長で構成し、学長が議長となり、4・7・9・10・11・12・2・3月に開催することとしている。2月と3月はそれぞれ2回ずつ開催、年10回開催している。なお、副学長と学部長は置く場合は構成員となることとしているが現在は置いていない。

大学院については、それぞれの研究科委員会において各種の教育研究上の課題について審議し、その意見を参酌の上学長が決定、事項によっては理事会での承認を得ることとしている。研究科委員会は学長・研究科長・学部長又は教務部長・事務局長そして研究科所属の教員(授業を担当する専任教員)で構成し、研究科長が議長となる。4・9・2月に開催することとしている。2月には2回開催、年4回開催している。なお、審議事項の内容により両研究科委員会合同の委員会の開催が必要と学長が判断した場合は、合同の研究科委員会を開催している。

図 3-1-2 美作大学・美作大学短期大学部組織図



大学の教育研究・学生支援についての最終決定は学長が行う(ただし、教員採用等の教員人事については理事長の承認を得る)こととしているが、規程に定められた教授会審議事項については、各種委員会・会議で審議の上教授会に上程されており、学長は決定を行うに当たり、教授会・研究科委員会の意見を参酌することとしている。大学教授会の構成員や審議事項、権限、責任については大学学則及び教授会規程に、研究科委員会のそれについては大学院学則に明確に規定されている。

大学意思決定組織が整備され、組織の権限と責任は学則をはじめとして各種委員会規程に明確に示され、機能的に運営されていると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-3-1】 法人規程集(30)「経営会議規程」【資料 F-9】と同じ

【資料 3-3-2】 大学学則第 39 条・40 条【資料 F-3】と同じ

【資料 3-3-3】 教授会規程(規程集 p.71)【資料 F-9】と同じ

【資料 3-3-4】 大学院学則第 43 条・44 条【資料 F-3】と同じ

【資料 3-3-5】 部科(課)長会議規程(規程集 p.121)【資料 F-9】と同じ

【資料 3-3-6】 法人及び大学の規程一覧【資料 F-9】を参照

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長選考規程に基づいて選考された学長は、「建学の理念」、大学の「理念・目的」更には「人材養成の目的」の達成に向けて、教育研究の質の充実・向上は勿論、教職員による学生の生活及び就職支援の充実に努めている。

経営や運営の重要な事案については、学長は、理事長を含めた経営会議において議長となって審議、教授会での審議事項については、教務・学生・就職及び広報の 4 部長や事務局長と緊密に連携をはかりながら、事項によりそれぞれ該当の委員会や事務部門で原案の作成を指示し、それらを部科(課)長会議で審議にかけた上で、事項によっては担当部署等に実施の指示、また事項によっては教授会の意見を求めた上で、最終決定は学長自らが行った上で、実施を指示している。

学長は教授会はもとより、部科(課)長会議、自己点検・評価委員会、入学試験委員会、学生募集委員会、就職委員会等主要な委員会の委員長となり、全体を統括している。また、教員採用人事においても、審査員による候補者の面接に立合い、研究業績に偏ることなく、経歴・教育能力・人物面等総合的な観点から観て、本学教員としてふさわしい人材の確保にも努めている。

年度当初の職員会議の冒頭では、「年頭所感」としてその年度の取組み重点事項について説明、加えて毎月の職員会議でもその時期々で、学生指導等で留意して欲しい事柄について教職員の注意を喚起している。

このように、意思決定と業務執行において、学長のリーダーシップは適切に発揮されていると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-3-7】 教授会規程(規程集 p.71)【資料 F-9】と同じ

【資料 3-3-8】 部科(課)長会議、自己点検・評価委員会、入学試験委員会、学生募集委員会、就職委員会規程(規程集 p.121、131、151、152、201、211、212)【資料 F-9】と同じ

【資料 3-3-9】 平成 25(2013)、27(2015)年度年頭所感

【資料 3-3-10】 教員選考規程第 8 条(規程集 p.91~93)【資料 F-9】と同じ

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

大学の意思決定の仕組みは整備され、機能的に運営が行われている。また、学長がリーダーシップを発揮できるよう規程等は整備され、それに即して学長は各会議・委員会の意見を尊重しながら意思決定を行っており、教学部門の丁寧な運営を進めている。今後は本学の将来に備え、学長を支えることのできる若手教員の能力向上に努め、学長のリーダーシップの適切な発揮の体制の一層の充実を図っていくこととする。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学園の理事会には、本学を代表して学長と広報部長(教員)が理事として出席している。大学の重要案件については、理事長・学長・学生部長(教員)・広報部長及び事務局長で構成された経営会議で審議され、理事会に上程、また、教授会で審議の上学長が決定した事項の内必要な事項については理事会に報告、あるいは上程することとしている。

教授会の諮問機関である部科(課)長会議は、教学部門の役職者と事務部門の役職者で構成され、両部門及び各部署間の意思決定の円滑化を図っている。加えて、教務・学生・就職及び広報部門長は教員であり、それぞれ部門の事務スタッフと連携を図る中で業務の遂行が行われ、各学科においては特に規程の定めはないが、慣例的に月 1 回学科会議を開催し、学科の重要案件の協議はもとより、各種委員会報告が行われ、更に成績不振・欠席がちな学生等についての情報の共有を図っている。また、毎月開催の職員会議は、専任の教員と事務職が全て参加する連絡会であり、教職員間のコミュニケーションが図られる上で重要な役割を果たしている。

法人と大学、大学における教学部門と事務部門、教職員間のコミュニケーションによる

意思決定は円滑に行われていると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-4-1】 部科(課)長会議規程第 3 条(規程集 p.121) 【資料 F-9】 と同じ

【資料 3-4-2】 平成 27(2015)年度 4~6 月職員会議資料(各課報告事項)

【資料 3-4-3】 学科会議報告書「平成 27(2017)年 5 月児童学科」(例)

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

大学から理事会への提出議案については、事務局より説明をし、事案によっては理事である学長が補足説明を行っている。また理事会では大学の運営状況を報告しており、それに対する理事や監事による質問・意見にも丁寧に説明している。

学校法人美作学園寄附行為第 18 条により評議員会を置いており、評議員数は 27 人から 31 名と規定され現在 27 人の評議員で評議員会を構成している。同第 20 条に規定されている事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととなっており、評議員会は本学園の事業・財産の状況、更には役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、役員から報告を徴することができ、チェックを果たせる体制となっている。

大学内にあっては、教授会で審議された内容については、議事録を総務課管理のファイルに置き、助手も含めた専任教員及び課室長以上の事務職員は閲覧できるようにしている。部科(課)長会議議事録についても同様にしており、必要に応じ内容の確認ができるよう図っている。

このように、法人と大学、大学内の教職員相互のチェックによるガバナンスは機能していると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-4-4】 学校法人美作学園寄附行為第 18 条・20 条 【資料 F-1】 と同じ

【資料 3-4-5】 学内用サーバーを活用し総務課が管理している「教授会議事録」及び「部科(課)長会議議事録」(PC 画面のハードコピー)

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会、評議員会更には経営会議における意見等を尊重しながら、学園の運営に対し適切なリーダーシップを発揮している。また新年の職員会議においては、例年教職員に対して大学を取り巻く環境更には本学が置かれている状況を踏まえつつ、本学教職員としての心構え、学園運営の基本方針を述べている。

さらに理事長は、毎月 1 回の大学・短大、附属幼稚園、同一法人の高校の事務職員で構成する「学園事務局会議」、「学園財政会議」の開催を主宰し、理事会並びに理事長方針を伝え、学校法人全体の課題、財務内容について出席者の意見・提案を聞きながらリーダーシップを発揮している。

学長のリーダーシップについては 3-3-② で述べたとおりである。

教職員からの提案を生かす仕組みについては、学内に置かれている各種委員会、各学科毎にほぼ毎月開催の学科会議等の提案事項については丁寧な対応を心がけ、学長は各種規

程に則り、部科(課)長会議や教授会で審議している。

事務部門に関わる改善等については、毎週開催の課室長会議や課内ミーティングで情報提供や改善提案がなされるようにしている。

理事長及び学長によるリーダーシップと教職員からの提言を生かしていくボトムアップのバランスのとれた運営がなされていると判断している。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学とのコミュニケーションは良好に図られ、ガバナンスのための体制も整備されている。しかし現在特に本学のような地方大学を取り巻く環境は急激に変化・厳しさを増してきている。そのような変化への柔軟且つ適格な対応、更には地域社会との緊密な連携を図っていくための学内の組織の点検を進めていくこととする。

また、職員からの業務改善の提案がより積極的になされるよう、職員の意識改革・能力向上の取組み(FD や SD)も進めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成については、本学の組織図で示した事務組織に部、課・室を置き、職制・職位については事務局長、部長（教員）、課室長等を置きその職務内容を定めている。組織上の4つの部（教務部、学生部、就職部、広報部）の部長は教員がその任を負い、教職協働の実現を図っている。また、それぞれの部署の所管業務と責任体制を確立している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-5-1】 法人規程集(15)美作学園管理組織規程【資料 F-9】と同じ

【資料 3-5-2】 美作学園・美作大学・美作大学短期大学部組織図(本紙 p.59、65)

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務執行の管理体制については、理事会の下部組織である大学経営会議を毎週1回開催

し、理事会の意思決定と教学の意思決定及び事務局の業務執行等の分限、執行確認を行っており、管理体制が組織できている。大学経営会議の構成員は、理事長、学長、学生部長及び事務局長で、教授会と事務組織の構成員であり、理事会と教授会との意思の伝達機能並びに管理体制が構築され機能している。

教授会の下に教学組織の各学科長と事務組織の各部長・課室長を構成員とする部科(課)長会議を置き、教授会の審議事項や業務上必要な協議・報告を行っている。さらに、教授会の下に各種委員会を設置し、教学組織と事務局と協働し業務を執行する体制を構築している。

また、毎月1回、教職員全員参加を原則とする「職員会議」を開催し、学長、事務局長、各課室、大学図書館、学修・学術情報センターからの報告・連絡、あるいは指示を行い業務執行の遺漏が無いよう努めている。情報教育支援室からの報告等については、FD・SD研修を兼ねて変化の速い情報機器機能の説明や研修会の役割を果たしている。

さらに、業務の執行体制で情報を共有すること、及び業務上必要な協議を行うために、事務局で毎週1回課室長会議を開催して業務執行の管理体制を担保している。この課室長会議の報告・連絡、協議事項はそれぞれの課・室でそれぞれの部署の職員に報告を行っているほか、毎週月曜には事務局全員で朝礼を実施し、報告・連絡事項の確認、各部署の週間業務連絡等を行っている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

職員の資質・能力向上のための研修等の取り組みについては、外部研修は主として日本私立大学協会等の団体が主催、実施する職員対象の外部研修に積極的に参加している。学内研修ではFD研修と共通課題を合同でSD研修を開催実施している。また先述の通り、毎月1回実施する職員会議でSD・FD研修の一環として情報教育支援室の職員が情報処理機器の操作スキルアップ並びに操作上の注意事項等について説明している。特に日常業務に関連した情報機器の操作スキルの説明であるが、インターネットの高度な発達によりそれに伴う危険性の事例説明とその対応についても研修している。

また、多面的多角的な視野をもつ職員を育てるために人事異動を積極的に実施し、職員の資質・能力向上の機会を設けている。

図 3-5-1 情報教育支援室職員による SD・FD 研修の様子(平成 27 年 6 月) (写真)



美作大学

表 3-5-1 平成 23～26 年度事務職員外部研修一覧

年度	参加部署	研修主催者	参加人数 (延べ)	年度別 参加数
平成23年度	学生課	私立短期大学協会、日本学生支援機構、日本国際教育支援協会、日本学生支援機構、他	11名	23年度 25名
	教務課	日本私立短期大学協会	1名	
	就職支援室	アトミック清心女子大学、岡山県就職問題連絡協議会	2名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、岡山県大学図書館協議会、岡山県立図書館、文化庁、他	9名	
	経理課	日本私立短大協会、日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部	5名	
	大学広報室	なし	0名	
平成24年度	学生課	私立短期大学協会、日本学生支援機構、日本国際教育支援協会、日本学生支援機構、おかやま発達障害者支援センター、全国学生相談研修会、他	18名	24年度 33名
	教務課	日本私立短期大学協会、日本私立大学協会中四国支部	2名	
	就職支援室	なし	0名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、岡山県大学図書館協議会、岡山県立図書館、島根県立大学メディアセンター、他	9名	
	経理課	日本私立短大協会、日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部、文部科学省	6名	
	大学広報室	なし	0名	
平成25年度	学生課	大学コンソーシアム岡山、日本学生支援機構、日本学生支援機構、他	8名	25年度 28名
	教務課	日本私立大学協会、日本私立大学協会中四国支部	2名	
	就職支援室	厚生労働省、日本私立大学協会、岡山県私大就職指導者研究会、日本私大協会中四国支部	4名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、図書館総合展運営委員会、岡山県図書館協会、文化庁、他	9名	
	経理課	日本私立短大協会、日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部、文部科学省、グレースシティ（株）	7名	
	大学広報室	三菱電機㈱、学校広報ソーシャルメディア活用勉強会	2名	
平成26年度	学生課	日本私立大学協会、日本私立短大協会、日本学生支援機構、岡山県大学人権・同和教育懇談会	4名	26年度 37名
	教務課	日本私立大学協会	1名	
	就職支援室	厚生労働省、岡山労働局、日本私大協会、日本私立短大協会、岡山県私大就職指導者研究会、日本私大協会中四国支部	13名	
	図書館	中・四国私立短大図書館協議会、岡山県図書館協会、山口大学情報機構、国立大学図書館協会、岡山県立大学、他	11名	
	経理課	日本私立大学協会、日本私立学校・振興共済事業団、日本私立大学協会中四国支部、文部科学省、グレースシティ（株）	6名	
	学生募集広報室	リクルートマーケティング	1名	
	大学広報室	学校広報ソーシャルメディア活用勉強会	1名	

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

最近の大学を取り巻く社会情勢や教育環境の急激な変化に適切に対応し、教育の質及び学生サービスの向上を担保するために、事務組織も常に業務の見直し改善を図っていく。特に近年の地域連携や「地域がキャンパス」と謳う教育を推進するために、地域連携の独

立した業務担当部署（仮称；「地域連携推進室」）を設置し職員を配置する必要がある、平成 27(2015)年度前半で実効あるものにしていく。また、教育内容に関係する外部研修や学内 FD 研修などにも積極的に参加するよう取り組む。そのために合同で FD・SD 研修等を実施していく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の帰属収入の大部分を占める学生生徒納付金の安定的な収入を確保するためには、収容定員を満たす学生数が必要である。学科毎で、社会福祉学科が定員割れを起こしている学年もあるが、生活科学部全体では収容定員を超過する学生数を確保している。また、予算編成の方針として併設する短期大学部と大学、高等学校、附属幼稚園の3つの部門別に独立採算を目指しておりとし「収入に見合った支出」、「借入金はしない、身の丈経営」を標語として運営している。建物新築等の大きな支出が伴う場合であっても借入は行わず、中長期間で得た帰属収支差額を備蓄したものを特定引当金とし、建物に係る経費は全て自己資金で賄うようにし、将来に負債を残さない堅実な運営方針である。ここ数年間の帰属収支差額は次の表のとおりである。

[エビデンス集・資料編]

【資料 3-6-1】学生生徒等納付金に係る学生数【データ編 表 3-8】と同じ

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

「収入に見合った支出」の運営方針のため、帰属収支差額については、大学はプラスで推移している。併設している短期大学部を改組したことで学生数が大学にシフトしたことが要因である。本学では、大学と短期大学部が同一キャンパス内にあり大部分の施設、設備を共用している。教職員も大学と短期大学部が一体となって運営していることから、大学と短期大学部を合わせて財務運営を計画している。短期大学部では定員数が少ないことから、収容定員を満たしていても帰属収支差額がマイナスとなっており、短期大学部単独で財政面をみると非常に厳しい状況であるが、本学の「食と子どもと福祉」分野の人材育成の使命を堅持していくため、大学と短期大学部が一体となり収支のバランスを確保していくこととしている。

表 3-6-1 基本金組入前の帰属収支差額

(単位：百万円)

部門別	法人全体					大学部門				
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
帰属収入	2,238	2,296	2,349	2,298	2,375	1,206	1,237	1,254	1,242	1,287
消費支出	2,053	2,108	2,125	2,165	2,233	1,013	1,060	1,067	1,077	1,093
収支差額	185	188	224	133	142	193	177	187	165	194
帰属収支差額比率	8.3%	8.2%	9.5%	5.8%	6.0%	16.0%	14.3%	14.9%	13.3%	15.1%

表 3-6-2 消費収支計算書関係比率

(単位：百万円)

分類	比率	区 分 算 式 (×100)	《単位 %》								比較1	比較2
			平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末		
消費 収支 計算 書 関 係 比 率	1 人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	56.0	57.2	58.8	59.0	59.7	59.3	59.6	60.8	56.9	53.8
	2 人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	68.7	70.0	75.7	73.4	75.6	74.7	73.1	77.4	78.6	66.4
	3 教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	25.2	25.4	22.2	23.0	24.0	24.9	26.2	24.7	29.3	32.3
	4 管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	6.5	7.4	7.5	7.8	7.5	7.4	7.6	7.1	7.4	7.0
	5 借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{帰属収入}}$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.2
	6 帰属収支差額比率	$\frac{\text{帰属収入}-\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	12.2	10.0	11.4	9.7	8.4	8.0	5.8	7.4	5.5	5.7
	7 消費収支比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{消費収入}}$	91.2	89.6	89.4	90.6	92.0	95.3	122.3	131.4	107.8	102.8
	8 学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{帰属収入}}$	81.5	81.7	77.8	80.4	79.0	79.3	81.6	78.6	72.4	81.0
	9 寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{帰属収入}}$	1.9	1.6	1.4	1.5	1.4	1.5	1.3	1.3	1.4	0.6
	10 補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{帰属収入}}$	11.4	13.3	13.4	14.7	13.9	12.8	11.2	11.2	18.1	10.5
	11 基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	3.7	△0.5	0.8	0.4	0.4	3.5	23.0	29.5	12.3	8.3
	12 減価償却費比率	$\frac{\text{減価償却額}}{\text{消費支出}}$	10.8	13.2	10.9	10.1	9.8	9.7	9.0	9.0	14.0	12.4

注意：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」財務比率比較表を活用

図 3-6-1 消費収支推移のグラフ

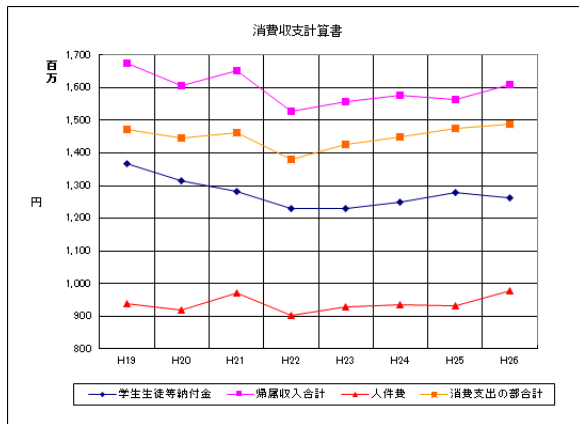
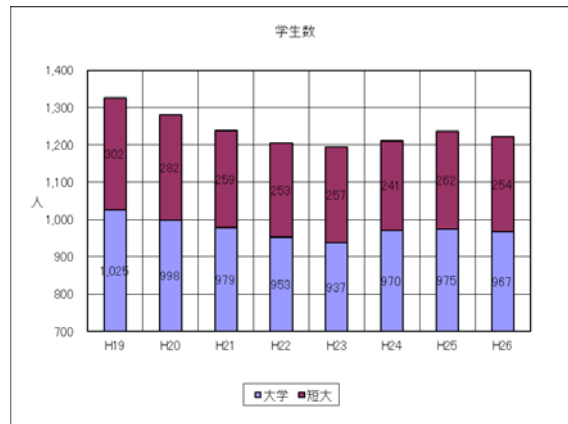


図 3-6-2 学生数の推移



(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

現在、大学では収容定員を満たしているが、今後の18歳人口の一層の低減、社会情勢や教育環境の変化、大学間競争の激化により相当の厳しい経営環境が到来している。これらを考慮し、学園経営指針の通り学園創立100周年を迎える平成27(2015)年度中に中長期経営計画を策定する。学生の安定的な入学のために一層の教育の質の向上、近隣の市町村の協力による外部資金等の獲得強化と取り分け大きな課題である施設設備の更新を含めた計画を策定し、堅実財政の基盤を整備していく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、本学の経理規程等により適正に行われている。疑問点が生じた場合は、文部科学省、日本私立学校振興共済事業団、公認会計士に相談し、適切な指導を受けるようにしている。

【エビデンス集】

【資料3-7-1】法人規程集(12)「経理規程」【資料F-9】と同じ

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の平成26(2014)年度の会計監査は、監査法人により2回に分け、延べ8日間実施された。監査期間は、4月から9月末までの中間監査を11月に行い、10月から3月末まで年度末監査を4月下旬から5月上旬に実施している。監査内容は、総勘定元帳、台帳、証憑書類、契約書等の照合と学内体制の聞取確認である。中間及び年度末監査終了後に学園監査会を開催している。学園監査会は理事長、各所属長の学内理事、監事、各部門の経理担当者へ公認会計士から助言指導を頂くようにしており、公認会計士と活発な意見交換を行っている。次に、各所属長の学内理事が監事へ学校運営状況の報告を行う。その後、経理担当者から総勘定元帳等の書面確認を行った後、学校別の課題等を協議しており、適時に監査を行う体制が整備されている。

【エビデンス集】

【資料3-7-2】学園監査会議題

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

監事の監査事項として、会計処理はもとより学園方針、運営等の監視体制を強化し、健全な学園運営が行われていくよう監査機能を高めていく。本学園監事3人の内、2人は大学同窓会長、短期大学同窓会長で非常勤監事であり、現在の図書館移転後に空室となる2室に各々の同窓会室を設置し監事の出勤体制を整備する。

【基準3の自己評価】

本学は、学園寄附行為に規定している通り、各種の関係法令を遵守し、教職員一体となって使命・目的の実現へ向け継続的な努力に努めており、国家試験や採用試験等において高い実績を残してきている。そのことが評価され、地方の多くの小規模大学が定員未充足の中にあって定員の充足が継続的に出来ている。

公共性の高い教育機関として、環境保全・人権についても日頃から意を払う一方、社会に対し財務・教育に関する必要な情報の分かりやすい公表に努めている。

理事会の下に学園全体の将来構想を検討する学園将来構想委員会、大学・短大の戦略的意思決定のための経営会議を設け、大学の今後の在り方と共に日常的な諸課題の解決へ向け迅速に対応できる体制を整えている。また、教育研究に関する重要事項について審議する教授会、その諮問機関としての部科(課)長会議と各種委員会を設置、それぞれに必要な規程の整備も図っている。なお、今年4月施行の学校教育法等の法令改正への対応も適正に行っている。

法人と大学とのコミュニケーションは良好に図られており、教授会の諮問機関である部科(課)長会議はその名称から明らかなように、教員・事務の役職者で構成される重要な事項を審議する機関であり、教員と事務職員との間の意思疎通も適切に図られている。

組織図に示すように、各学科・研究科及ぶ各事務部門にはそれぞれ責任者を配置し、責任者の判断で実施すること、重要度により部科(課)長会議、更には教授会に諮る事項等、関係規程に定め、規定に則り業務の遂行を行っている。急を要する案件については起案書により決裁を得ることもある。

収容定員を超える学生が在籍していることもあり、また「収入に見合った支出」の運営方針の下、年々厳しさを増してきてはいるが帰属収支差額は大学はもとより、学園全体も多くはないがプラスで推移している。会計処理については、学校会計基準や本学園規程に則り、会計処理を行い、日本私立学校振興共済事業団、監査法人の指導・助言を受け、適正な会計処理が行われていると判断している。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会規程」に基づき、定期的に行ってきている。本学は、教育研究、学生支援、社会貢献更にはそれらを支える各種委員会及び事務組織等、本学の使命の達成へ向け、同一法人が設置する美作大学短期大学部と一体となって取り組んでいる。従って、平成 19(2007)年度と平成 26(2014)年度の短期大学部の第三者評価については、短期大学基準協会の評価基準・項目に基づいた短期大学部の点検・評価を実施したわけであるが、間接的には大学のそれも行っている。平成 20(2008)年度とこの度の大学の第三者評価については、日本高等教育評価機構の評価基準・項目に基づいた点検・評価を進めてきた。

これに加え、その間の平成 23(2011)年度には、日本高等教育評価機構の評価基準・項目を基本としながらも、本学の使命・目的に深く関わる「学生への対応と配慮」について教育課程・学生生活・進路指導、社会との連携に重点を置いた点検・評価を行っている。また、平成 26(2014)年度の短期大学部の第三者評価においては、大学の現状も視野に入れながら、「教育課程と学生支援」に重点を置いた点検・評価、更に選択的評価については、大学・短期大学部で一体的に展開している「地域貢献」について、点検・評価を行っている。

記述のように、本学では第三者評価機関による評価基準・項目に沿った点検・評価と、本学の使命・目的に沿った点検・評価とを組み合わせ、自己点検・評価を実施している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 4-1-1】 自己点検・評価委員会規程（規程集 p.151、152） 【資料 F-9】 と同じ

【資料 4-1-2】 平成 11(1999)年 3 月「大学の現状と課題—1998 年度自己点検・評価報告書—」

【資料 4-1-3】 平成 14 (2002)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大)

【資料 4-1-4】 平成 19(2007)年度の短期大学部自己点検・評価報告書

【資料 4-1-5】 平成 20(2008)年度の大学自己点検・評価報告書

【資料 4-1-6】 平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大)

【資料 4-1-7】 平成 26(2014)年度の短期大学部自己点検・評価報告書

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価の体制については、「自己点検・評価委員会規程」に定めている。学長をはじめとして、学部長・短期大学部長(これらの職を置いている場合)、図書館長(平成 27(2015)年度からは組織替えにより「学修・学術情報センター長」が兼務)、教務部長・学生部長・広報部長及び就職部長の各部長、各研究科長・学科長、研究所長、事務局長に加え事務の部門長、この他学長の委嘱した者で構成している。なお、本規程については、今回の学校教育法等の改正に合せその一部を改正し、構成員について現在の事務体制に合せ、事務部門の構成員を事務局長の他各課・室長と変更した。

委員長は学長がなり、副委員長には教務部長を当てている。実際に自己点検・評価を進める際には、上記構成員を中心として進めるが、例えば教育課程に関する点検・評価については、それぞれ学科長が当該学科の会議で教育目的や教育課程についての点検・評価を行うようにしており、このように、当該委員会の構成員だけが関与するだけでなく、学長・教務部長及び事務局長を中心に、全学的な体制で行っている。大学院についても研究科長が構成員に入って点検・評価を進め、課題については研究科委員会で改善の取組みを行っている。

全学的な体制での自己点検・評価を進めることができるようにしており、自己点検・評価の体制は適切であると判断している。

[エビデンス集・資料編]

- 【資料 4-1-8】 自己点検・評価委員会規程（規程集 p.151、152）【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-1-9】 各基準・評価項目毎の担当者一覧
- 【資料 4-1-10】 平成 26(2014)年度自己点検・評価委員会の議題

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は平成 7(1995)年に「自己点検・評価委員会規程」(平成 27(2015)年 4 月一部改正)を定め、それに基づいて周期的に自己点検・評価を実施し、その結果を公表するとともに、そこで確認された課題については改善の取組みを、長所についてはその更なる伸長の努力を継続的に行ってきた。

即ち、平成 10(1996)年度に第 1 回の自己点検・評価を実施し、その結果を平成 11(1999)年 3 月「大学の現状と課題—1998 年度自己点検・評価報告書—」としてまとめ公表した。次いで、平成 13~14 年度にかけて 2 回目の点検・評価を実施し、平成 15(2003)年 3 月に「自己点検・評価報告書」としてまとめ公表している。なお、平成 18(2006)年度には同一キャンパス内の短期大学部の自己点検・評価を行い、その報告書については短期大学基準協会による第三者評価を受けたわけであるが、それは前にも断ったように、間接的には大学の自己点検・評価にも関係している。そして平成 19(2007)年度には大学の自己点検・評価を実施し、その報告書については、平成 20(2008)年度に日本高等教育評価機構による評価を受けている。

平成 23(2011)年には大学及び短期大学部の自己点検・評価を進め、同年 10 月「自己評価報告書」として公表、更に平成 25(2013)年度には 2 順目に入った第三者評価へ向け、短

期大学部について自己点検評価を実施し、平成 26(2014)年度に短期大学基準協会による評価を受けている。

自己点検・評価は、周期的・継続的に実施し、その結果についても公表しており、適切である。

[エビデンス集・資料編]

【資料 4-1-11】平成 11(1999)年 3 月「大学の現状と課題—1998 年度自己点検・評価報告書—」【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-1-12】平成 14 (2002)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大) 【資料 4-1-3】と同じ

【資料 4-1-13】平成 20(2008)年度の大学自己点検・評価報告書【資料 4-1-4】と同じ

【資料 4-1-14】平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大) 【資料 4-1-5】と同じ

【資料 4-1-15】平成 26(2014)年度の短期大学部自己点検・評価報告書【資料 4-1-6】と同じ

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価体制については、この度の学校教育法等の法令改正を機に諸規程の見直しも行い、その際自己点検・評価委員会の構成員について、各課・室長を全て加える等整備を図った。自主的・自律的な自己点検・評価については、事実の記述で述べたとおり定期的に行ってきているが、自己点検・評価の項目等について検討を行い、自主的・自律的自己点検・評価の取組みにより、本学の個性が一層際立つものとなるよう改善を図ることとする。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 20(2008)年度の日本高等教育評価機構による評価を受けるに当たっての自己点検・評価、またその後の平成 23(2011)年度の本学独自で実施した自己点検・評価いずれにおいても、それぞれの評価基準・項目で必要な資料・データを確認しながら進めてきた。

その際欠けていることが明らかとなった資料等については、関係部署において作成、あるいは収集する等の改善策を講じてきた。

今回実施の自己点検・評価についても、各評価基準・項目更には評価の視点に必要な資料等については、本報告書のそれぞれ該当箇所に列挙している通りである。

このように、本学が実施してきている自己点検・評価は、エビデンスに基づいた高い透明性を担保しており、適切である。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

学生生活・教育等の現状や要望、更には満足度等については、平成 24(2012)年度の調査・分析に基づく改善の取組み、次いで平成 26(2014)年 12 月にも教育・学生生活についての満足度・自主学習時間等を内容とした調査を実施し、集計も終わり分析を進めているところである。これに加えて、教員全員による就職先開拓訪問では、勤務先の上司による卒業生の評価、卒業生本人による本学教育についての要望等を聴きとり、学内の報告会でそれらについての資料を元に共有を図り、学科教育への反映を図っている。

また隔年で、学友会役員を中心とした学生たちと、学長・教務部長・学生部長及び関係事務職員との情報交換会を実施し、学生たちのなまの声を改善に役立てるようにしている。

この他、学生募集に係る詳細なデータの蓄積・活用、就職に関しても学生個々の希望職種や希望地域等についての調査は勿論、就職先や求人情報の収集・分析に心がけ、その結果を元にそれぞれの委員会と担当部署が連携して次へ向けての対策の検討に生かしている。

学生を対象とした定期的なアンケート調査によるデータ収集・分析に加え、卒業生とその勤務先のなまの声を収集、更には学長・各部長等と学生たちとの情報交換会による直接的な情報収集等多岐にわたるデータの収集・分析を行い、それらを教育の質向上の取組み・学生支援・就職支援・学生募集活動等に活用しており、適切であると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 4-2-1】平成 24(2012)年度の調査「2012 キャンパスライフに関するアンケート」【資料 2-7-14】と同じ

【資料 4-2-2】平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査【資料 2-2-5】と同じ【資料 2-2-5】と同じ

【資料 4-2-3】平成 26(2014)年秋の就職先開拓報告(参考)

【資料 4-2-4】平成 26 年度卒業生の就職・進路等の動向【資料 2-6-2】と同じ

【資料 4-2-5】平成 26(2014)年度学長と学生の懇談会資料【資料 2-3-11】と同じ

【資料 4-2-6】平成 27(2015)年度各県別の入試出願状況調べ(参考)

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

前述のように、自己点検・評価の取組については全学的な体制で進めており、その結果については必然的に学内共有が図られることになる。特に課題と認識された事項については、部科(課)長会議、関係学科あるいは各委員会⇄関係部署で共有しつつその改善に取り組んでいる。

社会への公表については、平成 19(2007)年度の同一法人の短期大学部の「自己点検・評

価報告書」以降は、関係大学等に CD-ROM で送付すると共に、本学ホームページに掲載している。

自己点検・評価の結果の学内共有及び社会への公表は、適切であると判断している。

[エビデンス集・資料編]

【資料 4-2-7】 ホームページ「自己点検・第三者評価報告」

http://mimasaka.jp/modules/about2/index.php?content_id=23

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書については、これまで同様に本学ホームページに掲載すると共に、関係大学等に CD-ROM で送付し公表することとする。第三者機関による評価報告書についても同様にホームページで公表することとする。

学内的には、自己点検・評価の結果の周知は勿論であるが、評価報告書での課題としての指摘事項については教授会等を通じて共通理解を図り、改善・改革に活用していくこととする。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

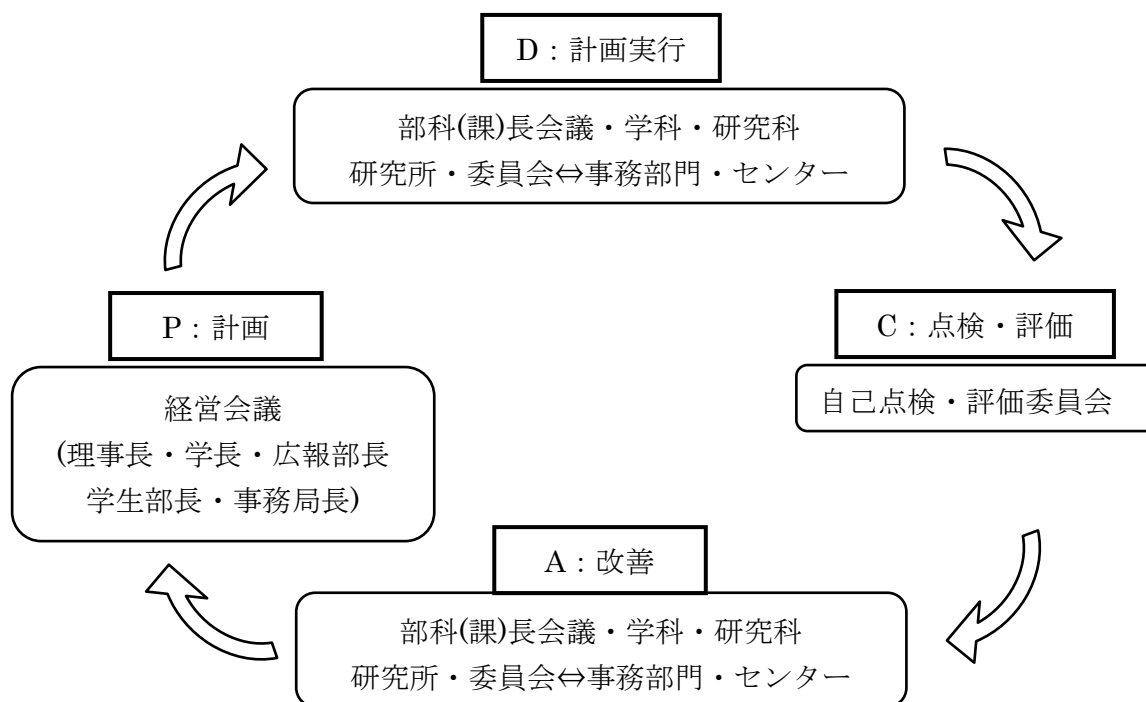
4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学では、理事長・学長・広報部長・学生部長及び事務局長により構成された経営会議において中期の計画及び年度の経営指針(P)を策定(案)し、理事会に諮り承認を得、部科(課)長会議等で周知を図った上で、各学科・研究科・研究所更には各委員会⇔事務部門が実施(D)に当たることとしている。その結果については周期的に自己点検・評価委員会において達成状況及び課題の確認(C)を行い、確認された課題や十分な成果が得られていない事項については、学長のリーダーシップの下、当該学科や委員会⇔事務部門で改善策を実行(A)する取組みを継続的に行っている。

課題の早期発見・改善のためのシステムは構築されており、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みができており、適切に機能している。

以下に本学の PDCA サイクルの仕組みを簡単に図示することとする。

図 4-3-1 本学における PDCA サイクルの仕組み



【エビデンス集・資料】

- 【資料 4-3-1】 法人規程集(30)「経営会議規程」【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-3-2】 部科(課)長会議規程第 3 条(規程集 p.121)【資料 F-9】と同じ
- 【資料 4-3-3】 学科毎及び研究科毎の 3 つの方針の策定

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

これまで単年度毎の重点取組み事項(経営指針)及び自己点検・評価により明らかとなった改善事項については、経営会議で確認の上部科(課)長会議で該当学科や部署での改善の取組みを指示してきたところである。重点的な取組み事項や改善事項についての実効ある取組みには、そのことについての全教職員への周知が重要である。しかし、これまでのところは年度当初の職員会議で学長が年度当初所感において説明し、理解を求めてきているが、限られた時間の中での説明であるため、全教職員への周知が十分とは言えない。今後は、全教職員への周知徹底の方策について改善を図っていくこととする。

【基準 4 の自己評価】

平成 7(1995)年に自己点検・評価委員会を設置し、以来第三者評価機関の評価基準・評価項目についての点検・評価は当然であるが、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を周期的に行ってきた。

評価体制についても、学長が委員長となり、各部長・学科長・研究科長等主だった教員

役職者、事務部門の役職者が委員会の構成員となり、それら構成員を中心に点検・評価事項に係る学科スタッフあるいは各種委員会が点検・評価に関わる、全学的体制で取り組んで来ている。その際、各種のデータ・情報に基づいた透明性の高い点検・評価に努め、その結果については各種の媒体を通じ、学内外に周知を図っている。

評価結果の活用についても、PDCA サイクルの仕組みの中で取り組んでいるところであるが、取り組み重点事項・改善事項等への全教職員への周知・理解の点で、今一段の改善の必要性を認識している。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 本学が使命とする「地域社会の生活を支える専門的職業人の育成」の適切性

A-1 地域社会の課題と本学の教育目的・目標との整合性

《A-1 の視点》

A-1-① 地域社会が直面している課題と本学の人材養成との整合性

A-1-② 学科等の人材養成の目的と教育課程の整合性

A-1-③ 地域の課題をテーマとした研究、それを生かした教育による専門的職業人育成の成果

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域社会が直面している課題と本学の人材養成との整合性

本学が位置している津山市は現在人口約 10.5 万人、岡山県北の中心都市であるが、毎年約 1 千人程の人口減が続いている。周辺の市町村にいたっては事態がより深刻である。津山市の山間部の多くの村落は人口減と高齢化により、地域社会の機能が維持できない状況となってきた。同様の現象は、中心市街地でも起こっており、空洞化が進み、高齢化率が極めて高くなっている。

一方、子どもの学力に関しても、平成 25(2013)年度の学力テストの結果をみると、岡山県は小学生が全国 35 位、中学生が 42 位と低く、更に県内でも津山市の生徒の学力は最下位に近い状況である。また、青少年の非行発生率についても同様の調査結果が出ている。

こういった中、津山市は現在第 5 次総合計画の立案を進めているが、骨子としてはこれまでの第 4 次の総合計画をベースに、5 分野に分類し、それぞれについて計画立案を進めている。これら 5 分野について見ると、○子育て・教育・生涯学習 ○まちづくり ○健康・福祉と 3 分野が、本学が使命としている人材養成の目的と直結している。そして重要なことは、これら 3 分野は津山市だけでなく、多くの地方社会にとって今や最重要課題となっているということである。

本学は、食と子どもと福祉の分野で、地域の人々の生活を支える専門的職業人の育成を目的としている。これら本学が養成する専門的職業人は、多くの地方社会の課題の解決に向けた喫緊の取組みに不可欠な専門職である。

ところで、本学に在籍する学生の 6 割強は、島根・鳥取・高知更には沖縄県等、他の地方社会の出身である。従って本学及び津山での学びを通して、津山圏域は勿論であるが、同様の課題に直面している他の地方社会の人々の生活の質の向上に、食と子どもと福祉の分野で貢献できる人材の養成に心がけ、卒業後それら出身の地方社会への就職ができるよう就職活動を支援、その一環として島根・高知そして愛媛県と就職協定を締結している。

津山市をはじめ、多くの地方社会が直面している課題に対応した専門的職業人の育成を目的とし、社会的要請に的確に応えるようにしていると判断している。

図 A-1-1 島根県と本学の就職協定の新聞記事（平成 27 年 1 月）



【エビデンス集・資料】

- 【資料A-1-1】 平成 25(2013)年度全国学力・学習状況調査
- 【資料A-1-2】 津山市第 5 次総合計画分野別懇談会資料
- 【資料A-1-3】 津山市人口等将来推計

A-1-1-2 学科等の人材養成の目的と教育課程の整合性

食物学科では、「保健、医療、福祉及び教育分野の栄養サポートや食育を担い、食のエキスパートとして食生活の改善に寄与できる専門職の養成」を人材養成の目的とし管理栄養士養成に必要な教育課程に加え、小児栄養や高齢期栄養についての知見を深める科目、更には管理栄養士としての知識・技能について総合的・体系的な力量を身につけるための科目を開設する等、人材養成の目的に即した教育課程を編成している。

児童学科では、「教育及び子育て支援の分野において優れた知見と実践的・応用的能力を身に付けた専門職の養成」を人材養成の目的とし、小学校及び幼稚園教諭養成に必要な教育課程、保育士養成に必要な教育課程を編成しているのは勿論であるが、それに加え、子どもの発達・障がいについての理解を深めるための科目や児童の文化（文学・美術・音楽）についての科目群を設ける等、人材養成の目的に即した教育課程を編成している。更に「教職実践演習」では年間を通して現場に出かけ、課外での児童の学習指導に取り組む等、実践的な力量の涵養を図っている。

社会福祉学科では、「誰もが住み慣れたまちや地域でのいきいきとした生活を実現するための諸課題の解決を目指し、地域づくりに貢献できる専門職の養成」を人材養成の

目的とし、社会福祉士養成に必要な教育課程に加え、中山間地や空洞化した中心市街地のまちづくりや地域づくりへの住民参加の方法等を学ぶ授業科目を開設している。学生は度々該当地域へ出かけ、地域住民と関わる中で専門職としての力量を涵養できる教育課程としている。

大学院についても、長期にわたる特別臨地実習や特別課題研究を取り入れ、それぞれの研究科・専攻のより高度な専門職養成の目的に即した特色ある教育課程を編成している。

記述のように、いずれの学科・研究科の教育課程についても、資格・免許取得に必要な教育課程に加え、それぞれで目指す専門職としての力量の涵養のための教育課程を開設、また、授業方法についても単に知識の教授だけでなく、それぞれ現場との関わりを重視した授業形態を工夫し(学問知と実践知の循環)、目的に沿った教育が行えるよう工夫していると判断している。

[エビデンス集・資料]

- 【資料A-1-4】 大学学則第4条【資料F-3】と同じ
- 【資料A-1-5】 大学学則別表1、2【資料F-3】と同じ
- 【資料A-1-6】 大学院学則第10条の2【資料F-3】と同じ
- 【資料A-1-7】 大学院学則別表【資料F-3】と同じ
- 【資料A-1-8】 児童学科シラバス「教職実践演習」【資料F-5】と同じ
- 【資料A-1-9】 社会福祉学科シラバス「中山間地福祉のまちづくり」「地域づくりと住民参加」「福祉のまちづくり概論」【資料F-5】と同じ
- 【資料A-1-10】 平成27(2015)年5月22日実施のFD・SD研修会資料

A-1-③ 地域の課題をテーマとした研究、それを生かした教育による専門的職業人育成の成果

本学は研究助成の制度を設け、担当の専門教科並びに本学の教育及び事務運営の全般にわたるテーマに関する研究について申請のあったものについて、審議の上助成金を支給している。助成金の上限は年額25万円、それとは別に全教員を対象に学会出張費を年額12万円まで支給している。平成25(2013)年度の本助成金支給を受けた者は11人、平成26(2014)年度は16人であった。

これとは別に地域生活科学研究所による所員活動研究助成を受けて研究した者が、平成25(2013)年度が8人、平成26(2014)年度が同じく8人であった。なお、本研究所による研究助成は、研究所の目的・役割に基づいて、「地域のニーズに直接的に応えるか、又は地域における今日的・近未来的課題を客観的に把握して取組む活動」、「研究活動の成果を地域社会へ還元するための活動及び本学教育へ還元するための活動」に限って助成を行っている。この他、科学研究費助成金の支給を受けている教員は、平成26(2014)年度は単独・共同合わせて9人である。

本学は教員採用に当たっては、可能な限り担当専門科目の分野に係る実務経験を応募の要件としている。従って、研究所の助成に基づく研究だけでなく、他の助成金に基づく研究もその多くが所属学科の資格・免許に深く関係し、それ故地域の課題をテーマとしてお

り、その成果は当該学科の教育に反映されている。

地域社会で専門的職業人として活動するためには、食・子どもそして福祉いずれの分野でも、そのための資格ないしは免許が必要である。食の分野の管理栄養士国家試験合格率は、平成 25・26(2013・2014)年度続けて 90%台後半、社会福祉士国家試験についても 2 年続けて 65%を超える合格率で、全国の私立の養成校約 150 校の中で毎年 10 位以内の実績をあげている。児童学科の小学校教員及び保育士についても希望者のほぼ全員が、本採用・臨時採用を合わせると小学校教諭・保育士として就職している。

いずれの学科においても、専門分野への就職率は 80%台半ば、しかもその多くがそれぞれの出身の地方社会で就職している。

これらの教育の成果は、本学教員が本学の使命・学科の教育目的を理解し、それに深く関係した研究とその成果を教育に生かしている結果である。

地域の課題に関する研究への大学のバックアップ体制は適切であり、実務経験を有する教員が多いこともあり、研究の成果を地域貢献は勿論、教育に生かすことで学生の勉学へのモチベーションを高め、国家試験合格実績や専門職への高い就職実績、また出身の地域社会への就職で成果を上げていると判断している。

図 A-1-2 地域生活科学研究所の地域ニーズより生まれた商品のパネル（写真）



[エビデンス集・資料]

【資料 A-1-11】職員研究助成金支給規程(規程集 p.511) 【資料 F-9】と同じ

【資料 A-1-12】平成 25、26(2013、2014)年度研究助成者一覧

【資料 A-1-13】地域生活科学研究所規程(規程集 p.451、p.452、p.461)同運営会議細則及び同研究所に関する所員活動助成費に係る内規【資料 F-9】と同じ

- 【資料A-1-14】 地域生活科学研究所所報(第11号) 【資料1-2-6】と同じ
- 【資料A-1-15】 平成27(2015)年度研究所所員研究成果発表会リスト
- 【資料A-1-16】 平成26(2014)年度科学研究費助成者(完了者)リスト
- 【資料A-1-17】 平成27(2015)年度学生募集用資料「管理栄養士・社会福祉士の国家試験、教員採用試験の合格実績」【資料1-3-3】と同じ
- 【資料A-1-18】 大学案内(p.11~14)「各学科就職実績ページ」【資料F-2】と同じ

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

現在地方社会は少子高齢化・人口減の中で様々な深刻な課題に直面しているが、その中で地域社会の人々が安心・安全に、心豊かに生活できるためには、充実した子育て支援・教育、地域の人々が支えあう仕組み、更には幼児から高齢者までが健康を維持・増進するための栄養面での支援は欠かすことができない。本学の各学科等は、そのような地域社会の課題に対応できる専門職の育成を目的とし、教育課程の編成にも工夫を凝らしている。研究面でも地域社会の課題を反映させた研究を奨励し、それを教育へもフィードバックするよう心がけている。今後ともこのよう取組みの拡充に努めていくこととする。また、大学院については、学部学生への広報と地域社会の社会人への広報を工夫し、学生確保を図っていくこととする。

A-2 本学の使命・目的と地域貢献活動を通じた人材育成、通称「地域をキャンパスとした教育・学び」の取組みの整合性

《A-2の視点》

- A-2-① 「地域をキャンパスとした教育・学び」の目的及び取組み体制の適切性
- A-2-② 教育活動を活用した取組みの成果と適切性
- A-2-③ 学内組織・部活動等による取組みの成果と適切性

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 「地域をキャンパスとした教育・学び」の目的及び取組み体制の適切性

地域の人々の生活を支える専門的職業人の育成を考えると、大学の教室での机上の学びに多様な現場体験を組んだ教育が重要になる。学問知と実践知の循環：学修⇒体験⇒気づきの循環により、

- ① 現場の課題に触れることにより、自らの学びの社会的意義を実感することで、学修へのモチベーションが高められる。
- ② 現場のチームによる課題解決へ向けた取組みに触れることにより、協力して課題に取り組むための社会性、またそのためのコミュニケーションの重要性を再認識する。
- ③ 課題解決へ向けた様々なアプローチの仕方を見聞することで、課題解決への方策が多様であることを認識でき、大学での学修に生かすことができる。

学問知と実践知の循環は、この他社会人基礎力の涵養等、地域の人々の生活と深く関わる専門職育成の上で極めて重要な意義を持っている。そのため、現場での様々な体験・取り組みに触れる・部分的体験・教員の指導の下に課題解決の取組に参画することによる体験的学習を本学では積極的に推進しており、これを「地域をキャンパスとした教育・学び」と呼んでいる。

地域の課題に関わる現場体験的な取組(地域をキャンパスとした教育・学び)の体制については、

- ①各学科が主体となって当該学科の専門と関わる分野での取組
- ②複数の学科が主体となって大学と県との協定に基づく取組
- ③学生部の下にあるボランティアセンターやスポーツセンターによる取組及び内容によってはセンターと学科と連携した取組
- ④学科の専門と結びついたクラブ活動

と多岐に涉った取組により、地域社会の人々の生活を支えることのできる力量を備えた専門的職業人の育成に取り組んでいる。

本学が取り組んでいる「地域をキャンパスとした教育・学び」は、本学及び各学科の人材養成の目的に適切に対応しており、各学科及び学生部を中心に全学的に取り組んでおり、地域社会からも評価されていると判断している。

[エビデンス集・資料]

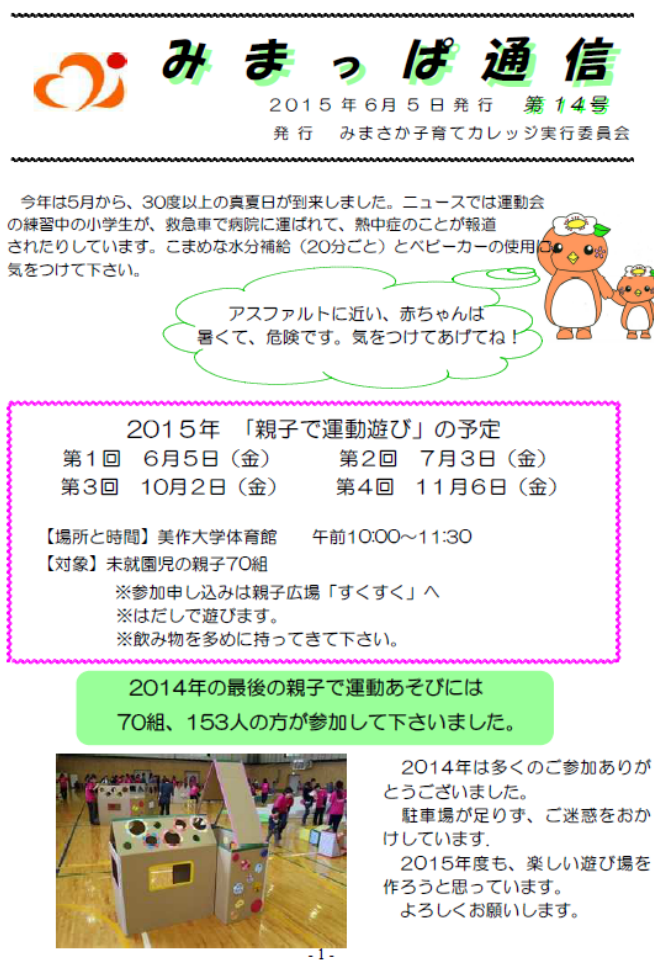
- 【資料A-2-1】 みまさか子育てカレッジの岡山県指定書
- 【資料A-2-2】 平成 26(2014)年度卒業式式辞
- 【資料A-2-3】 津山市教育委員会と児童学科とのスクールフレンドに関する打合せ資料

A-2-② 教育活動を活用した取組みの成果と適切性

食物学科では、卒業研究の調理学分野で地元の企業と共同で地元の食材を使った弁当の開発を行っており、新スーパーマーケット協会主催のコンテストで平成 25(2013)年度はヘルシー弁当部門、平成 26(2014)年度はお寿司部門で続けて最優秀賞を受賞している。また、教員養成についても家庭科・栄養教諭養成においては、市内 2 高校の家庭科の実習補助を定期的に行い、指導法や生徒への接し方等実践的な力量の涵養を図っており、厳しい採用状況にあってもコンスタントに家庭科教諭や栄養教諭(学校栄養職員を含む)として就職している。

児童学科では市教育委員会と協定を締結し、主に 2 年次に定期的に小学校へ出かけ、教育補助や保健室登校児童の話し相手となるスクールフレンド派遣事業、4 年次にあっては「教職実践演習」の授業では、1 年間放課後に学習指導に当たっている(放課後寺子屋塾)。また保育士養成においても、県指定の「みまさか子育てカレッジ」の活動「親子で運動遊び」に児童体育の授業の一環で参加し、幼児への接し方は勿論同伴の母親との関わり方を学んでおり、臨時採用を含めると小学校希望者ほぼ全員が小学校へ勤務、保育所勤務についても同様であり、就職先からの評価も高い。

図 A-1-2 みまさか子育てカレッジの通信誌「みまっば通信」(写真)



社会福祉学科においては、教員の地域貢献の取組に多くの学生が参加し、過疎化した山間地や空洞化し高齢化率の高い中心市街地のまちづくりに積極的に関わり、地域の人々の要望を聞き取り、それを元に地域の行事を企画したりその運営に関わるなどし、地域の高齢者の抱えている課題に直に接し、その解決の方策を地域の人や教員と共に模索する中で、福祉の仕事への強い使命感が養われており、その結果として全国トップレベルの高い合格実績が達成されている。

大学院においても両研究科とも修士論文にかえて、それぞれの専門分野での現場での重要な課題を発見し、その解決法を研究する特別課題研究を認め、学部同様現場との結びつきを重視している。

上記の事実の説明で紹介した以外にも様々な取組みを行っているが、その成果は顕著であり、専門職への高い就職率となっていると判断している。

[エビデンス集・資料]

【資料A-2-4】スーパーマーケット大賞

【資料A-2-5】地域生活科学研究所所報(11号)【資料1-2-6】と同じ

【資料A-2-6】子育てカレッジの事業内容紹介書

【資料A-2-7】社会福祉学科の過疎・高齢地区での取り組み「ものみりよくプロジェクト」新聞記事抜粋

【資料A-2-8】平成27(2015)年度公開研究発表会資料「美作地区の里親制度を推進するために」

A-2-③ 学内組織・部活動等による取組みの成果と適切性

学内的な組織として、地域を学びの場とした学生の活動を推進しているのは、学生部の下にあるボランティアセンターとスポーツセンターである。

ボランティアセンターは、センター職員と学生スタッフにより運営されており、センターへ依頼のあったボランティアについて学生たちに情報提供を行うことと、センターで企画した活動を一般協力学生と実践する取組みに大別される。平成26(2014)年度の主な活動としては、児童館の父の日や敬老の日のイベントへの参加協力、支援学校の生徒との交流会、山間地の高齢者との農業体験交流会、いわゆるB級グルメによる地域起こし行事への参加等がある。スポーツセンターによる活動は、本学体育教員による陸上競技・ヒップホップダンス・幼児体育等のスポーツ教室が定期的に行われており、主に児童学科の学生や陸上競技部の学生が補助スタッフとして支援している。

発達障害や認知症の人たちへの理解を深めてもらうことを目的としたゼミ活動の一環である「リカイヒロメタインジャー」や、クラブ活動の主なものとしては、軽度の発達障害の児童たちとの交流を目的とした「トライアングルサークル」、保育所等での行事や学童保育への参加協力を目的とした児童文化研究部、子どもたちとの農業体験や料理教室を開催している食育サークル等、多くのクラブ活動を通して教室で学べない得難い体験をし、成長している。これらの活動は勿論学生たちの自主的活動であることは言うまでもないが、顧問となっている教職員による適切な助言・サポートがあることを付け加えておくこととする。

ボランティアセンター等学内組織やゼミでの「リカイヒロメタインジャー」、そしてクラブ活動による取組みは、地域を学びの場とする活動として適切であり、本学の人材育成の目的達成へ資するものであると判断している。

しかし、地域社会の抱えている課題の複雑性を考えるとき、個々の取組には限界がある。上記②の視点とも関連するが、学科間の協働といった組織的な取組みの推進が今後必要である。

[エビデンス集・資料]

【資料A-2-9】 ボランティアセンターの活動記録

【資料A-2-10】 スポーツセンターの活動記録

【資料A-2-11】 リカイヒロメタインジャーの新聞記事抜粋

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

本学が取組んでいる地域貢献活動を通じた人材育成、通称「地域をキャンパスとした教育・学び」は、本学の使命・教育目的に適切に対応すると共に、地方社会の抱えている諸課題に深く関わるものである。

既述の通りこれらの取組みは実に多岐にわたっているが、これまでのところこれらの取組みは、それぞれの学科あるいは部署を単位として進められてきた。しかし地域の課題は多様であるのみならず、様々な要因が複雑に絡み合っている。従ってそれらに適切に対応していくためには、分野の異なる複数の学科、あるいは学科と部署とが協働することが重要であり、またそのような取組みに関わることで地域社会に必要とされる人材も育っていく。そのため、平成 28(2016)年度を目途に「地域をキャンパスとした教育・学び」の取組みを大学全体として統括するシステムを作り、この取組みを組織的に展開していくことが重要と考えている。具体的には、学内に「地域連携推進センター」(仮称)を設け、そこを中心に推進していくこととしたい。

今一つの改善事項としては、学生たちが実践を通して学んだことや感じたことを、適切に大学での教育に生かしていく、言わば学問知と実践知の循環による効果的な教育方法の開発に、多少時間はかかっても取組んでいく必要がある。

【基準 A の自己評価】

食、子どもそして福祉の分野で、地域社会の人々の生活を支えることのできる専門職の育成という本学の使命・教育目的は、現在多くの地方社会が直面している課題に即応したものであり、本学の大学院や附置する研究所も含めた教育研究体制は適切である。

研究所所員である教員を含め、多くの教員が地方社会で直面している課題に関連した研究を進めており、その成果を教育に生かし、国家試験合格実績や専門職への高い就職実績から判断して、着実に成果を上げていると評価できる。

「地域をキャンパスとした教育・学び」の取組みは、本学の使命・教育目的に合致した取組みであり、多岐にわたる取組みにより多くの成果を上げてきているところである。しかし、その取組み体制と、その取組みを通して学生たちが獲得した実践知を大学の教育へ活用していく教育方法については、改善に着手する必要がある。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人美作学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	美作大学・美作大学短期大学部大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	美作大学学則、美作大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	美作大学・美作大学短期大学部募集要項、学生募集要項（特別入学指定校）、美作大学編入学募集要項、社会人特別選考募集要項、美作大学外国人募集要項、大学院の案内・募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	美作大学履修要項、美作大学大学院履修要項、食物学科シラバス、児童学科シラバス、社会福祉学科シラバス、美作大学大学院シラバス、キャンパスガイド	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人美作学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	学校法人美作学園事業報告書、財務書類	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人美作学園法人規程集、美作大学・美作大学短期大学部規程	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	学校法人美作学園理事監事名簿、理事会評議員会の開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	大学履修要項（p.2、3）「理念・目的、教育目標」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-2】	大学学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大学学則第 4 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	大学履修要項(p.16、21、26)「各学科の教育目標」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	大学院学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-6】	大学院学則第 10 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-7】	大学院履修要項(p.2)「大学院の教育目標」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-8】	大学履修要項（p.2、3）「理念・目的、教育目標」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-9】	大学学則第 1 条・4 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-10】	平成 27(2015)年度入学式式辞（学長）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	大学学則第 1 条・4 条の 2 及び大学院学則第 1 条・10 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	大学案内（p.19～74）「各学科の紹介」	【資料 F-2】と同じ

美作大学

【資料 1-2-3】	大学院の案内・募集要項 (p.1~18) 「各研究科の案内及び教育研究の概要と特色」	【資料 F-4】 と同じ
【資料 1-2-4】	ホームページ「教育研究の目的」	
【資料 1-2-5】	地域生活科学研究所規程 (規程集 p.441)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 1-2-6】	地域生活科学研究所所報第 11 号(2014)	
【資料 1-2-7】	大学学則第 1 条・4 条の 2 及び大学院学則第 1 条・10 条の 2	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-2-8】	平成 20(2008)年度の日本高等教育評価機構による認証評価の結果	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成 15(2003)年度の建学の理念制定時の理事会議題	
【資料 1-3-2】	平成 23(2011)年度の各学科の人材養成の目的制定時の教授会議議題	
【資料 1-3-3】	平成 26(2014)年度「管理栄養士・社会福祉士の国家試験、教員採用試験の合格実績」	
【資料 1-3-4】	大学案内 (p.13、14) 「就職実績 (過去 4 年間)」	【資料 F-2】 と同じ
【資料 1-3-5】	大学案内 (p.7) 「大学の理念・目的」	【資料 F-2】 と同じ
【資料 1-3-6】	大学履修要項 (p.2、3) 「理念・目的、教育目標」	【資料 F-5】 と同じ
【資料 1-3-7】	ホームページ (各学科・研究科トップページ) 「大学・学科・研究科の理念・目的」	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 1-3-8】	ホームページ「美作大学のテレビ CM」	
【資料 1-3-9】	入学生への志望理由調査結果	
【資料 1-3-10】	平成 27(2015)年度入学式式辞	【資料 1-1-10】 と同じ
【資料 1-3-11】	将来計画検討委員会議題	
【資料 1-3-12】	平成 24~27(2012~2015)年度美作大学・美作大学短期大学部経営指針	
【資料 1-3-13】	大学履修要項(p.3)「美作大学の 3 つの方針」	【資料 F-5】 と同じ
【資料 1-3-14】	大学院履修要項(p.2、3)「美作大学大学院の 3 つの方針」	【資料 F-5】 と同じ
【資料 1-3-15】	大学学則第 6 条	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-3-16】	大学院学則第 9 条	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-3-17】	大学学則第 62 条「附属幼稚園に関する条」	【資料 F-3】 と同じ
【資料 1-3-18】	地域生活科学研究所規程 (規程集 p.441)	【資料 F-9】 と同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学生募集要項(p.1)	【資料 F-4】 と同じ
【資料 2-1-2】	大学院の案内・募集要項(p.19)	【資料 F-4】 と同じ
【資料 2-1-3】	ホームページ「美作大学 3 つのポリシー」	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 2-1-4】	大学案内 (p.15~16)	【資料 F-2】 と同じ
【資料 2-1-5】	進学説明会、学生募集訪問関係実績表	
【資料 2-1-6】	オープンキャンパス関係資料	
【資料 2-1-7】	学生募集委員会規程 (規程集 p.201)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-1-8】	入学試験委員会規程(規程集 p.131)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-1-9】	入学者選考規程(規程集 p.141)	【資料 F-9】 と同じ
【資料 2-1-10】	指定校への送付文書	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	大学履修要項(p.2、3、16、21、26)「各学科のカリキュラムポリシー」	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-2-2】	大学院履修要項(p.2、3)「各学科のカリキュラムポリシー」	【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-2-3】	1 年次セミナー関係資料	
【資料 2-2-4】	大学履修要項(p.50)履修規程 2 条の 2 及び各学科の内規「履修登録単位数の上限」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-5】	平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	学生支援の手引き	
【資料 2-3-2】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-3】	新入生履修ガイダンス及びオリエンテーション・セミナー資料	
【資料 2-3-4】	1 年次セミナー関係資料	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-3-5】	実習の巡回指導等の計画 (例)	
【資料 2-3-6】	平成 27(2015)年度時間割表 (前期)	
【資料 2-3-7】	生活科学研究科ガイダンス資料	
【資料 2-3-8】	大学院の案内・募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-3-9】	大学院履修要項(p.30、31)「TA 規程」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-10】	平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-3-11】	平成 26(2014)年度学長と学生の懇談会資料	
【資料 2-3-12】	平成 23(2011)年 9 月の『サンデー毎日』記事	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	大学学則第 12 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	大学履修要項 (p.8~12) 「履修登録」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-3】	履修ガイダンス資料(例)	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-4-4】	成績通知書解説資料(保護者宛・学生宛)	
【資料 2-4-5】	学科実習の履修基準(参考)	
【資料 2-4-6】	大学院学則第 6 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-7】	大学履修要項 (p.49~51) 「大学学位規程」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-8】	生活科学研究科学位判定運営プログラム資料	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	大学履修要項及びシラバス (該当科目抜粋)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	就職委員会規程 (規程集 p.211)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-5-3】	キャンパスガイド (p.64、65) 「就職支援室」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-4】	大学案内(p.11~14)「各学科就職実績ページ」	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-5】	就職ガイダンス関係資料	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	大学案内(p.11~14)「各学科就職実績ページ」	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-6-2】	平成 26 年度卒業生の就職・進路等の動向	
【資料 2-6-3】	実習の巡回指導等の計画 (例)	【資料 2-3-5】と同じ
【資料 2-6-4】	就職開拓訪問資料	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会規程 (規程集 p.231)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-2】	大学案内(p.80~98)「キャンパスライフ関係」	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-7-3】	キャンパスガイド(p.45) 「事務局 MAP」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-4】	キャンパスガイド(p.52~56)「学内施設、寮・下宿での生活」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-5】	キャンパスガイド(p.76、77)「通学に関して」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-6】	キャンパスガイド(p.73、74)「奨学金等」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-7】	キャンパスガイド(p.66~68)「困った時は…」(保健室・学生相談室)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-8】	「MAS 賞」推薦者募集要項及び平成 26 年度受賞者一覧	

美作大学

【資料 2-7-9】	キャンパスガイド(p.72)「ボランティアセンター」	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-10】	ボランティアセンター規程(規程集 p.471)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-11】	ボランティアセンター資料	
【資料 2-7-12】	スポーツセンター規程(規程集 p.481)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-7-13】	平成 19(2007)年度学生生活に関するアンケート	
【資料 2-7-14】	平成 24(2012)年度キャンパスライフに関するアンケート	
【資料 2-7-15】	平成 25 年度(2015)食堂アンケート	
【資料 2-7-16】	平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-7-17】	平成 26(2014)年度学長と学生の懇談会資料	【資料 2-3-11】と同じ

2-8. 教員の配置・職能開発等

【資料 2-8-1】	教員選考規程 (規程集 p.91~93)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-2】	教員採用人事のガイドライン (規程集 p.101)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-3】	平成 27(2015)年度へ向けた公募要領	
【資料 2-8-4】	管理栄養士養成課程の法令による教員配置規則との対比	
【資料 2-8-5】	社会福祉士養成課程の法令による教員配置規則との対比	
【資料 2-8-6】	保育士養成課程の法令による教員配置規則との対比	
【資料 2-8-7】	小学校・幼稚園教諭、家庭科中・高校教諭及び栄養教諭免許法で求められる教員との対比	
【資料 2-8-8】	平成 27(2015)年度初任者研修に関する資料	
【資料 2-8-9】	ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 (規程集 p.161)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-10】	授業評価アンケート用紙	
【資料 2-8-11】	授業見学週間資料	
【資料 2-8-12】	FD 研修・職員会議関係資料	
【資料 2-8-13】	シラバスチェック体制のガイドライン (規定集 p.171)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-14】	教務委員会規程 (規程集 p.221)	【資料 F-9】と同じ
【資料 2-8-15】	1 年次セミナー関係資料	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-8-16】	情報処理教育センター委員会資料	

2-9. 教育環境の整備

【資料 2-9-1】	設置基準上必要な校地・校舎の面積と本学の校地・校舎との対比表	
【資料 2-9-2】	栄養士法施行規則第 11 条(8)に定める管理栄養士養成課程として必要な施設と食物学科の施設との対比表	
【資料 2-9-3】	社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条ヌで定める演習室及び実習指導室と社会福祉学科の施設との対比表	
【資料 2-9-4】	学報みまさか 100 周年記念号「100 周年記念館の概要」	
【資料 2-9-5】	情報管理に関するガイドライン	
【資料 2-9-6】	1 年次セミナー関係資料	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-9-7】	平成 27(2015)年度時間割 (前期)	【資料 2-3-6】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人美作学園寄附行為第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	大学学則及び大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	教授会規程(規程集 p.71)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-4】	学校法人美作学園寄附行為第 5 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-5】	法人規程集(30)「経営会議規程」	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-6】	平成 24~27(2012~2015)年度美作大学・美作大学短期大学	【資料 1-3-12】と同

美作大学

	部経営指針	じ
【資料 3-1-7】	平成 25(2013)、26(2014)年度 理事会・評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-1-8】	平成 25(2013)、26(2014)年度 監査会の開催状況	
【資料 3-1-9】	法人規程集(38)「公益通報に関する規程」	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-10】	電力デマンド契約書	
【資料 3-1-11】	ホームページ「警報発令時の授業の取扱いについて」	
【資料 3-1-12】	火災・地震発生時の避難経路	
【資料 3-1-13】	美作大学倫理綱領(規程集 p.1)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-14】	ハラスメントの防止等に関する規程(規程集 p.291)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-15】	ハラスメント相談員及び相談窓口対応マニュアル(規程集 p.301)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-16】	法人規程集(24)「個人情報保護規程」	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-17】	キャンパスガイド(p.79 ~84)「災害・緊急時の対応はどうしたらいいの」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-18】	広報に関する指針(規程集 p.601)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-1-19】	ホームページ「情報公開」	
【資料 3-1-20】	大学ポータル「美作大学」	
【資料 3-1-21】	学報みまさか第 75 号(p.13)「学校法人美作学園決算概要」	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会・評議員会の開催状況及び理事・監事、評議員会の出席率	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-2-2】	法人規程集(30)「経営会議規程」	【資料 F-9】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	法人規程集(30)「経営会議規程」	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-2】	大学学則第 39 条・40 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-3】	教授会規程(規程集 p.71)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-4】	大学院学則第 43 条・44 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-3-5】	部科(課)長会議規程(規程集 p.121)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-6】	法人及び大学の規程一覧	【資料 F-9】を参照
【資料 3-3-7】	教授会規程(規程集 p.71)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-8】	部科(課)長会議、自己点検・評価委員会、入学試験委員会、学生募集委員会、就職委員会規程(規程集 p.121、131、151、152、201、211、212)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-3-9】	平成 25(2013)、27(2015)年度年頭所感	
【資料 3-3-10】	教員選考規程第 8 条(規程集 p.91~93)	【資料 F-9】と同じ
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	部科(課)長会議規程第 3 条(規程集 p.121)	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-4-2】	平成 27(2015)年度 4~6 月職員会議資料(各課報告事項)	
【資料 3-4-3】	学科会議報告書「平成 27(2017)年 5 月児童学科」(例)	
【資料 3-4-4】	学校法人美作学園寄附行為第 18 条・20 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-5】	学内用サーバーを活用し総務課が管理している「教授会議事録」及び「部科(課)長会議議事録」(PC 画面のハードコピー)	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	法人規程集(15)美作学園管理組織規程	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-5-2】	美作学園・美作大学・美作大学短期大学部組織図(本紙 p.59、65)	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学生生徒等納付金に係る学生数	【データ編 表 3-8】と同じ
3-7. 会計		

【資料 3-7-1】	法人規程集(12)「経理規程」	【資料 F-9】と同じ
【資料 3-7-2】	学園監査会議題	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	自己点検・評価委員会規程（規程集 p.151、152）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-2】	平成 11(1999)年 3 月「大学の現状と課題—1998 年度自己点検・評価報告書—」	
【資料 4-1-3】	平成 14 (2002)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大)	
【資料 4-1-4】	平成 19(2007)年度の短期大学部自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-5】	平成 20(2008)年度の大学自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-6】	平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大)	
【資料 4-1-7】	平成 26(2014)年度の短期大学部自己点検・評価報告書	
【資料 4-1-8】	自己点検・評価委員会規程（規程集 p.151、152）	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-1-9】	各基準・評価項目毎の担当者一覧	
【資料 4-1-10】	平成 26(2014)年度自己点検・評価委員会の議題	
【資料 4-1-11】	平成 11(1999)年 3 月「大学の現状と課題—1998 年度自己点検・評価報告書—」	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-12】	平成 14 (2002)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大)	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-1-13】	平成 20(2008)年度の大学自己点検・評価報告書	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-1-14】	平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書(大学・短大)	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 4-1-15】	平成 26(2014)年度の短期大学部自己点検・評価報告書	【資料 4-1-6】と同じ
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	平成 24(2012)年度の調査「2012 キャンパスライフに関するアンケート」	【資料 2-7-14】と同じ
【資料 4-2-2】	平成 26(2014)年勉学及び学生生活に関する調査	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 4-2-3】	平成 26(2014)年秋の就職先開拓報告(参考)	
【資料 4-2-4】	平成 26 年度卒業生の就職・進路等の動向	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 4-2-5】	平成 26(2014)年度学長と学生の懇談会資料	【資料 2-3-11】と同じ
【資料 4-2-6】	平成 27(2015)年度各県別の入試出願状況調べ(参考)	
【資料 4-2-7】	ホームページ「自己点検・第三者評価報告」 http://mimasaka.jp/modules/about2/index.php?content_id=23	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	法人規程集(30)「経営会議規程」	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-2】	部科(課)長会議規程第 3 条(規程集 p.121)	【資料 F-9】と同じ
【資料 4-3-3】	学科毎及び研究科毎の 3 つの方針の策定	

基準 A. 本学が使命とする「地域社会の生活を支える専門的職業人の育成」の適切性

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 地域社会の課題と本学の教育目的・目標との整合性		
【資料 A-1-1】	平成 25(2013)年度全国学力・学習状況調査	
【資料 A-1-2】	津山市第 5 次総合計画分野別懇談会資料	
【資料 A-1-3】	津山市人口等将来推計	
【資料 A-1-4】	大学学則第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 A-1-5】	大学学則別表 1、2	【資料 F-3】と同じ
【資料 A-1-6】	大学院学則第 10 条の 2	【資料 F-3】と同じ

美作大学

【資料A-1-7】	大学院学則別表	【資料F-3】と同じ
【資料A-1-8】	児童学科シラバス「教職実践演習」	【資料F-5】と同じ
【資料A-1-9】	社会福祉学科シラバス「中山間地福祉のまちづくり」「地域づくりと住民参加」「福祉のまちづくり概論」	【資料F-5】と同じ
【資料A-1-10】	平成 27(2015)年 5 月 22 日実施の FD・SD 研修会資料	
【資料A-1-11】	職員研究助成金支給規程(規程集 p.511)	【資料F-9】と同じ
【資料A-1-12】	平成 25、26(2013、2014)年度研究助成者一覧	
【資料A-1-13】	地域生活科学研究所規程(規程集 p.451、p.452、p.461)同運営会議細則及び同研究所に関する所員活動助成費に係る内規	【資料F-9】と同じ
【資料A-1-14】	地域生活科学研究所所報(第 11 号)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料A-1-15】	平成 27(2015)年度研究所所員研究成果発表会リスト	
【資料A-1-16】	平成 26(2014)年度科学研究費助成者(完了者)リスト	
【資料A-1-17】	平成 27(2015)年度学生募集用資料「管理栄養士・社会福祉士の国家試験、教員採用試験の合格実績」	【資料 1-3-3】と同じ
【資料A-1-18】	大学案内(p.11~14)「各学科就職実績ページ」	【資料F-2】と同じ
A-2. 本学の使命・目的と地域貢献活動を通じた人材育成、通称「地域をキャンパスとした教育・学び」の取り組みの整合性		
【資料A-2-1】	みまさか子育てカレッジの岡山県指定書	
【資料A-2-2】	平成 26(2014)年度卒業式式辞	
【資料A-2-3】	津山市教育委員会と児童学科とのスクールフレンドに関する打合せ資料	
【資料A-2-4】	スーパーマーケット大賞	
【資料A-2-5】	地域生活科学研究所所報(11号)	【資料 1-2-6】と同じ
【資料A-2-6】	子育てカレッジの事業内容紹介書	
【資料A-2-7】	社会福祉学科の過疎・高齢地区での取り組み「ものみりよくプロジェクト」新聞記事抜粋	
【資料A-2-8】	平成 27(2015)年度公開研究発表会資料「美作地区の里親制度を推進するために」	
【資料A-2-9】	ボランティアセンターの活動記録	
【資料A-2-10】	スポーツセンターの活動記録	
【資料A-2-11】	リカイヒロメタインジャーの新聞記事抜粋	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。